

平成 18 年度
世界の森林保全のための
違法伐採問題に関する検討調査業務
報告書

2007 年 3 月

財団法人 地球・人間環境フォーラム

はじめに

違法伐採問題は、地球規模での森林生態系の保全、持続可能な森林経営の推進にとって重大な脅威となっており、生産国・輸出国における森林法整備、施行の向上などとともに、消費国における政府・民間調達における合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の拡大など、国際的な取り組みが求められてきている。

例えば、EU（欧州連合）においては FLEGT（Forest Law Enforcement, Governance and Trade、森林法の施行、ガバナンスおよび貿易）行動計画を策定して包括的な違法伐採対策を推進しているほか、各国の政府・業界団体、民間企業も、相次いで行動規範や調達方針を策定し、供給側への要請や支援を戦略的に行っている。なかでも、英国政府は、2000 年から、公共事業の木材調達において合法性・持続可能性が証明されたものを調達するという方針を採用し、政府各部署や契約先企業に対する情報提供に力を入れているほか、政府・NGO・産業界による円卓会議の定期的な開催、情報の発信、生産国支援などを行っている。

公共調達措置とともに重要な対策に位置付けられているのが、貿易措置である。EU では、輸出国との合意の下、輸出側で合法性が証明された木材のみを輸入許可するという措置が進められている。

一方、わが国では、G8 グレンイーグルズ・サミットの結果を踏まえ、国内における違法伐採対策として、2006 年（平成 18 年）4 月より「グリーン購入法」の基本方針に、政府調達の対象を合法性が証明された木材・木材製品とし、持続可能性についても配慮事項として推進していくことになり、現在、政府等において、本方針に沿った調達を推進しているところである。また、民間企業では、特に紙製品が先行する形で、調達において合法性・持続可能性を確認する取り組みが見られる。

現在、わが国においてはこのような取り組みを効果的に推進し、民間に対する波及効果を図っていくとともに、EU 諸国と歩調をあわせた形で林産業への貿易措置等を含めた包括的な違法伐採対策戦略を発展させていくことが求められている。

そこで、本調査業務では、政府、業界団体、民間企業におけるそれぞれの違法伐採対策について、英国等の EU 諸国における取り組み手法や先進事例の情報を収集・整理・比較し、日本の実情に即した形でわが国のとりうる政府レベル、民間レベル等の対策の検討を行った。本報告書は、日本の政府調達の実効性を高めるための具体的方策を示すと同時に、地方自治体及び企業がグリーン購入法改定に適切に対応し、さらに持続可能な木材調達を実施できるような取り組みの方法をより具体的に提示することをねらいとしている。また貿易措置を導入するにあたっての課題の整理も行っている。

最後に、貴重なお時間をさいて聞き取りに対応してくださった多くの政府・企業・NGO 関係者、さらに調査の実施にあたり貴重なインプットをいただいた検討委員の先生方に厚く御礼申し上げます。本報告書が世界の森林保全に向け、政府、民間を問わず日本全体の違法伐採対策を実効性の高いものにしていくための一助になれば幸いである。

2007 年 3 月

財団法人 地球・人間環境フォーラム
理事長 岡崎 洋

目次

はじめに.....	i
目次.....	ii
調査概要.....	iv
参考資料.....	v
略語表.....	vi
違法伐採問題と欧州の取組みの経緯～イントロダクションに代えて	1
1) 違法伐採問題の経緯.....	1
2) 欧州の取組みの経緯.....	4
第 1 章 欧州政府の取組み	5
1-1 欧州各国の政府調達方針.....	5
1) 英国.....	5
2) オランダ.....	12
3) デンマーク.....	16
4) 英国、オランダ、デンマークの政府調達制度の比較とハーモナイズ.....	18
5) フランス.....	22
6) ドイツ.....	25
7) ベルギー.....	26
1-2 EU FLEGT 行動計画と VPA.....	27
1) EU FLEGT 行動計画.....	27
2) VPA とライセンス・スキーム.....	28
3) 加盟国による VPA 支援の取組み：英国の例.....	32
4) VPA プロセスに関する予算.....	36
第 2 章 欧州企業の木材調達の取組み事例	37
2-1 業界団体.....	37
1) TTF (Timber Trade Federation：木材貿易連盟).....	37
2) オランダ木材貿易協会 (VVNH).....	44
3) TTAP (Timber Trade Action Plan：木材貿易行動計画).....	49
2-2 個別企業.....	52
1) Timbmet 社.....	52
2) Latham 社.....	55
3) B&Q 社.....	58
4) Marks & Spencer 社.....	61
5) Trima 社.....	63
6) Wijma 社.....	64
7) Kwantum 社.....	66

第 3 章 日本 の 現 状 及 び 欧 州 事 例 の 分 析 と 日 本 の 違 法 伐 採 対 策 へ の 提 言	68
3-1 日 欧 の 違 法 伐 採 対 策 の 現 状	68
3-2 欧 州 の 政 府 ・ 企 業 の 木 材 調 達 方 針 の 事 例 分 析	71
1) 違 法 伐 採 問 題 (FLEGT) に お け る 調 達 方 針 の 位 置 づ け	71
2) 調 達 方 針 の 内 容	72
3) リ ス ク 評 価 シ ス テ ム	72
4) サ プ ラ イ チ ェ ー ン の 確 認 (CoC)	76
5) 調 達 材 の 合 法 性 ・ 持 続 可 能 性 を 判 断 す る 指 標	76
6) 明 確 な 目 標 値 の 設 定	78
7) 助 言 ・ 普 及	79
8) モ ニ タ リ ン グ 、 情 報 公 開 、 異 議 申 立 て	79
9) 木 材 調 達 制 度 の 策 定 ・ 改 善 プ ロ セ ス	80
10) 他 国 と の 連 携 ・ ハ ー モ ナ イ ズ	80
3-3 日 本 の 現 状 の 分 析	81
1) 供 給 側 の 意 識	81
2) 需 要 側 の 意 識	84
3-4 貿 易 措 置 導 入 に 当 た っ て の 課 題 ・ 分 析	89
1) 違 法 木 材 の 取 引 規 制	89
2) 貿 易 措 置 と WTO と の 整 合 性	91
3-5 ま と め ～ 欧 州 の 事 例 を 踏 ま え た 日 本 の 今 後 の 違 法 伐 採 対 策 の あ り 方	104

調査概要

本調査は以下のような手法で実施した。

1. 欧州における違法伐採対策の文献等調査（2006 年 9 月～12 月）

昨年度までの 2 ヶ年の事業にて収集された情報（報告書）及び文献等から、欧州において行われている違法伐採対策に関連する取り組みの概略に関する情報を収集した。

2. 英国、オランダ聞き取り調査（2007 年 1 月～2 月）

英国・ロンドンで定期的に（年に 2 回）開催されている違法伐採ステークホルダー会合（Illegal Logging Stakeholder Update）の第 9 回会合（1 月 25・26 日）に出席すると同時に、今年度の調査対象国となった英国、オランダの政府関係省庁、木材輸入業界団体、個別企業への聞き取りを行い、それぞれの主体ごとの調達方針の策定・実施などをはじめとする違法伐採対策の概要、今後の課題や展望についてまとめた。

3. 検討委員会における意見聴取及び議論（2006 年 12 月、2007 年 2 月）

本調査業務を進めるに当たり、下記の委員からなる検討委員会を設け、調査対象国の決定、聞き取り調査における調査項目、報告書の取りまとめの方向性等について助言いただいた。

平成 18 年度世界の森林保全のための違法伐採問題に関する検討調査業務検討委員会

（敬称略・五十音順）

岡崎 時春	国際環境 NGO FoE Japan	副代表理事
柿澤 宏昭	北海道大学森林政策学研究室	教授
小浜 崇宏	熱帯林行動ネットワーク（JATAN）	事務局長代行
佐藤 博之	グリーン購入ネットワーク	事務局長
島本 美保子	法政大学社会学部	教授
立花 敏	（独）森林総合研究所林業経営・政策研究領域	主任研究員
永田 信（座長）	東京大学大学院林政学研究室	教授
フェデリッコ・ロペス＝カセーロ		
	（財）地球環境戦略研究機関（IGES）	研究員

調査期間

2006 年 9 月～2007 年 3 月

調査チーム

塚本 忠之	（財）地球・人間環境フォーラム	事務局長
坂本 有希	〃	企画調査部主任研究員
満田 夏花	〃	企画調査部主任研究員
天野 路子	〃	企画調査部研究員
中澤 健一	〃	客員研究員

参考資料

- ・ 全国木材組合連合会「平成 16 年度世界の森林保全のための違法伐採問題に関する検討調査業務」平成 17 年（2005 年）3 月
- ・ 全国木材組合連合会「平成 17 年度世界の森林保全のための違法伐採問題に関する検討調査業務」平成 18 年（2006 年）3 月
- ・ 熱帯林行動ネットワーク、FoE Japan、地球・人間環境フォーラム「北米・欧州における森林環境に配慮した木材・紙調達の取り組み」2004 年 12 月
- ・ FoE Japan、熱帯林行動ネットワーク、地球・人間環境フォーラム、「欧州の持続可能な木材調達戦略政府・業界・企業・NGO の取り組み」2004 年 7 月 12 日
- ・ FoE Japan「環境政策提言：世界の森林環境保全のための国内各層での“フェアウッド”利用推進 最終報告書」2005 年 3 月
- ・ Federico Lopez-Casero「海外における違法伐採問題対策 —ヨーロッパと日本の政府調達事例を比較して」2006 年 10 月 16 日、IGES/K-FACE 地球環境セミナー資料
- ・ Christian Lundmark Jensen et.al, “Public Procurement Policies for timber in DK, NL and UK –options for further Harmonisation” UNECE/FAO Policy Forum, 5 October 2006
- ・ CHATHAM HOUSE “Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation” July 2006
- ・ Duncan Brack and Jade Saunders, “DEMAND-SIDE OPTIONS Policies and measures for reducing imports of illegal timber and timber products to consumer countries”, CHATHAM HOUSE, May 2006
- ・ “UK Government Timber Procurement Policy – Timber Procurement Advice Note November 2005” November 2005
- ・ Institute of forestry and forest products (Probos), Netherlands’ Timber Trade Association (VVDN), Netherlands’ Paper and Board Association (VNP), Ministry of agriculture, nature and food quality, “The Netherlands National Market Report 2006”, presented to the Sixty-Third Session of ECE/Timber Committee 3-6 October, 2006
- ・ The Danish Environment Protection Agency, The Danish Forest and Nature Agency, “Purchasing Tropical Timber – Environmental guidelines”, 2003
- ・ Timber Trade Federation, “Responsible Purchasing Policy”
- ・ Netherlands Timber Trade Association(NTTA), “NTTA Policy Plan 2006-2009 ‘The roots of timber’”, 2006
- ・ Netherlands Timber Trade Association(NTTA), “Toolbox for legal verification and timber tracking”, December 2004
- ・ Tropical Forest Trust, “Information for Prospective Companies – Why join TTAP, how to join TTAP, what are the costs and who will pay?”, June 2006

略語表

AFP	Asian Forest Partnership	アジア森林パートナーシップ
BRL	National Assessment Guidelines	(オランダの木材持続可能性確保のためのガイドライン)
CIFOR	Center for International Forestry Research	国際森林林業研究センター
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (ワシントン条約)
CoC	Chain of Custody	生産・流通・加工工程の管理
CPET	Central Point of Expertise on Timber	《英》(政府木材調達方針のための専門家機関)
CSA	Canada Standard Association	カナダ標準化協会
DFID	Department for International Development	《英》国際開発省
DEFRA	Department for Environment, Food and Rural Affairs	《英》環境・食糧・農村地域省
FLEGT	Forest Law Enforcement, Governance and Trade	森林法の施行・ガバナンス・貿易
FSC	Forest Stewardship Council	森林管理協議会
GFTN	Global Forest and Trade Network	(森林認証取得支援等を行う、WWF のプログラム)
ITTA	International Tropical Timber Agreement	国際熱帯木材協定
ITTO	International Tropical Timber Organization	国際熱帯木材機関
IUCN	International Union for Conservation of Nature and Natural Resources	国際自然保護連合
LEI	Lembaga Ekolabel Indonesia	インドネシアエコラベリング協会
MoU	Memorandum of Understanding	覚書
MTCC	Malaysian Timber Certification Council	マレーシア木材認証協議会
PEFC	Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes	(ヨーロッパで発達した森林認証制度)
RIIA	Royal Institute of International Affairs (Chatham House)	《英》王立国際問題研究所 (チャタムハウス)
RPP	Responsible Purchasing Policy	責任ある調達方針 (英 TTF が会員企業向けに提供する責任ある調達支援制度)
SFI	Sustainable Forestry Initiative	(AF&PA (全米林産物製紙協会) が策定した森林認証制度)
TFT	Tropical Forest Trust	熱帯林トラスト (NPO、本部: スイス)
TNC	The Nature Conservancy	(環境 NGO、本部: 米国)
TTF	Timber Trade Federation	《英》木材貿易連盟
VPA	Voluntary Partnership Agreement	自主的パートナーシップ協定
VVNH	Vereniging Van Nederlandse Houtondernemingen	《蘭》木材貿易協会 (英語表記では NTTA : Netherlands Timber Trade Association)
WTO	World Trade Organization	世界貿易機構
WWF	Worldwide Fund for Nature	世界自然保護基金 (環境 NGO)

違法伐採問題と欧州の取組みの経緯～イントロダクションに代えて

1) 違法伐採問題の経緯

違法伐採問題は近年、国際社会にとって重要な課題として認識が共有されるようになった。地球温暖化や生物多様性への影響とともに、貧困やガバナンスの問題とも関係して持続可能な開発の実現へ大きなマイナス要因として認識されているからだ。

1998 年、G8 バーミンガム・サミットにおいて、G8 諸国は「違法伐採は、国及び地方政府、森林所有者及び地域社会から重要な収入と便益を奪い、森林生態系に被害を与え、木材市場と森林資源評価を歪め、持続可能な森林経営を抑制する因子として機能する」とし、「G8 森林行動プログラム」に位置付けた¹。

バーミンガム会合合意事項

10. 違法伐採は、国及び地方政府、森林所有者及び地域社会から重要な収入と便益を奪い、森林生態系に被害を与え、木材市場と森林資源評価を歪め、持続可能な森林経営を抑制する因子として機能する。振替価格操作、インボイスのごまかし及びその他の違法な行為を含む、違法に収穫された木材の国際貿易は、違法伐採の問題を悪化させる。問題の程度に関するより良い情報は、実際的で効果的な対策の開発のため前提条件である。
11. G8 メンバーは:
 - 実際的で効果的な対策開発のための基礎として、違法に収穫された木材の国際貿易の性格と程度に関する情報と評価の共有を奨励する。
 - 例えば森林に関する政府間フォーラムと ITTO を通じて、国際的な木材貿易に関する経済的情報と市場透明性の改善のための実施措置を確認し支援する。
 - 違法伐採と違法に収穫された木材の国際貿易をコントロールする国内措置の効率性を確認し評価し、改善が必要な分野を確認する。
 - 木材の貿易に関係する国際商取引における贈収賄と腐敗防止を目的とする国際協定の下での義務履行のための措置を講ずる。
 - 違法伐採と違法に収穫された木材の国際貿易の性格と程度の評価とその対策の策定と実施の能力開発のため、関心あるパートナー諸国と協力し、ITTO を含む国際機関を通じた取組を行う。

2000 年 7 月の G8 九州沖縄サミットでは「違法伐採との闘い」がコミットされ、「輸出及び調達に関する慣行を含め、違法伐採に対処する最善の方法についても検討する」とし、違法伐採問題に対して国際的に取り組むことへのコンセンサスができた²。

この結果を受け、「森林法の施行に関する東アジア閣僚会合 (FLEG)」が 2001 年 9 月にインドネシアで開催され、インドネシア、中国、タイ、フィリピン、ラオス、ベトナム、カンボジア、G8 から日、米、英、独、EU、その他豪州の代表と、世銀、ITTO、FAO など国際機関、環境 NGO が参加して違法伐採問題について話し合い、この問題に積極的に取り組む旨の閣僚

¹ G8 森林行動プログラム実施進捗状況報告書より (外務省仮訳)

² 「G8 コミュニケ・沖縄 2000、Para67」、G8 九州・沖縄サミット首脳会合、2000 年 7 月 23 日

宣言が採択され、以下の項目が確認された³。

- 違法伐採問題に輸出入国双方が取組む。二国間・多国間協議、協力が必要
- 違法材の輸出入を排除する方策追求
- 政策決定に利害関係者の参加促進と透明性を高める
- 持続可能森林経営のため森林資源に依存する人々の経済面を改善
- 森林資源のモニタリングと評価の取組
- NGO、企業等にアドバイス要請
- G8 諸国等へ支援や問題への取組み要請
- WSSD 等で違法伐採問題等が扱われるよう努力

2002 年 6 月、カナダで開催された G8 外相会合では、G8 森林行動プログラムの最終報告書が公表され、この中で、G8 各国は違法伐採木材に対して輸出入を排除する為の行動を約束。首脳会談において小泉総理も「違法伐採問題への取り組みを強調した G8 森林最終報告書を歓迎し、その実施も重要である」との発言をしている。

2002 年 8-9 月に南アフリカで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）では、森林法規の実行、林産物の違法な国際貿易への対処等、違法伐採への国際的取組みの必要性を協調した実施計画が採択された。また、日本とインドネシア政府は「アジア森林パートナーシップ（AFP）」を正式に発足させた。

FLEG 東アジアでの成果から、2002 年は二国間・多国間での具体的協力体制も構築されるようになった。まずは 4 月、英国とインドネシアが MoU を締結⁴、8 月にはノルウェーとインドネシア間で⁵、さらに 12 月には中国とインドネシア間でも同様の MoU が締結された⁶。法の実施体制や取引の監視体制強化、合法木材の識別などを目指し、各国間での協力支援体制の構築を目指す内容である。日本とインドネシア間でも 2003 年 6 月に小泉首相とメガワティ大統領の間で同様の二国間共同宣言とアクションプランが締結されており⁷、国際社会に対して違法伐採への闘いを公約している。

2005 年 3 月には、英国ダービシャーで開催された G8 環境・開発大臣会合で、世界的に蔓延する違法伐採と国際市場に流れる違法木材が、持続可能な開発にとって深刻な問題であるとの認識から、G8 各国が協力してこの問題に取り組む旨合意がされた。輸出国側でのガバナンスの改善や法施行の強化のために G8 が支援を強化することを約束。同時に、輸入国側の責務として、違法木材の輸入や取引を停止するための施策や、公共調達において合法的な木材のみ

³ 「プレスリリース 森林法の施行に関する東アジア閣僚会合結果（概要）」林野庁、平成 13 年 9 月 17 日

⁴ “Memorandum of Understanding Between The Government of the Republic of Indonesia and the Government of Great Britain and Northern Ireland on Cooperation to Improve Forest Law Enforcement and Governance and To Combat Illegal Logging and the International Trade in Illegally Logged Timber and Wood Products”, 18 April 2002

⁵ ”Letter of Intent between the Government of the Kingdom of Norway and the Government of the Republic of Indonesia regarding Cooperation to Improve Forest Law- Making and Law Enforcement to Combat Illegal Logging”, 30 Aug. 2002

⁶ ”Memorandum of Understanding between the Government of the Republic of Indonesia and the Government of the People’s Republic of China Concerning Cooperation in Combating Illegal Trade of Forest Products”, 18 December 2002

⁷ 「違法伐採及び違法に伐採された木材と木製品の国際貿易に取り組むための協力に関する日本国政府及びインドネシア共和国政府との間の共同発表」およびその実施のための「行動計画」

を調達する施策を講じるよう推奨している。また、木材取引に関係する民間企業に対しても、合法木材の取引を促すとともに、自主的な行動規範の実施や木材取引の透明性を高めるよう働きかけていくとしている。この閣僚声明の結論は、同年 7 月のグレンイーグルズ首脳サミットにおいても承認され「グレンイーグルズ行動計画」に盛り込まれている。

森林違法伐採対策に関する G8 閣僚声明（骨子）⁸

1. 我々は、違法伐採に取り組むことは持続可能な森林経営及び持続可能な開発に向けた重要なステップであることに合意する。我々は、違法伐採、関連する貿易及び汚職が環境の悪化、生物多様性の喪失、森林破壊及び気候システムに与える影響を認識する。違法伐採は、また、最貧国における生活に影響を与え、政府の歳入減少を引き起こし、市場及び貿易を歪曲し、紛争を継続させるものである。
2. 我々は、アフリカの開発における森林の重要性をハイライトしたアフリカ委員会の作業を歓迎する。
3. 我々は、また、FLEG 地域閣僚プロセス、アジア森林パートナーシップ、コンゴ川流域森林パートナーシップ、「森林法施行、ガバナンス及び貿易に関する EU 行動計画」といった国によるイニシアティブ及び地域的なプロセスを歓迎する。また、我々は、国連森林フォーラム、国連食糧農業機関、生物多様性条約、国際熱帯木材機関等の機関による取組を歓迎する。
4. 我々は、違法伐採への取組には、木材及び木材製品の生産者及び消費者双方による行動が求められることに合意する。我々は、それぞれの国が最も効果的に貢献できるようなある幅のある様々な措置を取ることを約束する。我々は、また、他の主要な木材消費国と連携する。
5. 我々は、既存の森林法執行及びガバナンスのプロセスへの支援を増強し、この支援を他の地域にも拡大することにより、木材生産国を援助することを約束する。これは、違法伐採への取組に対し、より広い認識、理解及びコミットメントを築くことに資するであろう。
6. 我々は、透明性の強化や情報、特に森林伐採の権利と歳入の配分に関する情報へのアクセスの強化を通じた腐敗との戦い、森林法、野生生物法及び関連法規の施行能力の強化、これらの行動への市民社会及び地域社会の巻き込み、紛争後の状況における法施行及び行政体制の再構築、並びにワシントン条約の義務の遵守を助けることより、違法伐採及び関連する貿易に対処する生産国への支援を増強することに合意する。
7. 我々は、技術的知見を共有し、違法伐採の発見や防止、犯罪者の逮捕や起訴にそれらの技術を適用するための手段の開発や能力の構築を助ける。これには、リモートセンシング、地理情報システム、その他森林の活動と状態をモニターするためのシステムが含まれる。
8. 我々は、我々自身の国で行動する。例えば、自主的な二国間貿易協定やその他の取り決めを通じて国境管理当局に適切な権限を付与することによって、違法伐採材の輸入と市場売買を止めるため、段階を踏む。
9. 我々は、貿易に関連する二国間及び地域的な取り決めを通じ、野生生物の違法売買を含む違法伐採と関連する貿易を管理するための行動を強化する。
10. 我々は、公共木材政府調達政策が、民間セクターが合法的な起源を持つ木材を利用するのに影響を有する場合は、合法的な木材を優先する公共木材調達政策を奨励、採択または拡大する。我々は、我々の経験を他国と共有する。
11. 我々は、合法的な出所の木材製品を開発し促進するため、生産国及び消費国における木材加工業者、輸出業者、輸入業者、市民社会団体等の民間セクターと協働し、彼らを励ます。また、我々は、民間セクターが自主的な実施規則、よいビジネス慣行及び改善された市場の透明性を採択し、実施するのを助けるため、彼らと協働する。
12. 我々は、違法伐採によって生じる問題を説明することにより消費者に情報提供するため、市民社会と協働する。
13. これらの結論は、G8 各国首脳の注意を引くようグレンイーグルズ・サミットに持ち込まれるべきである。
14. 我々は、我々の専門家が、我々が行ったコミットメントに向けての進展を点検するために 2006 年 6 月までに会合を開いて、違法伐採に対処するための行動に関する教訓を共有し、見出したことを公表することを保証する。

⁸平成 17 年 3 月 19 日環境省報道発表資料 G8 環境・開発大臣会合の結果について
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=5818>

2) 欧州の取組みの経緯

上述のように、違法伐採問題は 2000 年前後から G8 や地球サミットなどハイレベルな政治プロセスの場において継続して取り上げられる重要課題として国際的に取組みが行われてきている。その中でも特に熱心に取組みを行ってきているのが欧州だ。

とりわけバーミンガム・サミットの議長国だった英国はこの問題に対してリーダーシップを発揮してきた。2001 年に東アジア FLEG 閣僚会議を開催させると、その結果を受けて、率先してインドネシアとの間で MoU を締結（2002 年）。英国国際開発省（DFID）が主導して現場レベルでの調査活動や地元のアクターとの対話を地道に根気強く行い、合法性の基準策定支援、トレーサビリティシステムの開発支援などの取組みを行ってきた。同時に国内では、政府の調達方針を発表（2000 年）、木材業界にも調達対策が広がり始めた。

この問題に対してはオランダやデンマークの取組みも顕著であった。オランダは英国よりも早い 1997 年に、デンマークも 2001 年には政府の調達方針を発表している。いずれも熱帯材の輸入が顕著であり、熱帯林問題が重要な課題として認識されていた国々である。

このような動きは欧州各国に急速に広がっていった。2002 年にヨハネスブルグ・サミットで違法伐採問題が取り上げられると、欧州委員会は翌年 EU FLEGT 行動計画を策定。生産国へのガバナンス改善支援、トレーサビリティシステム支援、政府調達制度の奨励、生産国林産業への投融資資金の規制、そして主要生産国との協定に基づく貿易措置の導入など含む包括的な行動計画である。

これを受けて、ベルギーやフランスなど次々と政府調達方針を発表。生産国に対する取組みや業界の取組みを促進することになる。

業界の取組みとしては、英国、オランダなど各国の木材輸入協会がそれぞれ行動規範や調達方針、行動計画を策定していくとともに、生産国の供給業者に対する支援を連携して行うようになっていく。また、欧州最大の DIY チェーンである英国 B&Q 社や親会社であるキングフィッシャー社における非常に意欲的な調達方針も重要な役割を担っている。これら企業による巨大な需要が要求する高いレベルの環境配慮は、サプライチェーンを遡り、木材の輸入商社や生産国の供給業者まで動かしている。

このような欧州の動きの背景にあるのは、NGO の活発な活動だ。欧州では NGO は市民からの絶大な信頼性と支持を得ており、行政、産業界と並び重要なセクターとして確立している。生産国の NGO と連携した調査活動と業界に対する監視活動は非常に効果的に働いてきた。

また、ステークホルダー間のオープンな対話と透明な政策決定プロセスもある。英国王立国際問題研究所（RIIA）が定期的（半年ごと）に開催する違法伐採対策会議は、英国内だけでなく欧州各国や生産国からのあらゆるステークホルダー（行政、企業、NGO）を集めている。著者らが参加した 2007 年 1 月の会議には 200 人も参加者を集めて 2 日間、集中的に議論を行っている。現場の問題を浮き彫りにし、様々な主体が行う対策の実施状況や抱えている課題、トライアンドエラーを発表し合い、互いに学び合うことで、改善へのフィードバック・ループが効果的に働いていると言える。

第 1 章 欧州政府の取組み

1-1 欧州各国の政府調達方針

1) 英国

1. 概要と経緯

英国では、1997 年、政府の各部門に対し、持続可能で合法的な出所からの木材及び木材製品を購入するよう勧告する自主的な指針が発表された⁹。2000 年 7 月、DEFRA（環境・食糧・農村地域省）大臣が、すべての中央省庁に対して「持続可能で合法的な木材及び木材製品を購入する」ことを求める声明を発表したことにより、この方針は拘束力を持ったものとなった。2003 年には、「Central Point of Expertise on Timber (CPET)」が政府の調達部門に対して合法性と持続可能性に関するガイダンスを提供するために設置された。以下、一連の動きをまとめた。

- 環境大臣声明（2000 年 7 月）
- Timber: Buyers' Questions Answered（2000 年 8 月）
- House of Commons Environmental Audit Committee の報告書(2002 年 7 月): 「政府木材調達方針は実効性にかける。十分なガイダンスを作成すべき」
- 「木材調達アドバイスノート」(2004 年 1 月): 政府調達方針を達成するための具体的指針。入札書類作成、入札招待、評価、契約、契約管理の各段階における措置、モデル書式（契約仕様書、一般契約条件、入札招待状）を記述。
- 2004 年、CPET の設置（DEFRA の資金により ProForest により運営）
- CPET のフェーズ 1 の活動：持続可能性・合法性の観点から、5 つの主要認証スキームの評価（2004 年 11 月まで）。2005 年の春と夏に再評価が行われた。
- CPET パイロット・プロジェクト（2004 年 11 月～2005 年 4 月）：、政府のいくつかの機関、外局、地方政府、大学などが参加し、CPET のフェーズ 1 の成果を活用したガイダンス、トレーニング、セミナー、助言などが参加者に提供された。
- CPET フェーズ 2：2005 年 8 月から、ヘルプラインとウェブサイトを開設し、政府調達や供給業者に対し一連のアドバイス、サービスを提供している。
- 改定「木材調達アドバイスノート」(2005 年 11 月)

2. 政府調達方針の内容

英国政府木材調達方針は、すべての中央政府の機関に対し、持続可能で合法的な木材及び木材製品の調達に務めることを求めるもの。地方自治体に対しては義務ではないが、独自に同様の調達方針を持っているところもある。

本調達方針は、紙・パルプ製品にも適用される。紙は別の政府指針により再生原料を使用す

⁹ Duncan Brack and Jade Saunders, “DEMAND-SIDE OPTIONS Policies and measures for reducing imports of illegal timber and timber products to consumer countries”, May 2006, CHATHAM HOUSE

ることとされており、例えばコピー用紙であれば古紙 100%を要求している。バージンパルプを用いる場合は本調達方針の適用を受ける。

- 合法性は最低限の要求事項である¹⁰。
- 持続可能性を推奨している。入札業者には 70%以上を持続可能性が確保されたものとすべくあらゆる努力を行うことを推奨。
- CPET (Central Point of Expertise of Timber) の設置。担当組織として Proforest 社を選定。
- CPET による合法性・持続可能性確認手法の策定、教育、ヘルプライン開設
- 必要に応じて第三者による監査を実施するとしている。
- 各機関は毎年の木材調達を報告することになっている。
- 入札業者は、追加仕様書 (Variant Specification) により、持続可能な木材を提供するというオプションを示すことができる。

なお、英国では持続可能な開発を実現するため、「持続可能な調達タスクフォース (Sustainable Procurement Task Force)」を設けて調達のあり方を検討する作業を行っている。このタスクフォースは 2005 年から始まったもので、産業界や地方行政も入った 40 人からなるチームで、DEFRA などが事務局を務め、英国政府の持続可能な開発のための調達に関する国家行動計画を提案している。この対象には、木材・紙のほか、食糧、エネルギーなどが含まれ、バイオ燃料も含まれている¹¹。

3. 政府調達方針の実施方法

2004 年 1 月に DEFRA は、「木材調達に関するアドバイスノート」を公表し、この中で①請負企業は政府に供給するすべての木材及び木材製品が合法に伐採・取引されたものであることを担保すること②これに合致しないいかなる入札は排除されること③請負企業は合法性に関する証拠を得なければならないこと — とし、さらに入札書類作成、入札招待、入札評価、契約、契約管理の各段階において、どのように本方針を反映させていくべきか記している。

2005 年 11 月版の最新のアドバイスノートでは、以下のように記述している。

- 請負企業は、政府に供給する木材が合法的に伐採され取引されたものであることを確実なものとしなければならない (新規契約の条件)。この条件に反するいかなる入札も排除される。
- 請負企業は、納入の前に本条件の適合を証明するための証拠書類を入手しなければならない。
- 政府から要請があった場合は、請負企業はこの書類を提出しなければならない。政府は請負企業に対し、契約の実施期間及び最終的な納入の一定期間後 (6 年後) まで、当該証拠書類を検査する権利を有する。(Annex A 5.1~5.2)
- 政府当局は、可能な限り持続可能な木材の調達を求めるものとし、その場合は Variant

¹⁰ November 2005, “UK Government Timber Procurement Policy – Timber Procurement Advice Note November 2005” 本文 1.1 及び Annex A 4.1 参照。

¹¹ 2007 年 1 月 DEFRA ヒアリング。Sustainable Procurement Task Force のウェブサイトは以下。
<http://www.sustainable-development.gov.uk/government/task-forces/procurement/index.htm>

Specification（追加仕様書）に記述する。入札者は、持続可能な木材調達を提案する選択肢があり、政府当局は可能な限りこのような提案を優先するものとする。

- 入札招待にあたり、入札参加者の木材の出所をトレースする能力を確認することがある。
- 請負企業は、合法性の証明を求められながら合法性を確認できる十分な書類を提出できなかった場合、契約変更やその後の入札資格の停止、場合によっては契約不履行に伴う損害補償の支払い等の罰則を受けることになる。
- 当局は木材の合法性を示す証拠が十分であるか判定する権利を有する。提出された証拠が十分でない場合、当局が判断した場合、木材の生産地を検証し、生産地が合法であるか評価するため、独立機関による検査を受ける義務がある。
- 木材の合法性・持続可能性を証明するためには、認められた認証制度による証明（カテゴリ A の証拠）、またはその他の認められた証明（カテゴリ B の証拠）による。
- アドバイスノートには「木材および木質製品に関する追加契約条件（Supplementary Conditions of Contract, Timber and wood derived products）」、「契約仕様書条項のモデル（Model Contract Specification Clause）」、「入札招待状の木材に関する項目のモデル（Model ITT Letter Paragraph on Timber）」、および「カテゴリ A の証拠：英国政府の木質製品に関する要求事項を満たすとみなされる認証制度（Category A evidence: Certification schemes recognised as delivering UK Government requirements for timber procurement）」が添付されている。

4. 合法性・持続可能性の確認

合法性及び持続可能性を証明するための証拠はカテゴリ A とカテゴリ B の二つに分けられている。

2004 年に CPET が設置され、最初に開発されたのが、いわゆるカテゴリ A と呼ばれる合法性、持続可能性の証拠となるもので、具体的には種々の森林認証制度に関する評価である。CPET が設定した認証制度の評価クライテリアを使い、各制度の公開されている文書に基づいて評価を行っている。現在のところ、5 つの認証制度が評価されている。評価見直しは 2 年ごとに行われることになっており、次の見直しは 2008 年に実施される予定になっている。

表 1-1-1 英国の政府調達において求められる合法性・持続可能性の証拠

カテゴリ A の証拠	英国政府によって公認されたスキームのもとでの認証。CPET により既存の認証の評価が行われる
カテゴリ B の証拠	カテゴリ A 以外の証拠により、合法性、持続可能性を保証するもの

表 1-1-2 カテゴリ A の評価の結果¹²

	合法 (100%合法的な原料)	持続可能 (70%以上持続可能な原料)
CSA	Yes	Yes
FSC	Yes	70%以上の認証原料または再生原料を含む認証製品
MTCC	100%認証原料で作られた製品	No
PEFC	Yes	70%以上の認証原料または再生原料を含む認証製品
SFI	Yes	70%以上の認証原料または再生原料を含む認証製品

しかし、納入業者に認証材だけを要求することは出来ない。その後 2006 年に策定されたのが、カテゴリ B と呼ばれる、認証制度以外による合法性、持続可能性を保証する証拠である。

カテゴリ B の証拠については、調達スタッフ及び供給業者がチェックを行うために、

- 証拠を評価するためのクライテリア
- チェックリスト
- ガイダンス

の 3 部から構成される「カテゴリ B の証拠の評価のための枠組み Framework for Evaluating Category B Evidence –First Edition」(2006 年 6 月) が CPET によって提供されている。以下は同ペーパーからの抜粋である。

表 1-1-3 カテゴリ B の証拠

Part 1 カテゴリ B の証拠を評価するためのクライテリア

1. サプライチェーン管理 (CoC)

- 1.1 サプライチェーンが明確に記述され、供給ポイントから森林までさかのぼれるか。
- 1.2 サプライチェーンの各段階で、混入や置き換えが生じないような十分なシステムが存在しているか。
- 1.3 1.2 のシステムがどのようにチェック・証明されているかの情報があるか。また、そのシステムが運用され機能していることを確認する方法は適切であるか？
- 1.4 提供された、または利用可能な証拠は、情報が正確であることを確認するのに十分であるか。

¹² UK Government Timber Procurement Policy – Timber Procurement Advice Note November 2005”, Annex D。最新の評価結果は <http://proforest.test.textmatters.com/cpet/meeting-requirements-in-practice/using-certificates-as-proof-cat-a/using-certificate-s-as-proof-cat-a> を参照のこと。

2. 森林管理

- 2.1 木材の出所となっている森林の場所に関する情報が提供されているか。
- 2.2 チェックリストのそれぞれのクライテリアに準拠していること示す情報が提供されているか
- 2.3 クライテリアへの遵守がどのようにチェック・証明されるかについての情報が提供されており、その方法が適切であるか。
- 2.4 その情報を支持する証拠が提供されており、その証拠は適切であるか。

Part 2 カテゴリ B の証拠のためのチェックリスト

チェックリスト 1：サプライチェーン情報

製品名、納入業者名、調達担当部署名（政府機関の）、担当者名、契約番号、連絡先、日付

サプライチェーン	サプライチェーンの説明	分別管理の方法	チェック・証明の方法	証拠が提供または入手可能
伐採地				
第 1 段階				
第 2 段階				
...				
第 7 段階				

チェックリスト 2：合法性確認のための森林源情報

クライテリア	伐採地で遵守されているか	チェック・証明の方法	証拠が提供または入手可能
L1 森林所有者／管理者は合法的な利用権を所持している			
L2 森林経営組織および請負業者は地方および国の法規（森林管理、環境、労働者及び福祉、安全衛生、土地の利用権）を遵守			
L3 全ての手数料や税金の支払			
L4 CITES の要求事項への遵守			

チェックリスト 3 : 持続可能性確認のための森林源情報			
クライテリア	伐採地で遵守されているか	チェック・証明の方法	証拠が提供または入手可能
S1 森林管理単位 (FMU) レベルで定義され幅広く認められている国際的な原則と指標に基づいた持続可能性の定義がある			
S2 持続可能性の定義はパフォーマンスに基づき、以下の S5-S8 の課題を全て包含する			
S3 持続可能性を定義するプロセスは、経済、環境、社会の利害関係セクターからバランスの取れた参加とインプットを保証している			
S4 持続可能性を定義するプロセスは、以下を保証する： <ul style="list-style-type: none"> ● 一つの利害関係セクターのみがプロセスを支配できない ● ある利害関係セクターの大多数の合意がないままに意思決定しない 			
S5 森林管理は生態系への損害を最小限にしなければならない。この実現のため以下が含まなければならない： <ol style="list-style-type: none"> a. 適切な影響評価と影響を最小化する計画 b. 土壌、水、生物多様性の保護 c. 化学物質の適切かつコントロールされた使用と可能な場合統合農薬管理の適用 d. 負の影響を最小限にする適切な廃棄物処理 			
S6 森林管理は森林の生産性が維持されていることを保証する。このため以下の要求事項が含まなければならない： <ol style="list-style-type: none"> a. 管理計画と管理の実施が森林の生産性に重大な負の影響を及ぼさない b. 要求項目への遵守を確認する十分なモニタリングとレビュー及び計画へのフィードバック c. 施業が森林資源とその機能への影響を最小化する d. 全ての従業員、請負業者への十分な教育 e. 適切なインベトリーと成長収穫データを基にした森林の長期的な生産能力を超えない伐採レベル 			
S7 森林の管理は森林生態系の健全性と活力が維持されなければならない。この実現のため以下が含まなければならない： <ol style="list-style-type: none"> a. 森林性体系の健全性と活力を維持するための管理計画 b. 自然のプロセス（火災、病虫害）の管理 c. 違法伐採や違法採掘、違法利用などの違法行為からの十分な保護 			
S8 森林の管理は生物多様性が維持されていなければならない。この実現のため以下が含まなければならない： <ol style="list-style-type: none"> a. 希少、危機的、絶滅危惧の種を保護するセーフガードの実施 b. 主要な生態系、生息地を自然状態で保全/保護する c. 主要な、または卓抜した生態系の特徴や種を保全する 			

5. 実際の調達業務¹³

実際の調達業務における合法性の確認は、簡単なリスクマネジメントに基づいて実施している。例えば、もし針葉樹であれば、北欧からのものがほとんどであり、リスクは少ないとし、南洋材広葉樹の場合は、リスクが高いため、調達担当者は合法性の証拠を確認するという基本姿勢をとっている。

木材や森林について専門家ではない調達者に対する教育や助言も重要である。CPET ではこのために電話のヘルプラインを設置しており、調達者が木材調達について困ったときに日常的に相談できる体制をとっている。また、無料の講習会も毎月開催している。この講習会には、地方自治体の担当者や納入企業も自由に参加できるようになっている。納入企業に対しても適切な管理をされた森林からの木材を供給できるようにサポートしている。

持続可能材に関しては、Variant Specification（自主的な推奨の仕様）で求めている。もしコストがかなり高くなる場合には、量が少なければそれでも調達できるが、大量に使う部分には持続可能材ではなく、最低限の合法材を選ぶことになる。

この方針は決して企業を排除しようとするものではなく、そのため現時点では持続可能性をオプションとしている。合法性の証明はあくまで一時的なものであり、究極の目標はすべてを持続可能材にすることを目指しているが、生産国側の問題もあり、すぐには十分な持続可能材の供給を可能にすることができないので、「その時期がいつかと言うことはまだ言えない」ということだ。また、EU FLEGT の VPA ライセンシング制度（EU と生産国との合意に基づく合法証明ライセンスとそれによる EU レベルでの輸入管理）が進み、ライセンスの付いた製品が出てくれば、それを購入することも視野に入れている。

6. 今後の課題¹⁴

1) 地方、民間への浸透

調達方針は中央政府諸機関に対しては義務となるが、地方自治体はそれぞれ独立して運営しており、それぞれに独自の考えがあるため、強制することはできない状況である。これまでに DEFRA 大臣から地方自治体長へのレターを出して、木材調達対策を推進している。およそ半分の自治体は応えてこないが、半分ほどの自治体では調達方針を作る予定、または検討しているという返答が返ってきているという。そのような中、チャタムハウス（王立国際問題研究所）が 1 つの地方自治体で、TTF（Timber Trade Federation）とプロフォレストが 3 つの地方自治体で木材調達対策に関するパイロットテストを始めている。また、CPET は木材調達に関するサービスを地方自治体にも提供をしており、例えば、講習会を地方自治体にも開放し、地方での開催も行っている。

民間企業については、B&Q 社などが独自に先進的な取組みを進めるところや、TTF によって木材輸入業界では取組みが進んできているが、需要側となる建設業界ではまだまだ動きが鈍い。調達資材全体に占める木材の割合が 1 割にも満たない程度で、木材への関心があまり

¹³ 2007 年 2 月 DEFRA ヒアリング

¹⁴ 脚注 13 に同じ

高くはないためと見られている。英国市場全体における認証材に対する需要は 2005 年の段階で 1 割程度と推定されており、大部分は大口のメーカーなどであり、小口の業者における関心は相対的に低いようである¹⁵。

2) 報告とモニタリング

調達方針に基づいて実際の調達がどれだけ改善しているかを把握するためには定期的な報告制度を整えなければならないが、現在は自主的なレポートに依存しており、どれくらい信頼性のあるデータかもわからない状態である。そこで、現在納入業者に報告させる制度を 2009 年くらいから実施することを検討中で、インボイスの情報（樹種、量）から各省に報告させて、それを集約するという方向だという。

3) 他国との協調・連携

オランダ、デンマークと英国で、調達制度をハーモナイズさせようと呼びかけを始めている。

また、EU のメンバー国政府でまだやっていないところもあり、そうした国への実施の働きかけも今後の課題であると認識している。

2) オランダ

1. 概要と経緯

オランダ農業・自然・食料品質省（Ministry of Agriculture, Nature and Food Quality）は 1997 年 2 月、「木材保証と持続可能な森林管理に関する覚書」を発表。中央政府が調達する木材・木材製品は最低限合法で、可能な場合には持続可能性が確保されているものでなければならぬとしている¹⁶。これを受け、半政府組織であるケアハルト・ファウンデーション（Keurhout Foundation）¹⁷が持続可能な方法で管理された森林からの木材を保証するという体制、ケアハルト・システムがとられてきた（ケアハルト・システムについては、第 2 章の 2-1 節「オランダ木材貿易協会（VVNH）」を参照されたい）。

2001 年、オランダ議会は、「持続可能な木材」の基準が十分明確ではないとし、国が持続可能な木材調達を確保するための独自の認証スキームを策定するべきであると決定した¹⁸。

オランダ議会の決定を受け、オランダ政府は 2002 年、持続可能性に関して各種認証制度を評価するためのガイドライン、BRL（National Assessment Guidelines）の策定を開始した。この

¹⁵ Timbertrends, Measuring Timber Certification, INDUSTRY SECTOR: TIMBER IMPORTING & TRADING, Nov. 2006

¹⁶ “Public Procurement Policies for timber in DK, NL and UK – options for further Harmonisation”, UNECE/FAO Policy Forum, 5 October 2006, Joint presented by Christian Lundmark Jensen(Denmark), Janneke de Jong (Netherlands), Bob Andrew (UK)

¹⁷ 1996 年に設立され、すべての輸入木材の持続可能性を検証するという役割を負っていたが、2003 年、主として財政的事情によりその活動がオランダ木材貿易協会（VVNH）に引き継がれた。
<http://www.mtc.com.my/news/pr159.htm>

¹⁸ Duncan Brack and Jade Saunders, “DEMAND-SIDE OPTIONS Policies and measures for reducing imports of illegal timber and timber products to consumer countries”, May 2006, CHATHAM HOUSE

ガイドラインを満たしたオランダ市場のすべての木材・木材製品に一定のマークを付すことができるというものである¹⁹。

2004 年 6 月、内閣は、中央政府が調達する木材は、最低限合法性が保証されており、可能な場合には持続可能に管理されたものである必要があるとの方針を決定した²⁰。この木材調達方針は、中央政府に納入される全ての木製品を対象に、持続可能に管理され合法的に伐採された森林から生産された製品であることを要求することになる。

2006 年 10 月より、政府は開発した BRL 基準に基づいて 6 種の主要な認証制度（国別）を試験的に評価しているところである。

新しい政府の木材調達制度は BRL システムが確立した後に策定されるが、2010 年までに、中央政府が調達する全ての木材は、持続可能な森林から生産されたものとするを既に宣言している。また、2010 年までの経過措置として、持続可能性が推奨され、最低限合法性が担保されなければならないとしている。

またさらに、すべての木材・紙製品へのラベリングを義務化しようとする法案が議会で審議されている²¹。提案した議員の名前から Vos 法案と呼ばれる本法案は、10 年ほど前から議会で議論されながら何度も修正されてきた。2006 年の選挙で議会はさらに環境よりになったので、名称は変わるかもしれないが、Vos 法案は議会を通過すると見られている。当初は市場に流通する木材製品に持続可能性のクライテリアに基づいてグリーンラベル、レッドラベルが貼ることを想定していたものだが、これを修正して現在の案では BRL 基準をクリアしたものには政府公認と表示されるようにするものになっている。

2. 持続可能性基準：森林認証評価システム（BRL システム）

2005 年 10 月、26 人のステークホルダーからなる協議会（Breed Overleg）によって、5 年間の時間をかけて作ってきた BRL システムが合意された。その後 2006 年に NGO グループは実施機関やメンバー構成（NGO の比率）に異論があるとし、この BRL のプロセスから離脱した。

BRL システムは、独自の持続可能性の基準により、既存の森林認証制度を国ごとに評価し、BRL 基準との「等価性」を確認する制度である²²。

BRL 基準には、以下のような社会的指標も盛り込まれているのが特徴で、ケアハルト・システムよりも包括的な取り扱いとなる²³。

- 「先住民族」、「事前合意」、「利害関係者」等の定義

¹⁹ Institute of forestry and forest products (Probos), Netherlands' Timber Trade Association (VVNH), Netherlands' Paper and Board Association (VNP), Ministry of agriculture, nature and food quality, "The Netherlands National Market Report 2006", Presented to the Sixty-Third Session of ECE/Timber Committee 3-6 October, 2006

²⁰ 脚注 19 に同じ

²¹ 脚注 19 に同じ

²² Federico Lopez-Casero, IGES, 「海外における違法伐採問題対策－ヨーロッパと日本の政府調達事例を比較して」IGES/K-FACE 地球環境セミナー（2006 年 10 月 16 日）配布資料

²³ 脚注 22 に同じ

- 社会的課題を考慮する際の基準・指標

表 1-1-4 BRL システム²⁴

認証 (Certification)	等価性の確認 (Validation of equivalence)
<ul style="list-style-type: none"> • Certification of SFM and the CoC • BRL-standard • BRL-logo 	<ul style="list-style-type: none"> • Verify equivalence of other schemes • BRL-standard and the Regulations for the Board of equivalence verification • Conform NL requirements

2006 年 10 月、オランダ政府が指名した最初の等価性評価委員会会議 (Equivalence Assessment Board) が開催された。この委員会は経済、社会／伝統、森林管理、標準化、生態学など関係する 7 人の専門家から構成されている。まず、6 つの認証制度 (FSC ブラジル、FSC スウェーデン、PEFC フィンランド、PEFC ドイツ、CSA、MTCC) を 2006 年 10 月から 2007 年 5 月までの期間で試行的に評価している。これは BRL のシステムを試験的に運用して検証するためである。オランダエコラベリングファウンデーション (SMK) がこの運用を支援する。等価性評価委員会による評価結果は 2007 年 6 月または 7 月ころに出る予定で、結果はパブリック・コンサルテーションにかけられる。また、その時点でオランダ環境省は BRL システムの実施スケジュールを決定する。

評価をした結果、あまりにも BRL のクライテリアが高すぎてクリアできる認証制度がない、または逆に低すぎて全ての認証制度が通過してしまうなどの問題が出てくるのが懸念されている。システムを運用してみて評価手順やクライテリアに修正が必要であればシステムを改良することになるという。その際には NGO にも改めてコンサルテーションをする予定。

その後、BRL システムが正式に承認、公布がされることになる。BRL が正式に発行すると、今度は、もう一度これらの 6 つの制度を正式に評価することになる。システムがあまり変更しなければ評価には時間がそれほどかからないと思われる。BRL システムが確立した段階で新しいオランダ政府の木材調達方針が実施される予定だ。

なお、全ての国別制度を評価しようとするれば 160 もの制度があり、非常に時間がかかると考えられる。木材調達の担当者であるオランダ住居・空間計画・環境省 (Ministry of Housing, Spatial Planning and the Environment) の Janneke de Jong 氏によれば「すべての認証制度の製品がオランダ市場に流通しているわけではなく、現在評価しているこの 6 つの制度でオランダ市場に存在する製品の多くがカバーできる。これが終わったら次はアメリカやアジアの認証制度も評価することになる。場合によっては FSC でさえ、国によってはクリアできない可能性もあるかもしれない」という。将来的には、評価して欲しいと言ってくる制度が出てきたときにはそのコストを相手方に負担してもらうことも考えているという。

²⁴ チャタムハウス 2006 年 1 月会合資料より (“Preferably Sustainable - Dutch Public Procurement Policy for Timber”, Janneke de Jong, Ministry of Housing, Spatial Planning and the Environment Climate Change and Industry Division)

なお、上述のように、NGO は BRL プロセスから離脱したが、その理由について de Jong 氏は FSC 以外の森林認証制度は認めないという立場を NGO がとっているため、「クライテリアによって評価することで FSC 以外の認証制度が認められてしまうことを懸念したのではないか。複数の認証制度があると市場を混乱させるという理由もある」と指摘している。EU の規則ではクライテリアに基づいた公平な判断が求められており、政府としては特定の制度だけを採用することはできない。しかしながら一方で、「オランダ政府としても BRL のクライテリアのレベルを下げるつもりは全くない。ただし、もし評価した結果一つもクリアできる制度がないということになったら、クライテリアが引き下げられるかもしれないが、わずかでもクリアできる制度があればそれでいい」としている。

3. 合法性基準：英国のクライテリアを採用

上記のようにオランダ政府は、持続可能性については BRL 基準を策定し、森林認証制度の評価を進めているが、合法性基準については新たに長期間をかけて検討することを避けるため、2006 年に英国のクライテリアを採用することとした。すなわちカテゴリ A で認められている 5 つの認証制度（CSA、FSC、MTCC、PEFC、SFI）によるものと、カテゴリ B による認証制度以外の合法性証明である。

しかし、合法性の要求に関してはあくまで一時的なものとの位置づけだ。2010 年には全ての政府機関が調達する全ての木材・紙製品は持続可能とすることを目標としており、その際には合法だけというのは認めないことになっている。そのためには、2010 年までに市場から持続可能な製品が十分に調達できるようになっていなければならないが、「一昔前までは認証材は市場にほとんどなかったが、今は入手できるようになっている」と de Jong 氏は市場の変化を評価している。

また、このように意欲的な目標設定について、「政府が 100% 要求した結果、もし 7~8 割にしかならなかったとしても、とにかく市場は政府の要求に対応するようになる。『政府はサステナブルな製品しか買わない』というメッセージは、市場に対する重要なシグナルになる」と、市場を先導するために必要なことだと認識している。「その結果として、もしコストが非常に高くなるような場合は、そこまで負担すべきでないとか、それでも買うべきだとか議会在判断をしてくれるだろう」と、政府は目標を達成するために前に進んでいく姿勢をとることの重要性を訴えている。

4. オランダの木材市場と、政府調達方針・NGO のインパクト

現在オランダ国内では木材の 13.3% が認証材となっている。2007 年 1 月時点ではまだ政府は持続可能材を買っているわけではないが、BRL システムが確立し、調達方針が実施されれば、この比率が増えていくと期待しているという。2004 年から政府は合法・持続可能な木材を購入していくと宣言していたが、今はまだそれを確保するしくみが準備されていない。2007 年末には調達方針も動き出し、調達担当者へのガイドラインも出される見込みである。

しかし、すでに NGO は発注者に対して、調達された木材がどのようなものかを問い合わせしており、プレッシャーになっているという。例えば FoE オランダ（Milieudefensie）が環境省のドアの前に木材を積み上げて封鎖した行動は非常に注目されたということで、de Jong 氏は「市

民から 60,000 通のはがきが環境省に寄せられた。我々にとってもこうした活動は追い風になる」と、NGO の活動は非常に効果的だと評価している。

5. 今後の課題

現在、オランダ政府は、BRL システムに基づいて認証制度の評価を行っており、夏頃に出される予定の評価結果を受けて、2007 年内にも新しい調達方針を実施する予定だ。2010 年には全ての調達木材を持続可能材、すなわち BRL システムに基づいて認められた木材のみとする非常に意欲的な目標を掲げて準備を進め、市場の対応も促している。当面は木材と紙製品を対象としているが、バイオマスエネルギーについても今後含めていく方向で検討中とのことである。

また、政府は、2006 年から英国、デンマークと木材調達方針のハーモナイゼーションにも取り組んでいる。2006 年 3 月にアムステルダムでハーモナイゼーションに関しての初めての会議を持ち、同年 9 月にもコペンハーゲンで 2 回目を開催している。このハーモナイゼーションの取組みについては、日本など他の国からの参加も歓迎とのことである。

3) デンマーク

1. 概要

デンマークでは、2001 年 6 月、議会において、中央政府は調達する熱帯材を合法で持続可能な出所のものとするための方針を策定すべきことが承認された²⁵。

2003 年 6 月には、「熱帯木材の調達-環境ガイドライン (Purchasing Tropical Timber – Environmental guidelines)」がデンマーク環境保護庁及びデンマーク森林自然庁から発行された。本ガイドラインは、公共部門・半公共部門に対し、熱帯林木材の調達を合法で持続可能なものとすることを支援することを目的に策定したものであり、認証制度や合法性確認のための情報やチェックリストを提供している²⁶。各公的部門は本ガイドラインを参考にし、①合法性と持続可能性 (ベスト・オプション)、②合法性及び持続可能性の段階的向上、③合法性 (最低基準) ——といった 3 つのレベルの段階的アプローチを行うことが勧告されている。英国と同様、合法性確認のための 5 つの認証スキーム (CSA、FSC、MTCC、PEFC、SFI) を推奨している²⁷。

²⁵ Duncan Brack and Jade Saunders, “DEMAND-SIDE OPTIONS Policies and measures for reducing imports of illegal timber and timber products to consumer countries”, May 2006, CHATHAM HOUSE

²⁶ Purchasing Tropical Timber – Environmental guidelines, 2003, The Danish Environment Protection Agency, The Danish Forest and Nature Agency

²⁷ CHATHAM HOUSE Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation, July 2006

表 1-1-5 現行のデンマークの木材調達方針（3つの段階的アプローチ）²⁸

アプローチ	証明手法
合法かつ持続可能（ベスト・オプション）	FSC（100%）またはそれに代わる書類
合法性及び持続可能性の段階的向上	MTCC または FSC（100%以上）またはそれに代わる書類
合法性（最低基準）	それに代わる書類

2. 評価プロセスと新ガイドライン策定に向けた動き

2005 年から 2006 年にかけて、木材業界の責任者や調達者、NGO からなる諮問委員会で、同ガイドラインの評価プロセスが実施され、勧告が出された²⁹。また、外部コンサルタントによる 3 つの評価プロジェクトが行われた³⁰。

これを踏まえ、環境大臣により、既存の木材調達方針を改善するための「9 ポイント・プラン」が発表されている³¹。

1. 調達方針をすべての木材に拡大
2. 調達者及び納入業者に対し、合法・持続可能な木材の理解と方針遵守を容易にするための措置
3. 利用者の異なるニーズに応じたガイダンス
4. 業界に対して木材購入の際、合法性・持続可能性に焦点を置くことを奨励
5. 各省大臣・市長に対し、木材を含んだグリーン調達政策を奨励
6. グリーン調達の包括的努力を促進
7. 木材調達方針を関連する国際会議において促進
8. 森林認証の促進
9. ロシアにおいて実施中の木材トラッキングシステムを展開し、完遂する

新ガイドラインは、すべての木材を対象とし、合法性・持続可能性のクライテリア、認証スキームなどについての評価を含む予定である。

新ガイドラインが整備されている間については、現在のガイドラインに基づく暫定的なガイダンス（全ての木材を対象）が出されている。その間に、英国やデンマークの調達制度との一層のハーモナイズを検討しながら、ガイドラインのクライテリア見直し作業を行っている³²。

²⁸ チャタムハウス 2006 年 1 月 19-20 日会合資料（“Public Procurement of Timber -State of Play in Denmark” by Christian Lundmark Jensen, Ministry of the Environment, Danish Forest and Nature Agency）

²⁹ CHATHAM HOUSE Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation, July 2006

³⁰ 脚注 29 に同じ

³¹ <http://www.illegal-logging.info/presentations/200706/Jespersen-Nielsen.ppt>

³² Public Procurement Policies for Wood Products and Harmonisation Process Between NL, UK and DK, 2007 年 1 月 25 日 Chatham House Illegal Logging Update 会議より

新ガイドラインに含まれる見込みの合法性・持続可能性クライテリアは下表の通り³³。

今後は、2007 年中に、新しいクライテリアのパブリック・コンサルテーションを行い、また、クライテリアへの対応を確認するための証拠（英国のカテゴリ A、B のようなもの）に関しても評価が行われる予定。そして新しいガイダンスも策定されるが、これはユーザーのニーズに応えられるように、製品別の対応をまとめるなどしたガイダンスになる見込みである。

表 1-1-6 デンマーク政府調達の新ガイドラインにおける合法性・持続可能性基準

<p>合法性の基準（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採権が設定されているところからのみの伐採 ・ 伐採許可レベルに関する規則や環境・労働法の遵守 ・ 木材のロイヤルティーや他の直接的に関係のある費用の支払い ・ 木材伐採権によって影響を受ける他の関係者の合法的な土地所有権の尊重 ・ CITES の要件の遵守 <p>持続可能性の基準（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法的、政策的、制度的枠組 ・ 森林資源の量 ・ 森林の健全性と活力 ・ 森林資源の生産機能 ・ 森林資源の保護機能 ・ 生物多様性 ・ 社会・経済機能

4) 英国、オランダ、デンマークの政府調達制度の比較とハーモナイズ³⁴

1. ハーモナイズへの経緯

欧州では各国で政府調達方針の導入が広がってきているが、それぞれの要求事項が異なってくると、納入する企業としては、国ごとに別々の対応が要求されることになり、コストアップ要因になりかねない。

そうした業界からの要望や、各国政府間でも調達方針に関しての経験をシェアする会議をコペンハーゲン、ベルリン、ロンドンなどで重ねてきていたことから、ハーモナイゼーションの議論が進められるようになってきた。

このような経緯から、2006 年 3 月、英国、オランダ、デンマークは最初のハーモナイゼーション会議をオランダ・アムステルダムで開催、2006 年 9 月には、2 度目のハーモナイゼーション会議をデンマーク・コペンハーゲンで開催した。これらの会議の目的は、まず、木材調

³³ <http://www.illegal-logging.info/presentations/200706/Jespersen-Nielsen.ppt>

³⁴ Public Procurement Policies for Wood Products and Harmonisation Process Between NL, UK and DK, 2007 年 1 月 25 日 Chatham House Illegal Logging Update 会議より

達方針に関する共通のグラウンドを特定することである。ハーモナイゼーションと言っても、各国の方針の開発経緯やこれまでの合意の積み重ねを考えると、容易なプロセスではないからだ。

以下の表は、これら 3 カ国の調達方針の概要を比較したものである。

表 1-1-7 各国の調達制度の比較

	デンマーク	オランダ	英国
方針の目的	持続可能な森林管理の促進	持続可能な森林管理の促進	持続可能な森林管理の促進
関連する調達方針	全ての公共機関は合法で持続可能な木材を買うべき -環境保全の目標を追求しなければならない	中央政府は可能な限り合法で持続可能な木材を買わない	中央政府は合法で持続可能な木材を買うことを追求しなければならない
公共機関に納入される木材および紙	対象	対象	対象
契約業者で使われる木材および紙	検討中	対象	対象
公共機関に納入される電力およびエネルギー	検討中	不明	検討中

方針の目的は持続可能な森林管理の促進で一致、方針の記述も、政府機関が合法で持続可能な木材を買うということは共通している。対象については、納入される木材、紙製品が対象となることは一致。主に発注工事の契約業者で使われる木材や紙については、オランダと英国は既に対象としており、デンマークも検討をしている。さらに、バイオマスやバイオ燃料を使用するような電力・エネルギーについても、デンマークと英国では検討をしている状況である。

2. 森林管理の要求事項：合法性についての概要

各国の木材調達制度において、森林管理に関する具体的な要求事項（クライテリア）が設定されているが、合法性に関する要求事項を比較したものが以下の表である。合法的な伐採権を有していることは全ての国が要求、法律への遵守も、森林関連法だけでなく、環境関連法、労働者や土地利用権に関する法律への遵守も要求している。また、木材生産に関わる全ての手数料や税金の支払への遵守も全ての国が要求している。ワシントン条約（CITES）への遵守も全ての国が要求しているが、EU-FLEGT の基準では明記されていない。

表 1-1-8 各国制度の合法性に関する要求事項

		デンマーク	オランダ	英国	EU-FLEGT
合法的な伐採権		✓	✓	✓	✓
国・地方の法律への遵守	森林管理関連	✓	✓	✓	✓
	環境関連	✓	✓	✓	✓
	労働者、土地利用権など	✓	✓	✓	✓
全ての関連手数料および税金の支払		✓	✓	✓	✓
CITES への遵守		✓	✓	✓	

3. 森林管理の要求事項：持続可能性についての概要

次に、森林管理における持続可能性に関する要求事項を比較したものを以下の表に示す。

いずれも、多くの項目で共通しているが、社会経済的な要素についてのみ、デンマークとオランダは持続可能性の要求事項に含めているが、英国は入れていない点が異なっている。

表 1-1-9 各国制度の持続可能性に関する要求事項

	デンマーク	オランダ	英国
1. 合法性、政策、制度枠組への遵守	✓	✓	✓
2. 資源の量・広がり	✓	✓	(✓)
3. 森林の健全性と活力	✓	✓	✓
4. 森林資源の生産力	✓	✓	✓
5. 森林資源の保護機能	✓	✓	✓
6. 生物多様性	✓	✓	✓
7. 社会経済機能	✓	✓	検討中

4. 認証制度を評価する主要なクライテリアの要素（カテゴリ A）

各国の調達方針では、認証制度による認証を重要な証明ツールとして位置づけているが、種々の制度を比較して評価するためのクライテリアを設けている。

各国とも、認証制度の基準策定は、ISO ガイド 59 に基づいていることを要求事項としている。認証手続きについては ISO ガイド 62、65、66 に基づき、認定された機関が認証を行うこと、ステークホルダーへの協議や認証報告の公表を要求事項としている。認証機関の認定については、ISO17011 への遵守を求めている。CoC 認証については ISO ガイド 65 への遵守を求めている。認証ラベルの表示については、何が認証されているのかを購入者に対して誤解させることのないような表示とするように的確に規定していることを求めている。

このように、認証制度を評価するための要求事項（クライテリア）については、基本的な項目はほぼ一致したものとなっている。

表 1-1-10 各国制度の森林認証制度に関する要求事項

	デンマーク(検討中)	オランダ	英国
基準の策定	- ISO Guide 59 ³⁵ - 開かれた協議プロセスで可能な限りコンセンサスによる意思決定	- ISO Guide 59 - バランスの取れた参加に基づく意思決定	
認証手続き	- 認定された機関によって実施 - 適用対象となる ISO Guides (62 ³⁶ , 65 ³⁷ , 66 ³⁸) への遵守または同等である - ステークホルダーへの協議 - 認証レポートの情報が公開されている		
認定手続き	- ISO 17011 ³⁹ への遵守または同等である		
CoC (流通管理)	- ISO Guide 65 に遵守 (または同等) の認定された機関 - 管理された出所からのリサイクル原料		
ラベル表示	- 明確で誤解させることのない規定		

5. 合法性、持続可能性を保証する代替手段への要求事項 (カテゴリ B) :

上記のように各国とも合法性、持続可能性を確認するのに、認証制度を利用しているが、EU の調達規則に従えば、調達者は認証材のみに限定するのではなく十分な代替材を認めなければならないと解釈されている。そこで各国では、認証制度以外での合法性、持続可能性の証明方法に関するガイダンスを出している。

デンマークでは、熱帯木材に対して納入企業、納入企業の調達先、関係当局などからの宣誓書などをもとに証明する予備的なガイダンスを始めている。

英国では森林管理や CoC への要求事項を規定したカテゴリ B の証拠に関する詳細なガイダンスを 2006 年に出している。オランダも、合法性に関しては英国のカテゴリ A、B の証拠を

³⁵ ISO Guide 59: Code of good practice for standardization, 「標準化の優良実施基準」

³⁶ ISO Guide 62: General requirements for bodies operating assessment and certification/registration of quality systems, 「品質システム審査登録機関に対する一般要求事項」品質システム審査登録業務を行っている第三者機関が、その業務の遂行に関して適格であり、信頼できるものとして承認されるために遵守すべき一般要求事項を規定。

³⁷ ISO Guide 65: General requirements for bodies operating product certification systems, 「製品認証機関に対する一般要求事項」製品認証業務を行っている第三者機関が、適格であり信頼できると認められるために遵守しなければならない一般要求事項を規定。

³⁸ ISO Guide 66: General requirements for bodies operating assessment and certification/registration of environmental management systems (EMS), 「環境マネジメントシステム (EMS) の審査登録機関に対する一般要求事項」環境マネジメントシステム (EMS) 審査登録業務を行っている第三者機関が、その業務の遂行に関して適格であり、信頼できるものとして承認されるために遵守すべき一般要求事項を規定。

³⁹ ISO 17011: Conformity Assessment - General requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies, 「適合性評価-適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項」適合性評価機関を審査し認定する認定機関に対する一般要求事項を規定。この規格において適合性評価機関とは、試験所、校正機関、検査機関、マネジメントシステム認証機関、要員認証機関及び製品認証機関である。

用することを決定している。カテゴリ B では、これに対応することのできる民間の様々な合法性の第三者証明制度とともに、証拠として特別に用意した書類によるサプライチェーン証明も認められる。

いずれの国でも、これらの要求事項は、中立機関によって評価がなされている。

6. ハーモナイゼーションの進捗状況

合法性の基準は、デンマーク、オランダ、英国において、すでにハーモナイズされてきている。合法性確認についての次のステップは、共通のクライテリアの使用と証拠の評価や意思決定の手続きについてハーモナイズしていくことである。

一方、持続可能性確認について課題は多いが、どのように進めていくか、方策についての議論が進んできている。デンマークが現在行っている評価プロセスにおいても、他国とハーモナイズするというオプションが検討されている。

なお、現在はこれら 3 カ国でハーモナイズについての議論が始められているが、このプロセスを独占しようという意志は全くないので、他の国からの参加も募っているとのことだ。

5) フランス

1. 概要と経緯

フランスは EU の中でも熱帯材の最大の輸入国（主にアフリカから）である。また、仏領ギアナなど自らも 8 百万 ha の熱帯林を保有する。さらにフランス企業の熱帯木材ビジネスは世界的に顕著であるし、アフリカ・コンゴ流域など多くの熱帯諸国に対して開発援助を行っている。

そのような背景から、フランスでは熱帯林問題は重要な関心事であり、NGO など市民社会からのプレッシャーも大きい。このような社会的な要求を受けてフランス政府は 2002 年、公共調達において、熱帯材を調達する際は、FSC または FSC と同等の認証システムを用いることが望ましいという木材調達方針を公表した⁴⁰。

さらに、2004 年、4 月 7 日、「熱帯林に関する政府行動計画」が策定され、以下のような目標を達成することとされた。

- フランス領の熱帯林の保全と持続可能な森林管理
- アフリカ諸国への森林支援を強化
- 合法的な森林管理とガバナンス（FLEGT）を促進
- 「熱帯雨林国家ワーキンググループ (National Working Group for Tropical Rain Forests)」によるフランスの政策に関する白書の作成
- 首相による公共調達に関するアドバイスノート（通達）の作成

⁴⁰ Duncan Brack and Jade Saunders, “DEMAND-SIDE OPTIONS Policies and measures for reducing imports of illegal timber and timber products to consumer countries”, May 2006, CHATHAM HOUSE

この行動計画を受け、2004 年 5 月に 3 省共同（財務省、農業省、環境・持続可能開発省）でアドバイスノートの検討に着手、同年 10 月と 12 月には熱帯雨林国家ワーキンググループとの協議が行われた。

その結果、2005 年 1 月に開かれた「生物多様性、科学とガバナンスに関する国際会議」（International Conference on Biodiversity, Science and Governance）において、シラク大統領が、「フランス政府は、今年から大型建築工事において認証木材のみ使用し、2010 年には全ての公共調達がこの約束に従う」とのコミットメントを宣言した。

続く 2005 年 4 月には、検討してきたアドバイスノート（＝通達⁴¹）が首相名で承認・公表された。アドバイスノートの目標は「公共調達の木材及び木材製品のうち、2007 年には 50%、2010 年には 100%を、合法かつ持続可能に管理された森林から生産された木材とする」という意欲的なものである。

2. 政府調達方針の実施内容：首相通達としてのアドバイスノート

上述のように、アドバイスノートは、首相によって署名された公式な方針であり、2010 年までに全て持続可能材とするという意欲的目標とともに、公共調達における仕様に関する技術的ガイダンスが付属書に盛り込まれている。

対象範囲は、中央政府においては義務であり、十分な供給可能性がある場合には持続可能性を要求項目として必ず考慮しなければならない。地方政府においては義務ではなく推奨である。また、熱帯材と非熱帯材を区別せずに適用することとしている⁴²。

製品種類は以下の 2 つのカテゴリに分けられている。

- 1) 木材、製材、合板など
- 2) その他の二次加工製品（パーティクルボード、窓枠、家具、紙製品、など）

また、調達は以下の 2 つのタイプ（公共工事、製品購入）に分けられている。

- A) 公共工事
 - 公共調達の担当者は公共工事の計画を決定する前に、木材の専門家に連絡するよう要求されている。
 - 木材製品を必要とする公共工事の場合、次の B) の要求仕様が適用される
- B) 製品購入

⁴¹ フランスでいう *circulaire* というカテゴリの規則として出された。

⁴² <http://www.illegal-logging.info/presentations/200706/Merle.PPT>

表 1-1-11 フランス政府調達制度の二つのカテゴリの要求事項と確認方法

要求事項の作成時	入札者の選定時	契約時
共通仕様		
木材樹種ではなく、技術的性能を要求すること	<ul style="list-style-type: none"> 入札者の組織がプロフェッショナルであることの証明 品質証明: 例えば行動規範に遵守していることを示す証明 サンプル品や製品の説明、写真など 	<ul style="list-style-type: none"> CITES への遵守 持続可能な森林管理仕様に遵守していることを証明することを契約事項とする(契約期間及び保証期間に、関係当局から要求されたときに証明の義務あり)
カテゴリ 1) の製品の購入		
持続可能な森林管理制度の仕様を要求すること		<ul style="list-style-type: none"> 5 種類のいずれかの証明が公共調達の担当者に提出されること その他義務とされる情報は、生産地(国)、樹種名、全ての木材供給業者の名称及び所在
カテゴリ 2) の製品の購入		
持続可能な森林管理制度の仕様、またはエコラベルの仕様を要求すること		<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかの認証書 エコラベル認証 持続可能な森林管理認証 第三者機関に発行された証明(独自証明用)

フランスの木材調達方針は、森林認証制度やエコラベルなど既存のツールを活用しようとしていることが特徴である。現在、フランス国内では 6 種類のエコラベル(家具 1 種類、木材 1 種類、紙製品 4 種類)が利用可能とされる。

なお、カテゴリ 1) の製品に限っては、以下の 5 種類の証明がアドバイスノートで認められている。

1. 生産者によって提出され、第三者機関によって検証された、木材が合法に伐採されていることを示す証明、または、生産国によって発行された合法性のライセンス(FLEGT の VPA を想定)
2. 第三者機関による持続可能な森林管理認証(第三者機関によって認証されている既存の森林認証制度)
3. 伐採地の地方当局によって認定され森林管理計画を示す書類と、その計画の実施状況が第三者機関(森林の専門能力を有する)によって定期的にチェックされていることを示す書類
4. 森林管理者または所有者が、合法かつ持続可能な森林管理を約束する行動規範に署名しており、行動規範の遵守が第三者機関によって定期的にチェックされていることを示す書類
5. 納入業者が合法かつ持続可能に管理された森林から調達することを約束する行動規範に署名しており、行動規範の遵守が第三者機関によって定期的にチェックされていることを示す書類

入札業者は、上記のいずれかの証明(または同等のもの)を提供しなければいけない。証明

が適切になされない場合には入札は却下される。

また、木材や森林に関する専門知識を持たない調達者や納入業者のために、オンライン上で以下の情報が提供されている。

- 森林認証制度に関する説明：定義、基本的構成要素、主な国際的認証制度と国別認証制度、国際的認証制度の進展状況、ラベル表示の例
- エコラベルの説明：定義、6種類のエコラベル制度で用いられている合法かつ持続可能な森林管理のクライテリア
- CITES の意義（貴重種の保護）と規則、付属書に掲載されている樹種のリスト
- フランス市場に輸入されている主要 80 種の木材樹種の名称と学名

6) ドイツ

1. 概要と経緯

1970 年代に、すでに連邦の建設計画に対して、熱帯木材の出所が持続可能な林業経営からのものであることを証明することを求める法律を制定した⁴³。その後、いくつかの連邦、州、市町村で持続可能な林業経営によって産出された木材であることが証明された場合にのみ、熱帯材の使用が認められる公共調達方針が導入された⁴⁴。

2003 年から、このアプローチの改訂・拡大作業が開始されていたが、2007 年 1 月にドイツ政府は、合法で持続可能な森林管理からの木材及び木材製品のみを調達することを発表した⁴⁵。この新しい調達規則は、当面 FSC 及び PEFC 認証を証明手段として認めるもの。それ以外の証明は個々のケースごとに判断されることになる。また、これらの認証制度に深刻な欠陥が見受けられれば、即時除外も可能であるとしている。

この調達規則は、4 年間の期限付きで、4 年後に詳細な見直しが行われる。その際には、より高いコントロールと透明性を追求するとともに、植林地での生態学的な基準、原生林における責任ある管理の基準、生態学的に重要な森林に関する基準が導入される予定である。

また、新しい規則は各認証制度に対して、長期的にドイツ政府から認められるために、認証基準の一層の改善に取り組むよう求めている。

⁴³ (社) 全国木材組合連合会「平成 16 年度世界の森林保全のための違法伐採問題に関する検討調査業務報告書」平成 17 年 (2005 年) 3 月

⁴⁴ 脚注 43 に同じ

⁴⁵ ドイツ連邦環境省プレス発表、2007 年 1 月 28 日
http://www.bmu.de/english/nature/press_statements_speeches/pm/38640.php

7) ベルギー⁴⁶

1. 概要と経緯

2003 年、連邦政府は木材に関するグリーン調達政策について合意した。これは 2004 年の「持続可能な開発に関する連邦政府プラン」に引き継がれたものの具体的な行動には結びつかず、2005 年、木材調達は、環境大臣の政策ノートにおいて、政府の優先事項と位置づけられた。

これにより、ベルギー木材・家具産業、ベルギー木材貿易協会、学者、雇用者団体、労働組合、NGO、消費者団体からなる「持続可能な開発に関する連邦協議会」が設立され、2005 年 7 月、木材調達方針策定のための勧告が作成された。

ベルギーの政府木材調達方針は本勧告に基づくものであり、2006 年 3 月 18 日から実施されている。特徴は以下の通りである。

1. すべての連邦行政機関及び公共団体に対し、拘束力を持つ。
2. 「国際的に認可された基準に基づき、独立機関によって認証された持続可能な森林管理からの木材」の使用が必要条件とされている（11 のクライテリア）。
3. 紙は含まれない

上記の 2 のクライテリアを満たす認証システムとして、下記が挙げられている。

- ① FSC、
- ② PEFC（強力な社会的議論と先住民の権利の尊重がある場合に限り）、
- ③ 同等の認証

上記のうち、②と③については、専門家グループ（ベルギー林業・家具産業、ベルギー木材輸入連盟、環境団体、貿易団体）が外務省、環境省と協力して評価を実施したが、合意に達することが出来なかったため、現在は中間的措置として、FSC と PEFC を受け入れている。このうち、PEFC については、2 通りの国リスト（ポジティブリスト）が作成されている。国リストについては、毎年更新が行われる予定。また、2 年に 1 度、調達方針の詳細な評価が行われることとなっている（次回の評価は 2007～2008 年にかけて実施される）。

⁴⁶ CHATHAM HOUSE Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation, July 2006 及び www.illegal-logging.info/presentations/200706/orshoven.ppt をもとに作成

1-2 EU FLEGT 行動計画⁴⁷と VPA

1) EU FLEGT 行動計画

EU レベルでは、欧州委員会が 2003 年 5 月「森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する EU 行動計画」(EU FLEGT)に関する提案を公表した。

この行動計画には、生産国における合法性証明システムの開発支援、ガバナンスの改善やキャパシティビルディングとともに、違法材需要を削減するための消費国側 (EU 内)での対策も盛り込まれている。生産国で合法性が確認された木材しか EU 内に輸入させないという自主的ライセンス・スキームや、EU 市場における違法木材製品の輸入や取引を制限するための法規制を検討することが盛り込まれている。さらに、加盟国の政府調達における指針や業界に対する自主的行動規範の導入促進、金融機関が違法伐採活動を助長するような投融資を行わないための手段なども記載されている。

1. 木材調達対策

FLEGT 行動計画においては、以下のような EU 内における合法的な木材の使用促進が盛り込まれている。

- EU 諸国が、合法で持続可能な森林からの木材の使用促進のための手段を明確にし、最近改定された「EU 公的調達法」(EU public procurement legislation)を参照することを奨励する。
- 企業の社会的責任 (CSR) の原則に基づき、産業界における責任ある木材調達を行うことを奨励する。
- 銀行や金融機関が森林部門への融資を行う際、環境社会的な観点からのデュー・デリジェンスを行うことを奨励する。

EU の調達指令は、加盟国に対して一致した調達規則を設けさせるものである。木材だけに限定したものではなく、あらゆる調達物品を対象としているが、その中に一部だけが環境の条項がある。通常の公共調達においては品質が同等なら最も安いものを採用するのだが、価格だけではなく環境に関しても配慮できるように柔軟性をもたせる条項である。この条項に基づいて各国の判断でグリーン購入が行われている。各国の木材調達のハーモナイゼーションはワークショップなどを通して推奨していくことになる⁴⁸。

EU 自体も調達方針は持っているが、英国やオランダのように詳細に開発された制度ではない。EU の調達規模は非常に小さく、公共工事のようなものはほとんどない。EU の工事はブリュッセルにあるわずかな建物だけだ。メンバー国の公共工事に対して資金を出すこともあ

⁴⁷ FoE Japan, 熱帯林行動ネットワーク、地球・人間環境フォーラム、「欧州の持続可能な木材調達戦略政府・業界・企業・NGO の取り組み」(2004 年 7 月 12 日)、Commission of the European Communities, Brussels, 21.5.2003, Communication from the Commission To the Council and the European Parliament, “Forest Law Enforcement, Governance and Trade(FLEGT)- Proposal for the EU Action Plan”(COM(2003)251 final)、FLEGT Briefing Notes(No.1-9)より作成。

⁴⁸ 2007 年 1 月、John Bazil 氏 (欧州委員会) へのヒアリングより

るが、その場合はその国の調達管理になる⁴⁹。

2. 木材生産国のガバナンス向上及び能力形成の支援

FLEGT 行動計画においては、生産国におけるガバナンスの改善支援も重要な対策として位置づけられている。支援は主として以下に焦点を当てるものとされている。

- 原産国における信用における証明システムの開発
- 森林の所有、状況、法的位置付けなどに関する正確な情報の提供による透明性の向上
- 現在の法令を施行し、ガバナンスの改革を行い、違法伐採に関する複雑な状況に対処するための政府諸機関及びその他の機関の能力向上
- 森林法監督官庁、警察、税関、司法の連携による法の施行能力の強化
- 森林管理の促進要因及び森林犯罪の抑制要因を確保するための政策改革の支援

3. EU FLEGT のさらなる発展：追加施策のアイデアを募集⁵⁰

欧州委員会では、2006 年 12 月から 2007 年 3 月 5 日まで、EU の内外を問わず EU FLEGT 行動計画への追加の施策に関する提案を募集している。主な施策としては、業界の対策支援、違法材輸入禁止措置、違法材の市場流通規制措置、違法性の証明策などが想定されている。

提案募集の結果は公表される予定である。その後、施策案ごとに影響評価を行い、欧州委員会内部での検討を経て、採用されるかどうか決定される。詳細はウェブサイトに掲載されている (http://www.ec.europa.eu/yourvoice/consultations/index_en.htm)。

2) VPA とライセンス・スキーム

EU FLEGT 行動計画において、特徴的な対策が VPA (Voluntary Partnership Agreement、自主的パートナーシップ協定) とそれに基づく合法性証明のためのライセンス・スキーム、そして EU の水際での貿易管理である。ここでは、これら対策についての解説を行う。

1. VPA の概要

EU と生産国が自主ベースの二国間協定である VPA を結び、生産国側において、EU に輸出する木材が合法であることを担保するライセンス・システムを構築するものである。VPA を結んだ国のみが対象となる。これにより EU では、水際の税関において、パートナー国からの木材に FLEGT ライセンスがなければ差し止めることができるようになる。一方、EU はこれらの国に対してキャパシティビルディングや、低所得住民への影響を低減する対策など、技術的・財政的支援を行う。

生産国にとっては、主として以下のような利点をもたらされるとみられている。

- EU 市場では、合法証明木材への需要が増大し、証明されていない木材が排除される

⁴⁹ 2007 年 1 月、John Bazil 氏 (欧州委員会) へのヒアリングより

⁵⁰ CHATHAM HOUSE Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation, Jan 2007

傾向にあるため、この市場へのアクセスが向上する。

- ライセンシング・スキームを運営するコスト以上の税収の増加が見込める。
- EU からの開発支援の優先順位が高まる。
- 合意にサインしなかった国も、現段階ではなんらかの物理的な貿易障壁を受けるものではないが、市場が合法性証明木材を志向した結果、マーケット・シェアを失う可能性はありうる⁵¹。

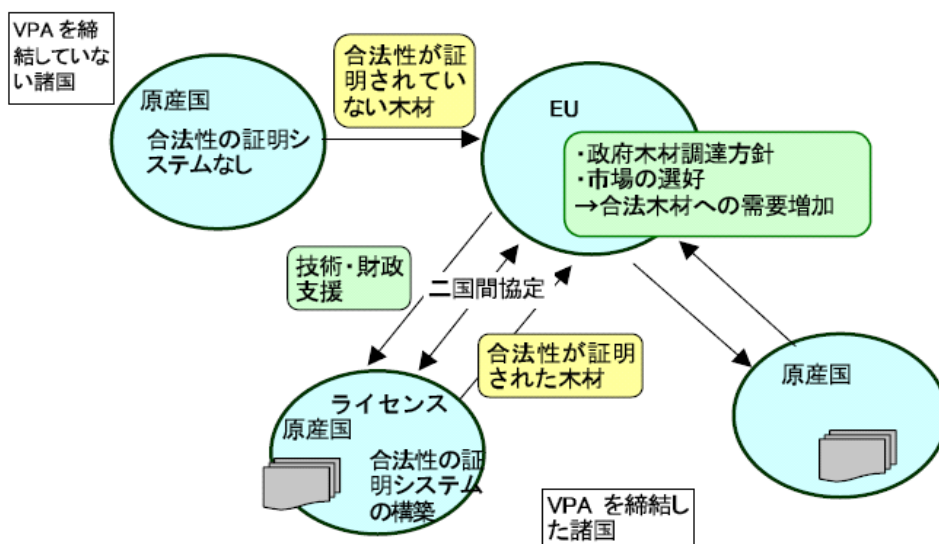


図 1-2-1 二国間パートナーシップ協定 (VPA) の仕組み

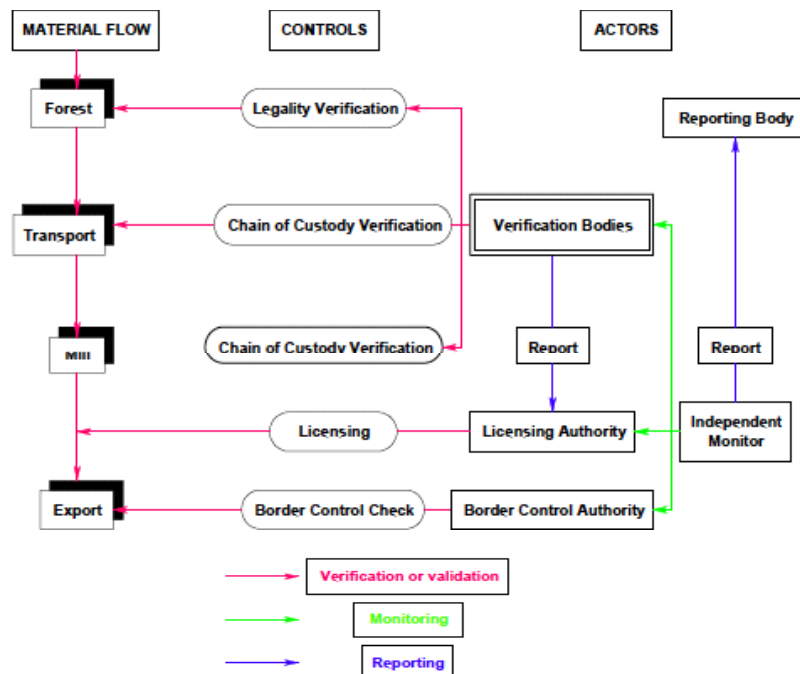


図 1-2-2 FLEGT ライセンス制度⁵²

⁵¹ 2004 年 6 月時点での英国・環境食糧農林省 (DEFRA) への聴き取りによる

⁵² OECD Round Table on Sustainable Development, "THE ECONOMICS OF ILLEGAL LOGGING AND ASSOCIATED TRADE", Paris, 8-9 January 2007

2. 木材貿易管理措置と WTO の整合性に関する EU の見解

欧州委員会ではまた、違法に伐採・取引された木材・木材製品は、EU に持ち込むことも違法であるとする法律の検討も進めている。このような貿易施策をとった場合に気になるのが WTO との整合性であるが、これについて欧州委員会は、FLEGT Briefing Note No.8 の中で、次のように分析している。

- ① ライセンシング・スキームは、FLEGT パートナー諸国から EU への木材輸入に関してのみ適用される。協定は、EU 及び FLEGT パートナー諸国の間で、自主的に、二国間で合意されるものである。このような協定を、自ら締結した国が、WTO 提訴を行うとは考えられない。また、第 3 国にとって、FLEGT の合意に基づく EU の措置に関して異議を申し立てるインセンティブがあるとは思われない。
- ② FLEGT 行動計画において、木材生産の合法性については、輸出国の適用可能な法的ルールに基づき定義され、システムの詳細は二国間の合意により、構築される。すなわち、FLEGT パートナー諸国からのライセンスなしの木材は、違法木材の密輸ということになる。WTO ルールの中には、このような違法行為に取り組むための二国間合意を阻むいかなる規定もない。

結論：FLEGT 行動計画の中で提案している貿易措置は、WTO との整合性に関して何も問題はない。

また、欧州議会貿易委員会は、2004 年 2 月付けの欧州委員会宛てのレターの中で次のように記述している。

「自主的ライセンス・スキーム及び違法木材の輸入・販売の禁止に関する法制化について、WTO と両立するかという点に関し、懸念が表明されてきたが、本委員会においては、この懸念は正当化されないと判断した。FLEGT 行動計画のもとで考案された二国間合意は「自主的な」性格のものであるため、ライセンス・スキームが WTO の論争となる可能性は極めて低い。たとえ初期の GATT への抵触が見出されたとしても、XX 条(d)、XX(g)のもとで GATT に適合するとみなされるであろう。また、違法木材の禁止に関する法制化について言えば、アメリカの Lacey 法（人、農業、野生生物に有害な野生生物の輸入、移動の禁止に関する法律）の先例により、WTO との整合性は保たれるであろう。この法制化は、単に原産国において違法に生産された材の販売または輸入を禁止するものにすぎないわけであるから」

3. VPA 交渉の進捗状況

ここでは 2007 年 1 月時点での、EU-FLEGT の VPA 交渉に関する進捗状況を説明する⁵³。

2005 年 12 月、欧州理事会において、FLEGT ライセンシング・スキームに関する規則が採択された⁵⁴。内容は、以下を含む。

⁵³ CHATHAM HOUSE Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation, July 2006

⁵⁴ Council Regulation (EC) No.2173/2005 of 20 December 2005 on the establishment of a FLEGT licensing scheme for imports of timber into the European Community

- パートナー国から EC への木材製品は、FLEGT ライセンスによりカバーされている積荷以外のものは禁止される (Article 4.1)。
- 木材生産国の既存のスキームは、一定の基準 (本規則第 11 条(2)) により、評価され、承認されることを条件に、FLEGT ライセンスのベースとして用いることができる (Article 4.2)。
- 関係当局は、パートナー国に、FLEGT ライセンシング・スキームの第三者モニタリングについて責任を持つ人または組織を供与しなければならない (Article 5.3)。
- 各加盟国は本規則の違反に対する罰則を定めなければならない (Article 5.8)。

2006 年 7 月、欧州議会において、FLEGT に関する決議が採択された。欧州議会は、違法木材の EU への輸入を違法とするための法的措置を求めている⁵⁵。

EU は 2006 年より、マレーシア、インドネシア、ガーナ、カメルーンと非公式に交渉を進めてきた。その結果、マレーシア、インドネシア、ガーナで交渉開始に合意、2007 年より正式に交渉を始めることとなった。2007 年 1 月にはマレーシアと、3 月にはインドネシアと第 1 回目の交渉が行われている。カメルーンももうすぐ交渉開始に合意する見込み。これら生産国との VPA の合意は 2007 年末頃を目指している。その他、コンゴや中央アフリカ、リベリア、ガボン、ベトナム、コートジボアール、エクアドルでも非公式な交渉や準備作業を進めている⁵⁶。

マレーシアでは 2007 年 1 月 19 日にサラワクで第 1 回目の交渉を持った。欧州委員会の代表団は、前後に 1 週間くらいかけて現地訪問し、コミュニティや NGO へのコンサルテーションも行った⁵⁷。

VPA の合意には、マルチステークホルダーによる合法性基準の策定、トレーサビリティシステムの確立、独立モニタリングを持つことなどが条件になることが想定される。EU としては、システムが信頼のおけるものとなることが必要であり、そのためには「NGO が納得するものでなければならない」(欧州委員会 John Bazil 氏) としている⁵⁸。一方で、例えばインドネシアのように既にトレーサビリティシステムの開発に取り組んでいる国とそうでない国とでは状況が異なる部分もある。各国と合意する時までにシステムが存在することを条件とするかどうかは交渉次第だが、システムを作るのには 2~3 年程度の時間がかかると予想され、システム作りが終わるのを待っていては、「せっかく VPA 交渉を正式に開始した国々の関心を失いかねない」という懸念もある。従って、例えば合法性基準やパイロットテストのクリアなど最低限の基本的なことを押さえた上で、合意文書の中でいつまでにシステムが動き出すかのスケジュールを明示しておくのが良いと考えているということだ。

ロシアとの VPA については、「まだ交渉を始めるところにさえ至っていない」という状況で

⁵⁵ CHATHAM HOUSE Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation, July 2006

⁵⁶ CHATHAM HOUSE Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation, Jan 2007, “EU FLEGT Update”, John Bazill & Julia Falconer

⁵⁷ 脚注 56 に同じ

⁵⁸ 2007 年 1 月のヒアリングより

ある。丸太の輸出関税を上げるという動きや、石油ガスなどの資源管理の状況を見ても、「何を企んでいるかわからない不安もある」と Bazil 氏は言う⁵⁹。

このような VPA の交渉の進展に対して、ヨーロッパの NGO らが主要生産国の NGO と共同で VPA プロセスを監視するためのウェブサイト (<http://www.loggingoff.info>) を 2007 年 1 月 25 日に開設した⁶⁰。政府が NGO からのインプットが欲しいときにも活用できる。

4. FLEGT の合法性のクライテリア

EU FLEGT における合法性のクライテリアについて、最低限、環境、社会、経済の 3 側面を考慮したものでなければならないとしている。さらに、「どの法律を含むべきかという特定の合法性クライテリアを押し付けることはできない」「もし現地の NGO 等から『これはフェアではない』と抗議されれば、EU としてももう一度検討をしてもらうことになるだろう」(Bazil 氏) と、ステークホルダーのコンセンサスが十分に得られているかなどプロセスを重視する方向を打ち出している。

EU のクライテリアは、交渉中の文書なので詳細は公開されていないが、EU FLEGT のブリーフィングシート概要が説明されている⁶¹。

VPA の交渉を公式・非公式に始めている生産国では、ステークホルダーへのコンサルテーションなど合法性基準策定のプロセスが EU の支援を受けて進んでいる。インドネシアではこの 1 月に合法性基準の策定が完了した⁶²。

これらの生産国でのプロジェクトは、EU FLEGT の枠組みに正式なプロジェクトとして位置づけて EU が実施させているわけではない。IUCN などの国際 NGO 等が、EU の公募した FLEG サポート事業に応募して、インドネシアやガーナでこうしたプロジェクトを実施している。英国やオランダなど個別の EU 加盟国もこのようなプロジェクトの支援に積極的である⁶³。

合法性の確認について、認証制度をそのまま認めるのではなく新たに合法性確認システムを作る理由は、いくつかの国の独自認証はあまり制度がよく開発されていないこと、また、限定した認証制度だけを認めることができないからである。ただし、交渉の結果として、認証制度も認められる可能性もある。

3) 加盟国による VPA 支援の取組み：英国の例⁶⁴

英国の国際開発省 (DFID) は、違法伐採が深刻な生産国に対して、様々な支援プロジェクト

⁵⁹ 脚注 58 に同じ

⁶⁰ FERN サスキア氏への 2007 年 1 月のヒアリングより

⁶¹ FLEGT Briefing note 09

⁶² CHATHAM HOUSE Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation, Jan 2007, “Indonesia Civil Society Groups (ICSG) role in relation to the coming EU-Indonesia VPA”, Arbi Valentinus

⁶³ 2007 年 1 月 John Bazill 氏 (欧州委員会) へのヒアリングより

⁶⁴ 2007 年 2 月 Hugh Speechly 氏 (英国 DFID) へのヒアリングより

を行ってきている。EU FLEGT の VPA 交渉が始まった現在、DFID も VPA 推進のための様々な取組みを進めている。これらの取組みにおいて、英国が生産国に対してとっている共通の姿勢は、「あなた方が合法性基準を作るのであって、私達が指示するものではありません。あなた方がコントロールシステムを説明してください。もし信頼性があるならば、私達には明確な要求事項があるのでそれを説明します。もし、システムを改善・強化する必要があるならば私達はそれを支援します」ということである。

DFID の FLEG 関連の予算は 5 年間のプログラムで 2,400 万ポンド（約 57.6 億円）。そのうち、1,900 万ポンド（約 45.6 億円）が VPA 支援のために FLEG パートナー相手国に直接費やされる。500 万ポンド（約 12 億円）が民間を通じた事業で、英国木材貿易連盟（Timber Trade Federation: TTF）などの木材業界の取組み支援や、チャタムハウスの調査やコンサルテーションの事業、その他 NGO への支援などだ。

本節では、英国 DFID の生産国における取組みと考えを紹介する。

1. インドネシア

2001 年バリで開かれた東アジア FLEG 閣僚会議では、閣僚宣言で生産国・消費国双方でたくさんのコミットメントがなされた。コミットメントを達成するため、実際に行動していかなければならないが、英国ではインドネシアと 2002 年に締結した MoU が最初のステップとなった。

違法伐採問題はガバナンスの問題であり、地元コミュニティの生活の問題でもある。貧困問題を助長し、地域の自然環境も破壊している。人々の福祉へも影響する。土地の所有権の問題も重要だ。また、木材産業はダウンサイズが必要だ。製紙産業では巨大な設備を作ってしまったために十分な原料を確保するために伐採が進んだ。

このような問題認識の下で、英国は MoU 締結を受けて、特にマルチステークホルダーによるプロセスによって林業政策のガバナンス改革を目指す「マルチステークホルダー林業プログラム (MFP: Multistakeholder Forestry Programm)」を 2000 年から開始した（～2006 年）。また、実際に行われているインドネシアとの取引を通じても対策を進めていくためには民間企業を巻き込むことが必要だということで、DFID は TTF と協働によって TTF を通してインドネシアのサプライヤーとの対話を始めた。さらに NGO の The Nature Conservancy（TNC）と協働してインドネシアで木材トラッキング制度を開発する作業にも取り組んでいる。

MFP では、西カリマンタンとジャンビの 2 つの異なる現場においてケーススタディを行った。これら地域の現場で実際にどのような問題が起きていて、どのような推進要因があるのか、原因は何か、市民社会や地方行政の中にいる人たちとどのように協働していくことが出来るかを調べたという。「既存の政治的構造を通して何かやっても、結局は泥沼にはまるだけである。それは、その構造にこそ問題があるからだ」と DFID で英国の違法伐採対策を担当する Hugh Speechly 氏は指摘する。

このケーススタディの結果、行政の中にも現状への問題意識を持っていて、本当に変化や改革を望んでいる人たちがいることがわかったという。地方の森林部署や地区長、警察署長など上層部の役人の中にも本当に問題を解決したいと考えている人もいたという。「単に報告書

が上がってくるだけで何も変わらない。しかし市民社会を巻き込んで、声を上げさせることができれば、変化は可能になる」と現場の様々な関係者による関わりを重要視している。

さらに、インドネシアでは 2000 年以降たくさん大きな変化が起きていると Speechly 氏は評価している。「すべてが DFID の成果ということではないが、新しい大統領が出てきたことも大きな要因だ。違法伐採と大きな関係がある『腐敗』は大統領の最大のテーマである」。DFID がインドネシアで取組み始めた時は確かに困難な状況だったが、政府が変わり始めたことや様々な社会的状況が変化してきたことは追い風といえるだろう。

また、DFID は Telapak などインドネシアの NGO を積極的に支援し、違法木材貿易の実態の公表等を後押ししている。

そして、これらの活動による直接的な効果について Speechly 氏は、民間セクターの意識の変化に見られると指摘する。「木材業界と協働を始めてから 2 年間で英国のインドネシアからの合板輸入は 50% も減少した。木材業界が自ら違法伐採木材を買っていることに気がついたためだ。この状況はインドネシア側にとって容認しがたいことで、彼らを動かすのに十分強烈なインパクトを与えることになった」。

DFID は 2007 年から、VPA が機能するようにするための活動を展開するため、インドネシアで新しいプログラムを開発しているという。過去 5 年間の MFP の取組みで経験した NGO や政府とのマルチステークホルダーのアプローチを活用しながら、VPA の推進を支援していくものだ。「VPA を機能させるためには、ガバナンスシステム、コントロールシステムを機能させなければならない。合法性の基準が合意されたところだが、インドネシア政府の承認を待って、合法性基準をチェックするためのシステムや、トラッキングシステムも必要になる。また、木材輸出ライセンス制度も必要だ」と DFID の今後の支援の方向性を示唆した。さらに、インドネシア材の最大の輸入国である日本に対しては、「日本政府も調達方針などの取組みにあわせて、このような生産国への支援にも乗り出してくれれば、我々の取組みを一層強化できることになる」と期待を示した。

2. マレーシア

インドネシア以外の他のアジアの生産国については、DFID はそれほど関わってはいないのが現状だが、オランダや EU がマレーシアに行っている取組みを、英国もバックアップして支援している状況である。

マレーシアについては、オランダと一緒に VPA 推進のために一部取組んでいるが、マレーシアはすでに豊かな国になりつつあることから多くの援助を必要としていない。仮にトラッキングシステムの開発を支援しようと提案しても、マレーシアにはハイテクのシステムが既に存在している。

マレーシアにおける大きな課題は、政府側と市民社会の間に十分な対話が成立しておらず、対立していることだといえる。とりわけサラワクにおいては非常に困難な状況にある。Speechly 氏は「重要なことは、ステークホルダーの間の対話を改善していくことだ。市民社会が安心して意見を言えるようにしなくてはならない。もし対話がうまくできなければ、VPA を動かすことは難しい」と、欧州から見た問題点を指摘する。「マレーシアの主権に関わるこ

となので、こうした問題に外国の政府が取り組むことはとても難しい。しかし、以前に比べれば状況はずいぶん改善してきており、今がよい機会であると考えている」。

3. アフリカ

アフリカで DFID が最もフォーカスしているのはガーナである。英国がガーナとの VPA の推進をリードし、かなりの予算も付けて支援している。

ガーナの状況は複雑である。国内のほとんどの供給は違法木材、いわゆる「チェンソー伐採」と呼ばれるもので、少数の人々が森に入って許可なしに伐採してチェンソーで製材して国内市場に供給している。ガーナ政府はそのような行為を合法だとしている。これに対して DFID は「現在伐採されている量の約半数は問題だと考えている」(Specechly 氏) という認識のもと、支援策を展開している。

比較的に容易な方法としてコンセッションを持っている木材企業との協働をするために、過去 4 年間、DFID はガーナの GFTN (Global Forest and Trade Network) を支援している。GFTN ガーナは企業と協定を結び、所有する森林の 50%を保全地域として設定するように求めている。買い手である欧州側は合法性だけでなく FSC 等の森林認証製品を要求するようになっており、GFTN のような活動はそのようなニーズを満たすものだと DFID では考え、VPA のための民間支援活動の一環として実行しているという。

リベリアとは対話を始めたところである。現在、リベリアでは全てのコンセッションが無効となり、新しい森林法が施行され始めたばかりの変革期にある。すべての森林が再分配されるという混乱した状況の中で、森林伐採を進めようという大きな圧力があることが大きな課題であるという。こうした変革期の混乱した状況で、DFID は VPA が非常に有効に働くだろうと見ている。

その他、中央・西アフリカ諸国でステークホルダーダイアログをファシリテートするために、IUCN に約 300,000 ポンド (約 7,200 万円⁶⁵) の助成金を出して実施する予定である。中国への貿易の問題も含める計画だという。

4. 中南米

アジア、アフリカに加えて、DFID はラテンアメリカでも積極的に援助活動に取り組んでいる。中央アメリカ諸国とアマゾン流域諸国の 2 つの地域プロセスを立ち上げるために、比較的小規模な予算を付けている。これらは別の地域で展開している FLEG に似た、閣僚級のプロセスである。ドナーである世界銀行からも資金を出してもらう予定だという。しかしながら、ラテンアメリカ産の木材は地域内での流通が主で、域外輸出の多くは北米に向けられており、欧州との貿易は限られているため、欧州との VPA はすぐに実現しない見込みである。

5. 業界を通じた生産国支援

DFID は TTF にも助成金を出して対策を支援している。これは欧州の他国の木材業界と共同で対策をとろうとするもの。TTF は、2007 年 1 月にマレーシアの木材業界と対話するワーク

⁶⁵ 1 ポンドは約 240 円 (2007 年 2 月時点)

ショップを開催した。これは政府間の対話ではなく、売り手と買い手の対話で、欧州のマーケットが変化していることを伝えることを目的としたものだ。VPA が締結されれば、違法木材を欧州市場に売ることが認められなくなり、欧州市場と取引を継続するためには、問題を認識して対策をとることが必要になる。FLEG ライセンスに対応するシステムを持っていれば、欧州へのすべての輸出は合法であると見なされ、欧州の税関を通過することができる。

TTF は、2006 年にはアフリカで同様のワークショップを行っており、ガーナ、カメルーン、コンゴ共和国とガボンで実施している。2007 年は東南アジアで、マレーシアのあとは、インドネシアとベトナムで開催する予定になっている。

4) VPA プロセスに関する予算⁶⁶

DFID では、VPA 推進のために新たにマルチドナーファシリティによる 2,500 万ユーロ（約 4 億円⁶⁷）を欧州森林研究所（European Forest Institute）⁶⁸のための予算として計上している。

また、2006 年の予算では、FLEGT 関連プロジェクトに 1 億 3,300 万ユーロ（約 21.3 億円）を、先住民や森林の現場のプロジェクト（計 13 プロジェクト）に 1 億 1,400 万ユーロ（約 18.2 億円）を充てている。アフリカ、中南米での VPA の準備作業のために、1,000 万ユーロ（約 16 億円）を充てている。

さらに、新たに始まる環境と天然資源に関するテーマのプログラムにも FLEGT と VPA が位置づけられており、3,400 万ユーロ（約 54.4 億円）が計上されている。

その他にも、FLEGT を EU の国家戦略（2008～2013 年）におけるガバナンスに着目したテーマとして位置づけることを検討しており、これが実現すれば予算がつくことになるだろうということだ。

⁶⁶ CHATHAM HOUSE Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation, Jan 2007, “EU FLEGT Update”, John Bazill & Julia Falconer

⁶⁷ 1 ユーロは約 160 円（2007 年 2 月時点）

⁶⁸ EFI は欧州諸国が設立した国際機関。2006 年 10 月初旬に欧州 12 カ国（オーストリア、ブルガリア、クロアチア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ノルウェー、ルーマニア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、トルコ）が EFI に関する条約を批准している。http://www.efi.fi

第 2 章 欧州企業の木材調達の実践事例

2-1 業界団体

1) TTF (Timber Trade Federation : 木材貿易連盟)

1. 概要⁶⁹

英国においては、もともと企業がその社会的責任を果たす一環として、認証木材等のきちんとした木材を購入する動きがさかんであるが、英国政府方針は、今までこの問題について特段意識していなかった中小の建設業者も含め、業界全体に危機感を与えることとなった。

業界全体の取り組みの音頭をとったのが、木材貿易連合 (TTF) である。TTF は、「行動規範」を策定し、会員企業が合法かつよく管理された森林からの木材や木材製品を調達することに責任を持つことを明確に打ち出した。さらに 2004 年には、「環境木材調達方針 (Environmental Timber Purchasing Policy)」を進化させた「責任ある調達方針 (RPP : Responsible Purchasing Policy)」を策定し、会員企業がいかにサプライ・チェーンを管理していくかの具体的な指針を与えている。

また、インドネシアにおける木材加工工場の実態調査を通じ、合法性証明システム開発を目指した「Scoping Study」を実施、これをもとに、他国の木材業界団体と共同で合法証明木材を購入していくためのバイヤーの共通のプロセス「共通した監査枠組み (Common Auditing Framework)」を構築することを提唱、その後これを発展させた形で「木材貿易行動計画 (Timber Trade Action Plan)」という枠組みを始めている。

これらの取り組みによって、現在カメルーンとの取引では 50% が伐採地と所有権に関する第三者の合法証明がされるようになってきたという。

2. 行動規範と環境木材調達方針⁷⁰

「行動規範 (Code of Conduct)」においては、TTF 会員企業は「木材及び木材製品を合法的で管理の行き届いた森林から調達することを約束する」としており、本規範の不遵守については規定された異議申立て手続きに則り、罰金の徴収、会員権の一時的な撤回、連盟からの追放につながる可能性がある。本規範は原則的なものであり、TTF の全会員企業 (160 社、関連企業を入れると 350 強) が遵守義務を有する。

一方、2001 年に策定された「環境木材調達方針」は、行動規範の精神に則り、それをより具体化したものであり、署名した会社のみが遵守義務を負う (TTF が実施する環境保全プログラムの「Forest forever」参加企業を中心として 2004 年 7 月時点で 70 社が署名していた)。署名した企業は、環境管理の実施、合法性の確保、貴重種の不買などの具体的なコミットメン

⁶⁹ FoE Japan 「環境政策提言：世界の森林環境保全のための国内各層での“フェアウッド”利用推進 最終報告書」 (2005 年 3 月)

⁷⁰ 脚注 69 に同じ

トを行い、以下の手順でコミットメントを達成することとなる。

- ① 目標の設定
- ② サプライヤー・データベース等の情報整備
- ③ 従業員教育の実施
- ④ サプライヤーに、森林管理・原材料調達についての質問状を发出
- ⑤ 返答を評価。サプライヤーのランク付け。不十分な回答についてのフォローアップ
- ⑥ 顧客に対し、方針を伝達
- ⑦ サプライヤーのモニタリング実施
- ⑧ ①～⑦のレビュー

また、サインした企業は、本方針へのコミットメントの達成状況につき報告義務を負う。また、サプライヤー評価システムの例、サプライヤー質問状のサンプルなどを添付している。

3. 責任ある調達方針（RPP）⁷¹

TTF は、会員企業のみならず、NGO や政府などとのコンサルテーションを重ねた上で「環境木材調達方針」を更に見直し、リスク・アセスメント手法、段階的な改善アプローチなどを盛り込んだより詳細な「責任ある調達方針（Responsible Purchasing Policy：以下 RPP）」を公表し、2004 年 9 月から実施段階に入った。

この改訂が行われたのは、政府の木材調達方針の内容がより詳細に規定されてきたこと、EU の FLEGT 行動計画により合法材の貿易管理政策が進んできたことや民間に対してベストプラクティスを推進する取組みを支援されるようになったこと、そして一部の無責任な企業によって木材業界全体のイメージが損害を被っており以前の環境木材調達方針では弱かった、などの理由からである。

RPP は、TTF の行動規範及び英国政府調達方針について遵守していることを示すツールとして位置づけられており、「非認証木材製品について合法性及び持続可能性の証拠を収集するためのツール」として TTF は会員企業への参加を呼びかけている。

RPP では、署名企業に下記項目を策定することを要求している。

- 調達における環境配慮を盛り込んだ企業方針
- 企業方針に沿った形でサプライヤーを評価するリスク評価手続き
- 成果をまとめた管理レポート
- 参加企業の方針への遵守と継続的な改善を保証する第三者による年次監査

RPP への署名企業は、以下の 6 ステップによって進めていく調達管理システムを社内に位置づけることが求められている。いずれのステップに対しても必要な書類は全てテンプレートが用意されており、署名した企業は自ら悩んで作成する必要は無い。

- **ステップ 1**: 企業方針の策定／企業方針へのコミットメント及び策定の担当者を決める。企業のトップと RPP 担当者が方針に署名をし、コピーを TTF に送付。署名に続いて一

⁷¹ 2007 年 1 月の TTF への開取り調査、および Timber Trade Federation, “Responsible Purchasing Policy”より

度きり。

- **ステップ 2**：予備スクリーニング／すべてのサプライヤー及び製品のリストを作成し、継続的に使う。納入品がすべて認証されているサプライヤーを除き、問題の多いとされる国から非認証製品を扱っているサプライヤーを特定する。取扱量の多いサプライヤーを優先する。リストは年次監査のために保管する。常時行う。
- **ステップ 3**：質問票の送付／非認証サプライヤーに対して企業方針と質問票にあわせて「サプライヤー・パック」（カバーレター、企業のコミットメント、質問票に関するガイドライン）を送付する。質問票の送付は毎年、9月～1月に行う。
- **ステップ 4**：サプライヤー査定／サプライヤーからの質問票の回答を分析する。各分析は15分ほどを要する。12月～3月に行う。
- **ステップ 5**：サプライヤーへのフィードバック／サプライヤーに、質問票で点数の低かった分野に関する「改善点」を示した採点結果を知らせる。この返信のコピーは保管すること。12月～3月に行う。
- **ステップ 6**：管理レポートの作成／サプライヤー採点結果の概要を示し、経営上層部のレビューを含めてその年の自らの改善目標を設定する。年次管理レポートを記入し、RPP 公式監査機関へ送付する。12月～3月に行う。

この6ステップが終わると監査を受けることになる。

RPP 実施のためのコストについては、署名企業の担当者の時間及び監査にかかる費用が上げられる。担当者に対しては TTF が上記 6 ステップに必要な文書等やその他のアドバイスなどを提供することもあり、「これまでの署名企業ではスタッフへの負担は問題とはなっていない」としている⁷²。

2007 年 2 月現在、RPP に署名している会員企業は 39 社である（現在のところ RPP への署名ができる企業は TTF 会員企業にのみ限定されている）⁷³。TTF の会員企業数 160 社の約 1/4、取扱量にして 45%の割合になる。現状、RPP に参加している企業はほとんどが大手の会社で、中小の会社は RPP に署名して取組むのは難しい状況にある。この中小への対応が今後の課題であるとのことだ。

TTF では、RPP への参加を促進するために専用のホームページを設けて情報提供を図っている (<http://www.ttfrpp.co.uk>)。また、RPP は毎年レビューをして改訂をすることになっている。

4. 実施体制⁷⁴

RPP の実施体制は、Forests Forever 理事会の下に位置づけられた RPP 委員会（RPP Council）

⁷² Responsible Purchasing Policy Frequently Asked Questions (http://www.ttfrpp.co.uk/members/questionnaires/Responsible_Purchasing_Policy_FAQs.pdf 2006.12.20 確認)

⁷³ RPP News 2006 June (<http://www.ttfrpp.co.uk/members/news/>) 2007 年 2 月ヒアリングによる

⁷⁴ 2007 年 1 月の TTF への開取り調査、および Timber Trade Federation, “Responsible Purchasing Policy” より

が意思決定や、実施状況の監視・助言をしながら、その下の複数の技術部会が調査や分析など詳細な検討を担当することになっている。

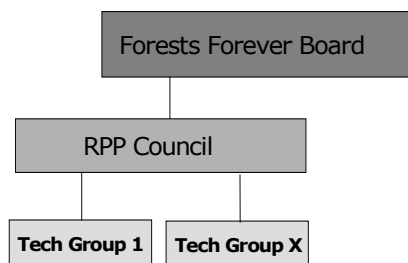


図 2-1 TTF の調達方針（RPP）実施体制

RPP 委員会は以下のメンバーで構成されており、主な任務は、RPP プログラムの監督権限を持ち、制度に関する意思決定や実施上の問題に対処し、技術部会のメンバーを任命し、監査報告を受理し必要な対応を決定することなどである。

- Forest Forever 理事会の議長となっている企業（1 名）
- その他の RPP に署名している TTF メンバー企業（複数）
- 環境 NGO（1 名）
- 監査機関（1 名）
- 英国政府 CPET/DEFRA（1 名）
- TTF の幹部（1 名）

技術部会は、RPP 委員会が任命し、RPP 委員会のメンバーや TTF の職員、外部の専門コンサルタントなど 1～3 名で構成され、タスクが終了すると解散される。技術部会で取り扱われる内容は、RPP 署名企業が払う年間登録費、政府調達方針との整合性、認証制度との整合性、中小企業への支援方法などであり、すべての作業は原則的に外部のコンサルタントによって実施される。

5. リスク評価⁷⁵

RPP では、調達木材の違法伐採リスクが高いほど、合法性確認のための証明レベルも高いものが必要になるという対応をとっている。そのために最も重要なステップがリスク評価である。RPP では、サプライヤー、国に対するリスク管理によるアプローチをとっており、以下の 3 段階で評価を行っている。

1. プレスクリーニング

認証の有無を確認。すべて認証材であればそのサプライヤーはリスク評価から除外。

2. 国ごとのリスク評価

⁷⁵ 2007 年 1 月の TTF への開取り調査、および Timber Trade Federation, “Responsible Purchasing Policy”より

TI (Transparency International) の汚職腐敗指数⁷⁶や種々の出版物・レポートを参考にして
いる。違法伐採問題が深刻な生産国 10 カ国に関してのレポート類のデータベースを持っ
ており、会員企業へシェアしている。最終判断は今のところ個別の企業にまかせているが、
そのうち評価方法を変える予定である。リスクの低い国には詳細な証拠は求める必要はな
い。

3. サプライヤー評価

サプライヤーに対しての質問表などに基づくリスク評価の重み付けは、昨年までは製品ご
とのリスク評価が 8 割で、サプライヤーのマネジメントの評価が 2 割だったのを、今年か
ら 2 つの評価に分けた。

また、RPP では、ネットワーク上でのリスク評価のサービス「RPP オンライン」も提供して
いる。RPP 署名の企業と取引しているサプライヤーが、RPP 質問票への回答と関連する証拠
書類をデータベースにアップロード、登録された情報は企業がダウンロードすることはもち
ろん、RPP オンラインの専門スタッフがリスク評価を行ってくれる。すなわち、RPP 署名企
業はリスク評価をオンラインでアウトソースができるということである。この「RPP オンラ
イン」は、TTF と IT 企業トラック・レコード社の共同事業により提供されている。

6. 合法性・持続可能性の確認⁷⁷

1) 合法性の確認

合法性については、まず合法性の第三者証明や認証を取得しているかを調べる。もしそれら
がなければ伐採地までサプライチェーンを遡及することが可能かどうかを調べる。遡及でき
なければ取り扱わないという判断を下す。追跡可能なら以下の 2 段階の確認を行う。いずれ
の場合も、確認可能な許可証や申告書など適切な行政当局からの書類が揃っていることが必
要とされる。

1. 伐採地および伐採権・所有権の確認

木材の生産者が、定められた期間と林地において、樹種・等級・サイズが認められた木材
を伐採するのに必要な権利や許可を持っていること。

2. 全ての法規制への遵守

木材の生産者が、森林管理および森林管理による影響に関連する全ての法規制を遵守して
いること。および関係する税金や手数料が全て適切に支払われていること。

2) 合法でかつ、持続可能性に向かって改善していることの確認

合法性が確認されると、持続可能性に向かって改善しているかどうかについて、以下の指標
によって判断される。

- FSC や PEFC の事前審査を終了している。

⁷⁶ Corruption Perceptions Index (CPI) と呼ばれ、同団体が毎年公表している各国の汚職腐敗度を数値化して示す指標。
http://www.transparency.org/policy_research/surveys_indices/cpi

⁷⁷ 2007 年 1 月の TTF へのヒアリング及び Timber Trade Federation, “Responsible Purchasing Policy” より

- TTF または GFTN のメンバー団体と協働している。
- 認証取得へ向けた明確な作業計画とスケジュールを持っている。
- 完全に機能している効果的なトレーサビリティシステムを持っている。

3) 持続可能性の確認

伐採地まで遡及可能で 2 段階の合法性が確認されたら、持続可能性について確認を行うことになる。当局や第三者機関等により承認された森林管理計画の有無を確認し、森林管理計画の内容が持続可能性の基準（具体的には CPET のカテゴリ B）を遵守しているかどうか会員企業自身で評価し保証する。

また、政府の専門機関 CPET によって持続可能性が認められた森林認証制度によっても保証することが出来る。

7. 実施状況の監視と評価方法⁷⁸

RPP の署名企業は、1 年間の調達管理の実施状況と進捗状況について年次監査を受けることになる。監査は SGS 社が担当している。2007 年 1 月までに監査を受けているのは参加企業 37 社のうち 10 数社程度である。

署名企業は毎年、年間の調達管理報告を 3 月 1 日までに監査機関に提出しなければならない。

監査機関は、リスク評価が適切に実施されているかを書類上で監査するとともに、不明な点や不適合事項があった場合は電話による確認も行う。さらに、調達管理制度の実施状況や、記録が保管されているかを確かめるための訪問監査が行われることもある。

秘匿性の高い取引情報を外部に流さないということを、参加企業に安心させるため、TTF 自体は各企業のレポートは見ないことになっている。

RPP への不適合には 2 段階が想定されている。

一つは軽度の不適合で、目標値に対してわずかに届かない場合、確認状況を保証する十分な証拠がない場合、リスク評価手続きにおける部分的な過失などである。軽度な不適合と判定された場合には、署名企業に対して一定期間内に改善を求める改善要求が出されることになる。

もう一つは重度の不適合で、故意に要求事項を無視している場合、監査機関や TTF に対して虚偽の報告をしている場合、目標値に対して大きく届かない場合、継続的改善が見られない場合などである。重度の不適合と判定された場合、署名企業に対して、速やかに問題を是正することを求める勧告を通知するとともに、他のメンバー企業に対しても報告されることになる。勧告に対して期限までに問題が是正されない場合には、RPP から除名が勧告され、それに従わない場合には行動規範に規定された調停プロセスに基づいた手続きが行われる。

⁷⁸ 2007 年 1 月 TTF へのヒアリング及び Timber Trade Federation, “Responsible Purchasing Policy”より

8. RPP の今後の課題

現在、RPP に参加している企業は大手が中心であり、今後は小規模企業の参加を促していくことが課題である。必要な人材や予算を確保できないなどの制約があることから、小規模企業向けに経理システムとリンクして、取引される木材のリスク評価が自動的にできるソフトウェアを作ることを計画している。ソフトウェアの開発へ必要な資金は、政府からの補助が検討されている。

9. 生産国支援へCommon Auditing Framework と Timber Trade Action Plan

2003 年 6 月、TTF の会員企業は、ますます厳しさを増す違法木材の問題に対処するため議論を行い、インドネシアにおける合法証明システム開発のための「Scoping Study」を実施することを含めた行動計画を決定した。「Scoping Study」は、①13 の合板工場と 3 の二次加工工場の実態調査及び評価②CAF (Common Auditing Framework) の実施可能性の検討——をカバーするもので、2003 年 8 月から 2004 年 1 月にかけて、TFT により実施された。

①として、16 の各工場について、割当量のコンプライアンス、丸太の出所の合法性・倫理性、CoC システムなどを採点したところ、最高でも 63 点、最低で 5 点であった。すなわち、この 16 社中 16 社とも、完全に合法的な木材を取り扱っているとはいえない状況であった。各製材会社に対しては、TFT のサポートを受けて製材会社ごとの行動計画が策定されている。

Common Auditing Framework は、熱帯材のバイヤーが、合法であると証明された熱帯材を購入するための、信頼できる統一された共通の枠組みであり、あらかじめ定義された合法性のクライテリアに沿って第三者機関が合法性を検証する証明システムである。

Common Auditing Framework はインドネシア、マレーシア、カメルーン、ガボン、コンゴにおいて構築しようとして、他の輸入国の木材協会にもこの企画を提案して働きかけてきた。その結果、EU からの支援を受けて英国、オランダ、ベルギーの木材協会が共同で TTAP (木材貿易行動計画) を策定し、パイロットテストが実施されることとなった。TTAP については第 2 章 2-1 の 3) を参照されたい。

2) オランダ木材貿易協会 (VVNH)

1. 概要

オランダ木材貿易協会 (VVNH : Vereniging Van Nederlandse Houtondernemingen) はオランダの木材貿易業界を代表しており、メンバー企業は 150 社で、関連会社を入れると 280 社がオランダ市場に木材を販売している。オランダの木材の総輸入量は 148 カ国から 520 万 m³ であり、VVNH は全体の取扱量の 75% を占めている。

オランダ国内の森林面積は 340,000 ヘクタール (主に国有) あるが、生産される木材は品質があまり良くなく、主に紙パルプ向けで一部に外構フェンスとして使われている。従って国内需要の大部分 (90%) は輸入に頼っている。

オランダでは、以前は輸入する木材のほとんどは針葉樹だったが、1960 年代から熱帯材が輸入されるようになった。現在オランダは一人当たりの熱帯材の消費量が多い国のうちの一つで、1999 年の全輸入量は 1,112,000m³。輸入される熱帯材の 75% が東南アジア (主にインドネシアとマレーシア)、20% がコンゴ流域のカメルーンとガボン、5% が南米 (特にブラジルとスリナム) からとなっている⁷⁹。

これら熱帯材に対する需要が世界的に増加してきているとともに、熱帯林資源の減少により、木材の供給が限られてきている。オランダの市場は高い品質の熱帯材を求めており、熱帯生産国との持続的な木材貿易は大変重要である。このような背景から、熱帯林はオランダの主要問題である。

そして、オランダでは NGO が熱帯林問題に活発に取り組んでおり、政府の要求も厳しくなっている。木材業界は NGO の派手なキャンペーンによるプレッシャーを受け、また合法で持続可能な木材を求める政府の調達方針もあり、VVNH では木材を持続的に調達するための環境方針と行動計画を策定することになった。

現在のところ、オランダの木材市場における認証製品の量はまだ多くはないが、確実に増えてきており、FSC だけでもマーケットシェアは 11% に達している。

EU 加盟国 27 カ国あるが、その中でもオランダの木材業界はフロントランナーと認識しており、英国及びベルギーの木材業界とともに、EU 木材貿易行動計画 (Timber Trade Action Plan) を策定した。

2. 行動規範

VVNH は、2004 年に以下の 7 項目からなる行動規範を導入した。

- VVNH のメンバーは現行法規制 (国及び国際) に遵守してオランダ市場に木材を供給する。
- VVNH のメンバーは可能な限り持続可能に管理された森林から生産されたことを証明できる木材を取り扱う。

⁷⁹ VVNH 資料より

- VVNH のメンバーはオランダ市場に対して認証材の供給を積極的に増加させることに取り組む。
- VVNH のメンバーは持続可能な林業が行われている新しい生産地を探ることとする。
- VVNH のメンバーは、生産地、伐採、森林開発、生物多様性ほか関心度の高い問題に関して、透明で建設的で率直でなければならない。
- VVNH のメンバーは、労働環境や労働条件に関して、オランダの中でも高いレベルを維持するようにする
- VVNH のメンバーは、健全なコミュニケーションと木材の促進に取り組む、求めに応じて情報を提供する

また、行動規範には異議申立て制度と罰則規定も設けており、行動規範に違反したら異議申立て機関（第三者機関）に協会の内外を問わず誰でも訴えられる。判定 3 段階のレベルがあり、第 1 段階は警告、第 2 段階が罰金（最大 45,000 ユーロ）、そして第 3 段階は協会から追放されるというものである。

この行動規範に対して全てのメンバーは署名することを求められる。行動規範を導入してからいくつものメンバーは協会から離脱したが、いくつもの新しい入会者も出てきた。

異議申立て機関に訴えられた事例はこれまでに 2 件あった。一つは Wijma 社がカメルーンの木材で FoE から訴えられたケースで、もう一つは現在審議中である。

3. 行動計画 Policy Plan

VVNH は 2003 年 2 月に、その最初の環境方針と 3 カ年の行動計画である「Policy Plan 2003-2005」を策定した。この Policy Plan の重要な要素として VVNH のミッションと行動規範が作られた。これらミッションと行動規範を実現させるために 2005 年までの 3 年間に以下のような様々な取り組みを実施してきた。

- 合法宣言書の取りまとめと発行
- 主な生産国における書類制度の調査
- 持続可能な森林管理や認証制度に関する問合せ窓口の設置
- インドネシアからの CoC 制度の開発
- 合法木材のための各種サービスが紹介されたガイドブックの作成
- インドネシア木材加工業者の合法性に関する調査
- TTAP の開発と開始
- 責任ある森林管理プロジェクトの実施 など

この Policy Plan 2003-2005 の終了後、効果についての評価が行われた。3 年間に、ケアハルト制度に沿った認証材が 3,000m³ から 40,500m³ に増加、同様に、FSC 認証材が 19,000m³ から 125,000m³ に、PEFC 認証材が 40,000 m³ から 135,000 m³ に増加した。また、この Policy Plan と行動規範によって、VVNH は批判に対してオープンで建設的であるというイメージが得られたと自ら評価している。

VVNH では 2006 年に、第 1 期の評価を反映した新しい「Policy Plan 2006-2009」を策定した。

この行動計画では、4つの分野（木材の出所、研究開発、プロモーション、組織機構）ごとに達成すべき具体的な数値目標を掲げている。このうち、木材の出所に関する目標は以下の通りである。

全体目標：

- 2009 年までに、VVNH メンバーによって輸入・取引される全ての木材製品の出所は把握していなければならない。
- 2009 年までに、VVNH メンバーによって輸入・取引される木材の 75%は持続可能な方法で管理されていると証明された森林からのものでなければならない。

製品種別個別目標：

- 2009 年までに、VVNH メンバーによって輸入される針葉樹は全て持続可能な方法で管理されていると証明された森林からのものでなければならない。
- 2009 年までに、輸入される熱帯広葉樹の 50%は合法的に生産されたと証明されたもの、広葉樹全体については輸入量の 25%が持続可能な方法で管理されたと証明された森林からのものでなければならない。
- 2009 年までに、輸入されるパネル製品の 75%は持続可能な方法で管理されていると証明された森林からのものでなければならない。

4. 合法性の確認

行動規範に署名した VVNH 会員企業は合法木材のみを取引しなければならず、持続可能な森林管理が証明されている産地からの木材のみを取引することが推奨されている。VVNH はこれに対する会員の努力をサポートするための積極的な方策を実施しており、必要に応じてこれを強化していく考えだ。

VVNH は現時点では供給業者からの合法宣誓書による確認を行っており、これが入手できなければ取引を止めるという措置をとっている。合法宣誓書には供給業者の所在地、連絡先と代表者の署名とともに監督当局の連絡先を記入させるものである。

また、VVNH の会員向けに、合法性の証明や CoC 管理について必要な事項やコンセプトについての解説や、様々な機関が提供している各種の合法証明サービスや CoC 制度を紹介し利用するためのガイドブックをまとめている。

さらに、違法木材貿易に対抗するため国内外の機関と協働して以下のような体系的なアプローチによる対策にも取り組んでいる。

- 1) オランダと生産国の利害関係者との協議
- 2) 供給業者が合法的に生産しているかをモニタリング
- 3) 合法木材を違法木材から区別するためのツールの特定・リスト化
- 4) 専門の知見を提供し、不十分な点を見つけ出し、供給業者・生産者と協力して対処
- 5) CoC システムの導入と審査機関による監査

6) 証明された合法木材の輸入

このアプローチは、オランダ市場で主要な 4 カ国の熱帯材生産国（インドネシア、マレーシア、カメルーン、ガボン）に対して適用される。

しかし、VVNH 単体ではその影響力に限界があることも認識している。VVNH の会員以外の取引へ適用を拡大することはできず、この問題に警鐘をならすことは出来ても、問題を解決するにはあまりにも影響力が小さすぎるからだ。そのため、欧州全域で違法木材の取引が法的に禁止されるようになれば、VVNH の警鐘はより真剣に認識されるようになるだろう。

5. 持続可能性の確認：ケアハルトと BRL

持続可能な木材を奨励することは、VVNH の優先事項の一つである。オランダ政府の第 4 次国家環境政策計画（NMP4）では、2005 年において（建設部門で）25%の木材を持続可能材とする目標を定めていた。しかし、VVNH はすでに自らの前 Policy Plan で 2005 年までに 25%、更に 2009 年までにこの 3 倍の目標を定めている。

「持続可能な森林管理と木材の認証マーク、業務の現在の状況」（Timber Information Center, 2005）によると、持続可能な方法で生産された木材の利用において、オランダは英国、ドイツとともにリストの先端に位置していることが示されている。2005 年に半ばには、オランダ市場全体で約 12~13%の木材が持続可能性が証明されたものであった。この木材の大多数が道路、水路などの土木工事や、住宅建設事業に使われているが、他の用途にも広がりつつある。

2004 年、内閣は持続可能かつ合法的に生産された木材に関するより厳格な調達方針を発表した。しかし、現時点ではまだ調達制度として確立したものはない。持続可能性の基準として BRL（National Assessment Guidelines）が策定されているが、2002 年に検討を始めてから合意まで 5 年間もかかっている。（BRL については第 1 章 1-1 の 2）を参照のこと）

VVNH の現 Policy Plan が立てられた時点では、BRL の内容・枠組みに関して、業界、NGO、当局の間で依然として合意に達していなかった。そのため、VVNH ではこれまで、ケアハルト・システムによって持続可能性を確認するという対応をしてきた。

BRL の検討が始まると、VVNH はこの協議プロセスの最初の段階から、これまでにケアハルトによって認められた認証制度は、原則として BRL をクリアされるべきだと主張してきた。これまでにケアハルトにかなり投資してきたので、BRL が違う決定をすると困るという理由からだ。VVNH としては FSC だけでなく、PEFC も BRL で認めて欲しいというのが本音だ。

しかし同時に、VVNH は、市場内における明確性を優先すべきとの立場をとっており、BRL が結果として実行可能な枠組みとなるのであればこれに賛成するという。

ケアハルト・システム (Keurhout System)

1990 年代から国際的に様々な認証制度が、それぞれ個別の基準と指標によって木材生産の持続可能性を認証するようになってきた。オランダは世界各地から木材を輸入しており、同じ市場の中に異なる認証が入ってくるようになると業界、消費者ともに混乱を生じることになる。そこで、1996 年に政府、業界、労働団体や WWG などが参加してケアハルト・ファウンデーションを設立、ケアハルト・システムにより様々な認証制度を評価して一つのマークを表示する試みが始まった。

1997 年 2 月に、オランダ政府の最低要求基準として知られる「木材保証と持続可能な森林管理に関する覚書」(オランダ農業・自然・食料品質省)が発表されると、ケアハルト・システムがこの覚書に沿った持続可能性のベンチマークとして運用されるようになる。

その後、2003 年末、ケアハルト・ファウンデーションが財政的な事情などから解散を余儀なくされ、2004 年より VVNH がシステムを引き継ぐこととなった。

ケアハルト・システムでは現在、合法性、持続可能性(認証制度、国別制度)に関する制度が運用されている。

ケアハルトの合法性テスト

木材の出所が示されなければ、その木材が合法に(または持続可能に)生産されたかどうかを確かめることは不可能である。生産者は様々な認証制度や自己宣言によって木材の合法性を証明しようとするが、ケアハルト・システムの「合法性テスト」という制度によって一定の基準に沿った検証が行われる。この検査によって、法制度が曖昧であったり、法令が適切に施行されていないような生産国においても、合法性の証明が有効に確認されるようになる。マレーシアの MTCC 認証制度は、ケアハルトの合法性テストで認められている。

ケアハルトの持続可能性テスト

ケアハルトの役割は、市場の様々な認証間で秩序の雰囲気を作り出すことである。ケアハルト・システムには政府の最低要求基準に沿っているかを確認する持続可能性テストという制度があり、オランダ市場に出回っている各種認証制度が持続可能性テストに適合するかどうかを検査する。適合が認められ、輸入企業が CoC を確認していれば、ケアハルトマークを木材に表示することが出来る。これによって売り手と買い手は木材が明らかに持続可能な管理がされた森林からの製品であることを保証される。

ケアハルトの適合審査

認証制度の適合審査をするケアハルト専門委員会は、完全に独立した組織である。VVNH は一般的な管理業務のみに責任を持っており専門委員会の決定に影響することは出来ない。持続可能テストと合法性テストにより、ケアハルト・システムは合法性、持続可能性に関して完全なパッケージを提供することが可能である。このようなコンセプトに関して、欧州中で関心が高まっている。

CoC 認証

専門委員会は各認証制度の CoC 認証についても評価を行う。さらに、ケアハルトの申請者は個別に CoC 管理体制を構築し、SGS や SKH (オランダ認証協会)等の独立機関によって検証されなければならない。

3) TTAP (Timber Trade Action Plan : 木材貿易行動計画)⁸⁰

TTAP (木材貿易行動計画) は違法伐採問題に対する貿易面からの対応であり、市場の影響力を結びつけることを意図した取組みである。ベルギー、オランダ、英国の 3 カ国の木材貿易団体が連携して取組むことで問題解決への有効なインセンティブとして機能させようとする目論んでいる。

TTAP は欧州委員会の Tropical Forest Budget line による資金提供と、3 カ国の木材貿易団体による共同出資による 2005 年 3 月から 2010 年 2 月までの 5 年に及ぶプログラムである。実施機関は非営利団体の TFT (Tropical Forest Trust) であり、サプライチェーンの評価や供給側に対する CoC システムの導入支援を担っている。供給側に信頼できる CoC システムを導入することで、木材起源の合法性を証明することを目指している。このサプライチェーンの合法性を証明するにあたり、各国の企業は EC の助成を受けることができる。

研究調査や管理方法の改善、CoC システムの開発や生産国ごとの合法性定義を支援することで、TTAP の目標達成を支えている。TTAP の目標は 2010 年 2 月までに、英国、オランダ、ベルギーの木材貿易協会の輸入する熱帯木材の 20% を合法証明材とすることである。対象生産国はインドネシア、マレーシア、カメルーン、ガボン、コンゴの 5 カ国。

以下に、TTAP とは何か、その作用、企業の利益、費用、企業の参加方法について説明する。

1. TTAP への参加の意義

TTAP 参加することで購入側、供給側両者に多くの利益がある。

- EU 市場へ長期的なアクセスが維持できる
- 合法製品の認定にあたり、供給側が持っている潜在的な弱点を把握し、改善するための技術的・財政的支援を受けることができる
- 合法性が証明・検証された木材の供給を保証できる
- 個々の企業の評価を向上できる
- NGO からのネガティブキャンペーンを受けるリスクを軽減できる

2. ギャップ評価と一連の管理

TTAP では約 350 (アジア 200、アフリカ 150) のサプライヤーに対する「ギャップ評価」を実施し、約 35 のサプライチェーンに対して CoC システムの実施のためのフォローアップ訓練を行う。サプライチェーンは独立機関によって監査が行われる。サプライチェーンを一貫して合法性を証明するために以下のような 3 つの段階がある。

1 段階：ギャップ評価

TTAP チームはサプライチェーンの中にある個々の主要ポイント(伐採地、工場など)を訪れ、違法木材が混入する可能性のある弱点を特定する。ギャップ評価は、木材の合法性を証明する上で改善が必要な個々のサイトにおけるギャップに焦点をあて、個々の業者が合法性証明

⁸⁰ 英国 TTF、オランダ VVNH へのヒアリングおよび、TTAP 資料“Information for Prospective Companies, Why join TTAP, how to join TTAP, what are the costs and who will pay?”, June 2006 より。

を実現できるようにするために必要な改善行動計画とコストの見積もりを提供する。一つのサプライチェーンに対して複数のギャップ評価が必要になるが、おおよそ一つのサプライチェーンあたり、4つのサイトを訪問して評価されると見込んでいる。

2 段階：CoC システムのための訓練と支援

ギャップ評価に基づいて可能性がある判断されたサプライチェーンには、第 1 段階として木材起源の合法性を証明するための CoC システムの導入実施が推奨される。

CoC システムは各企業に導入されることになるが、それは TTAP の基準に適合されていなければならない、TTAP はそのために財政的・技術的に支援する。

3 段階：サプライチェーンの第三者機関による検証

TTAP は CoC システムが木材起源の合法性を証明するのに十分であることを保証するため、第三者機関による監査を受けられる財政的な支援をする。

3. コスト

TTAP は欧州委員会の資金を確保しており、ギャップ評価や CoC 支援に必要なコストの 72% に適応される。残りの 28% のコストは、企業や各国の木材協会が負担する。

ギャップ評価のコストは事業やサイトの規模にかかわらず固定されている。企業や木材協会は全ギャップ評価に対して 28% を支払わなくてはならない。

CoC の導入支援コストはサプライチェーンごとに異なり、その見積もりはギャップ評価の際に出される。

残りの 28% のコスト負担は、下記のとおり 3 カ国の協会ごとに異なる。

英国木材貿易協会（TTF）メンバーの場合

サプライチェーンのうちの 1 社が残りの 28% を支払う必要がある。英国の輸入業者でも、生産国の供給業者でもかまわない。支払い責任のある企業は、TTAP チームが作業を開始する前に支払額に合意をしなければならない。輸入業者と供給業者の両者間で分担するとの取り決めも可能である。

オランダ木材貿易協会（VVNH）の場合

企業の費用を賄う追加的な補助金が与えられる。VVNH は政府からの補助金を与えられており、これにより残りの 28% のコストを賄う。VVNH のメンバーは、これに適する供給業者のリストを提出する必要がある。

ベルギー木材貿易協会（FBCIT）の場合

FBCIB が「eco-fee」を通して 28% のコストを賄う。「eco-fee」を支払われるメンバーは、TTAP に適する供給業者のリストの提出が求められる。

EU 内他国の企業と供給業者をシェアしている場合

ギャップ評価と CoC 導入支援のコストは購入側企業ら（可能な場合は供給側企業含む）で平等に分担する。ギャップ評価の報告は全ての購入側企業のみで共有されるが、別の購入側が情報を要求しそのコストを分担する場合は、各購入側企業にそのことを知らせなければなら

ない。コストの分担は TTAP が開始される前に合意する必要がある。

4. TTAP の作業プロセス

TTAP の作業は以下の手順で進められる。

1. 関心ある EU 企業は TTAP 若しくは各国の木材貿易協会に連絡する。
2. EU の企業は供給側企業に連絡し、だれが費用を負担するか合意する。
3. EU の企業は供給側企業が TTAP チームと協働する用意があることを確認し、TTAP チームにこれら企業を紹介する。
4. EU の企業は合法性証明へのコミットメントと支払い分担に関してそれぞれが所属する木材貿易協会に知らせる。
5. 木材貿易協会は TTAP 及びそのチームに作業開始を知らせる。
6. ギャップ評価が実施され、CoC システムの導入及び改善のための行動計画とコスト見積りを含む報告がなされる。
7. 英国 TTF のメンバー企業については、英国 TTF およびメンバー企業または供給側企業に請求書が送付され、ギャップ評価の費用が賄われる。オランダ、ベルギーの木材貿易協会のメンバーについては、請求書はそれぞれの協会に送付される。
8. メンバー企業や供給側企業が CoC 導入支援を進めたい場合、コスト負担に関する取り決めを結び、各協会や TTAP チームに知らせる。
9. CoC システムの導入のための訓練や支援が TTAP チームからなされる。
10. 英国 TTF のメンバー企業については、英国 TTF およびメンバー企業または供給側企業に請求書が送付され、CoC 導入支援の費用が賄われる。オランダ、ベルギーの木材貿易協会のメンバーについては、請求書はそれぞれの協会に送付される。
11. 第三者機関が合法性を審査する。

TTAP により供給側企業に対して TTF の監査を受けるように依頼するのは容易なことではないが、開始してからこの 1~2 年間で、特にインドネシア、マレーシアでは大きく変わってきたということである。

2-2 個別企業

1) Timbmet 社⁸¹

Timbmet 社は、政府調達方針の影響により、ビジネス・チャンスを拡大している木材輸入業者の好例といえる。

同社は、北米、ヨーロッパ、アフリカ、東南アジアから木材輸入しており、南米からは 5%程度と少ない。サプライヤーは 600 以上。約 10 万 m³、英国の広葉樹材市場の 10%、また、市場の認証木材の 30%を取り扱っている。

従業員数は 500 人程度。環境対策の部署 (Environmental Department) には 4 人のスタッフがいる。顧客は建具メーカー (窓、ドア)、小規模の家具メーカーや下請けの建築会社、小売り。

1. サプライヤーの評価

Timbmet 社は 90 年代半ば、マホガニーの輸入に関して、FoE からの強いキャンペーンにさらされ、その後、96 年にリスク管理の一環として環境ポリシーを策定した。

同社が採用したのは、質問状を用いて、サプライヤーをグレードづけるという手法。国 (違法伐採の割合、紛争、森林減少) と樹種 (IUCN レッドリストの分類、CITES 付属書 I、II の基準を基にした WCMC の樹種分析) をあわせて行い、高、中、低などと分類するというリスク・アセスメントを実施している。リスクのない FSC 認証材や、合法性が確認され FSC 取得に向けて行動計画が実施されている林地からのものについてはそれ以上の調査は行わないが、カメルーンのサピリ材など、リスクの高いものについては、訪問して森林管理の状態を調査したり、質問票を送ったり、コンサルタントに依頼し、環境への取組み方針の内容、実施状況、管理計画、伐採地やその環境などについて評価する。サプライヤーごとだけでなく、出荷 (時期) ごとに評価する取組みを始めている。

さらに、すでに認証取得しているもの、認証に向けて改善しているもの、合法性が確認されているものを選ぶようにしている。取り扱っている認証材の割合は、2002 年は 0.1%だったが、2004 年には 8~9%になった。

また、リスクの高い購入の割合を少しずつ削減していく計画を策定している (取締役会において決定)。

2. 取組みを進める要因

Timbmet 社の顧客にとって、もっとも大きな圧力は政府の戦略である。顧客は公共事業の孫請けなどを行っている小さい会社が多い。このため、政府の、「木材が違法なものではないという証明が必要」という公共工事にかかる木材調達方針は大きなインパクトをもたらした。また投資家からの圧力も強い。建材小売の大手 Travis Perkins 社も、投資家から合法で持続可能な原料だけを用いるよう圧力を受けている。投資家は、NGO の活動に関しては非常に敏感

⁸¹ 2004 年 7 月の聞き取りによる

であり、社会的な批判にさらされるリスクがないことを会社に強く求めている。

3. 顧客への取組み支援

Timbmet 社の顧客にとっては、持続可能な木材や様々な森林認証、認証に向けて改善している木材、政府の戦略などは縁遠い話だが、同社はそれに関する情報を得ている。大手の顧客は投資家からの圧力を受けており、明確な要求をしてくるので、我々は顧客の環境戦略を進める手助けをし、供給者に対してもそのような需要があると伝えている。このようなコストは、広告やマーケティングにかかるコストと同じような投資と考えており、この投資はうまくいっている。これによって顧客を維持できるだけでなく、新しい顧客を得ることができている。環境戦略の導入により、Travis Perkins 社との取引額は 1 年間で 2 倍になった。顧客が株主などからの圧力で、木材の調達について高い要求をするようになっており、Timbmet 社は他社に比べて信頼のできる原料を供給できるので、取引を得ることができる。

ティンメット社環境アンケート	
原料調達	
現在ティンメットと契約のある樹種・製品：	
過去にティンメットに販売された樹種・製品：	
A. 識別	
貴社の（ティンメットへの）出荷について、森林の原産地を以下のどのレベルまで特定できるかをパーセントで記入してください。	
国レベル	_____%
地域レベル	_____%
伐採権地	_____%
該当する（すなわち、率が低い）場合は、原産地をより正確に把握するための貴社の計画の概要を記載してください。	
B. 調達書類	
弊社の顧客は、これまで以上に生産地の森林が適切に管理されたものであることを証明する書類を求めています。こうした要求に応えるため、貴社がどのような証明書を提供できるかを記載してください（該当する応えを○で囲んでください）。	
・ 証明書類（内容を記入し、書類を同封してください）：	
・ なし	

環境問題の認識・方針 — 認証

A. 環境問題の認識・方針

1. 貴社の独自の環境に関する方針がありますか。 はい・いいえ
ある場合は最新の方針を送ってください。
2. 環境指針に基づいた調達方針がありますか。 はい・いいえ
ある場合は、最新の方針を送ってください。
3. 適切に管理された森林からしか木材を調達しないという方針を公式に採用されていますか。 はい・いいえ
採用されている場合、適切に管理されているかどうかについての、貴社の判断基準を記載してください。

4. 貴社は、持続可能な林業の方針に従っている、あるいは、それを推進することを求める組織に参加されていますか。 はい・いいえ
参加されている場合は組織名を記入してください。

B. 認証

1. 貴社は以下の認証を受けていますか。
 - ・ ISO9000 はい・いいえ
 - ・ ISO14001 はい・いいえ
 認証を受けている場合、木材調達に関する目標・基準を記入してください。

2. 貴社の木材・木材製品は、第三者機関によって認証された供給元から調達されていますか。
 はい・いいえ
 「はい」の場合、その認証制度は何ですか。 _____
 「いいえ」の場合、将来、貴社が第三者機関によって認証された木材・木材製品を調達できるよう支援する組織との活動を行っていますか。 はい・いいえ
 「はい」の場合、その組織の名称は何ですか。 _____
 認証制度は何ですか。 _____
 「いいえ」の場合、将来、第三者機関によって認証された木材・木材製品を調達するために、貴社独自の取組みを行っていますか。 はい・いいえ
 「はい」の場合、その認証制度を記入してください。 _____
3. 貴社から弊社に提供できる認証材の樹種と比率を推測して記載してください。
 1年目（2003）： _____
 2年目（2004）： _____
 3年目（2005）： _____

4 年目 (2006) : _____

5 年目 (2007) : _____

補足事項がありましたら、お書き添えください。また、特に貴社の調達状況が複雑な場合など、森林から貴社の木材工場までのサプライチェーンの図解をいただければ幸いです。必要に応じて別紙に記入してください。

このアンケートは 2 年ごとに実施しますので、アンケート内容に対するご意見もお寄せください。

ご多忙中ご協力有難うございました。

アンケート回答者 署名 _____

氏名 _____

役職 _____

日付 _____

2) Latham 社

Latham 社は、1757 年創業の英国の木材輸入・卸売企業である。グループ企業である James Latham 社全体では、合板やベニヤ、フローリング、デッキなどを扱っている。業界団体である TTF (Timber Trade Federation : 木材貿易連合会) の違法伐採対策に積極的に参加しており、「責任ある調達方針 (RPP)」の創設メンバーである。合法性が確認された木材のみを扱うとする木材調達方針を設け、すべてのサプライヤーに対してリスク評価を行うことを明記している。

1. 責任ある調達方針に取り組むきっかけ

Latham 社は、合法性が確認された製品のみを扱うことが自らの CSR (企業の社会的責任) を全うすることにつながると考えている。

「環境方針 (Environmental Policy)」では、「すべてのサプライヤーのリスク評価し、原料について実践的な明確な情報を求める」と明記している。この文書では、英国政府に木材製品を納入する企業に求められる合法性や持続可能性の要件についての解説や、Latham 社が在庫として抱える第三者認証を受けた製品をリストアップし、顧客に対して情報提供も行っている。

さらに、「責任ある木材・木材製品の調達に関するコミットメント (Commitments for the Responsible Purchasing of Timber and Timber Products)」では、木材調達に関する自社の責任を下記のように定めている。

1. 管理体制
2. 責任範囲
3. TTF の行動規範

4. 合法性
5. 絶滅危惧種
6. トレーサビリティとサプライヤーのモニタリング
7. 木材認証
8. ボイコット回避
9. 継続的な改善
10. 報告と監査

RPP の実施責任者は調達担当者 2 人にアシスタントの計 3 人としている。TTF が実施するトレーニング・コースにこれまで社員の 3~4 人が参加をしている。

Latham 社が RPP に署名をしたのは、合法材に対して顧客から明らかな需要があったからではないという。最大の顧客である建具・店舗設計業界や建材・建設業界は、CSR や木材調達方針を持つ大手企業が多く、今後需要が増えることを予測していることだ。またこれらの企業は政府プロジェクトに関わっているところも多く、Latham 社が扱うかなり多くの原材料が間接的に公共事業に流れていると考えられる。

2. 責任ある木材調達の成果

木材調達のリスク・アセスメントの実施による Latham 社の木材調達の実績は下記のとおり。欧州産の割合が高いパネル製品で認証材の割合が高くなっている。目標が達成できていない木材部門に RPP を活用していきたいと思っているところだという。

表 2-2-1 Latham 社の木材調達の実績と目標⁸²

		合法かつ持続可能 (認証材)	第三者による 合法性の確認
パネル	2004年	60%	—
	2005年	75%	3%
	2006年目標	77%	5%
木材	2004年	15%	10%
	2005年	24%	9%
	2006年目標	27%	13%

直近のサプライヤー評価ではリスクの高い熱帯の合板や広葉樹に焦点を当てたという。高リスクとされるのは同社のサプライヤー全体の約 6 割にあたり、次回の評価では残りの 4 割も含む全サプライヤーを調査対象にする予定だ。なお、RPP システムでは、2005 年に第三者監査 (SGS による) を実施したのは 10 社程度に過ぎないが、Latham 社はそのうちの一つで、自らの成果を外部にチェックしてもらうことにも積極的な姿勢をみせている。

調達方針を推進する中で、欧州 3 カ国の木材貿易団体が実施する TTAP (木材貿易行動計画 :

⁸² James Latham Annual Report 2006, 2006 年 7 月

Timber Trade Action Plan) に参加している企業からの調達を優先している。

3. 責任ある調達方針を持つことのメリット

木材調達方針に合法性や持続可能性の視点を取り込むことのメリットについて、Latham 氏は「顧客の多くは熱帯の広葉樹を扱っており、違法伐採に絡む問題があるために圧力を感じている。そこで、合法的な、または適切に管理された森林管理がされている材の原料調達に自信を持てる状況を、我々が提供していることになる。これは我々にとっても顧客にとっても有効なマーケティング・ツールであり、利益になるともいえる」と語る。

さらに、「この取り組みをすることの追加のコストと、(このような取り組みをしない場合に) サプライチェーンに問題が生じた際にふりかかるコストを考えると、前者はわずかで後者はかなり高くなる」と、保険的な要素も強調している。

RPP の準備・実施にかかるコストについては、技術で克服することも可能だとして、Latham 社では、顧客の求めに応じて原産地、樹種、製材所、量、認証・検証方法などで取り扱う材に関する情報をすぐに提供できるように、コンピュータシステムを改善している。

4. 今後の課題～NGO と政府調達方針

「サプライヤーから挙がってきた情報をバックアップする証拠を集めることがこれからの課題である」と Latham 氏は指摘する。一部のサプライヤーは情報提供を渋る。外に情報が流れて、プレッシャーを与えられるのではないかと、または自らの取引の実態を明らかにすると、自らが取引を失うのではないかと懸念しているところもある。これらのサプライヤーに対しては、調達方針を実施する本来のねらいをきちんと理解してもらおうよう、丁寧に説明をしていく方針だ。

NGO の役割については、「問題を浮き彫りにするという点で、良い仕事をしている」と評価する一方、NGO が認証制度に関する議論では市場に混乱を与えるようなメッセージを発しているとも指摘する。「我々がこれから一層取り組むべきは、認証制度間の違いをつつことよりも、もっと多くの製品が認証を受けるようにすることである」。さらに、NGO には、木材が持続可能な材料であることを最終消費者に対して訴える活動を展開してくれることを期待しているという。過去には特に広葉樹材に対してマイナスのイメージが普及し、木材を使うこと自体が否定的にとらえられてきた状況を変える動きを、NGO がこのところ展開していると Latham 氏は実感している。

「持続可能な材を要求しているというメッセージが明確であり、政府と取引をしたければ従うより他に選択肢はない」と政府調達を評価する。さらに、政府が先行した木材調達方針の取り組みが小売業界など民間企業にも広がり、調達方針の内容についても「自然に調和されていくのではないかと Latham 氏は予測している。調達方針が調和されれば、生産国側にとっても望ましいことである。

3) B&Q 社

B&Q 社は、欧州最大、世界第 3 位の DIY 小売企業であり、Kingfisher 社の子会社。英国国内に 331 店舗、英国国外に 60 店舗をもち、従業員は 38,000 人（2006 年末現在）。社会的責任の実施では、環境、倫理的取引、多様性、コミュニティという 4 本の柱をたて、幅広い分野について方針を掲げ取り組んでいる。

世界的にみても最も早い 1991 年に木材調達方針を導入、一貫して FSC を優先して調達している。2004～2005 年において、販売した木材について（335 万 m³）①71.8%は FSC②その他の認証は 14.6%③13.0%は認証取得に向けて行動計画を策定中④残り（0.6%）はデータが不完全のもの — である⁸³。②のほとんどは FFSC 認証（フィンランド）のもの、③のほとんどは、TFT（熱帯林トラスト）を通して供給されたものである。

1. 木材購入方針導入のきっかけ

もともとの木材購入方針は 1991 年に策定した。1990 年に FoE-UK が熱帯木材の購入に反対するキャンペーンを展開していたとき、あるジャーナリストから「B&Q の商品のどのくらいが熱帯雨林からきているのか」という質問があったのだが、答えられなかったことがきっかけとなったのだ。

1991 年 9 月、B&Q は購入するすべての木材・紙製品について、段階的に出所の明らかなもの、適切に管理された森林からのものを使うという方針を打ち出した。そして、包括性、独立性、透明性の観点から最も信頼性の高い FSC の認証制度を確立させるため、WWF+95 のバイヤーズ・グループの設立メンバーの一員となった。

2. 木材調達方針の実施と改定

その後、何度かの改定を経て、最新の木材調達方針は 2006 年 8 月に発表されている（囲み）。

最新版の木材調達方針（B&Q Timber Policy and Buying Standards 2006、次ページ囲み）では、認証制度についての評価結果を踏まえて、それまで FSC と同等とみなされる可能性があるとしてきたインドネシア・マレーシアの認証制度である LEI（Lembaga Eco-Label Institute）及び MTCC（マレーシア木材認証協議会）については改善が見られないとして、除外された。また、FSC が入手できない場合についての選択肢として、GFTN（Global Forest and Trade Network）や PEFC の欧州材が加えられている。

また、調達の実態を把握するために、サプライヤーに対して新製品の納入の際には、以下の項目を報告することを義務づけている。

- 量（cm³）
- 認証制度（取得している場合）
- 製品カテゴリ（例：合板、MDF、製材など）
- 樹種、原産地
- CoC の詳細

⁸³ B&Q, Social Responsibility Review 2003-2005, Performance Data 2004-05

B&Q の木材購入方針要旨（2006 年 8 月版）

- すべてのバージン原料は、出所となる森林がわかっており、サプライヤーが、当該森林が適切に管理され、それに関して独立した認証が行われているということに関する十分な保証を与えるものでなければならない。
- B&Q は、基本的には FSC 認証のみを購入するが、FSC 認証原料が入手不可能な場合には、下記も例外として受け入れる。
 - 最大でも 3 年のうちに、FSC の基準を達成すると公に約束している認証制度によって認証されている製品。
 - 認証取得に向けて取り組んでいる原料を使った製品。ただし、伐採地と CoC が①SGS の認証サポートプログラムに登録②TFT と契約③WWF の GFTN（Global Forest and Trade Network）が適当だと判断した場合には GFTN 会員であり、かつ FSC 認証機関との契約を結んでいることを示し、独立検証可能な完全な CoC を持っていることを証明する — のいずれかの形で独立検証可能な行動計画が実行されている場合に限る。これらはプロジェクトごとに B&Q の社会的責任チームの承認が必要になる。
 - PEFC の欧州材については、6 ヶ月以内に独立検証される形で FSC のコントロールウッド基準を遵守することを公に約束している場合。
 - B&Q での取り扱いが限定された数量の製品の場合、認証取得が可能な状況で、サプライヤーが 6 ヶ月以内に認証を取得すると約束することが条件。これについてもプロジェクトごとに B&Q の社会的責任チームの承認が必要になる。
- 月ごとにランダムな監査が実施され、本方針に適合しない場合、取引は継続されない。

B&Q では、調達方針のレビューの際に認証制度の評価を行っている。信頼できる認証制度の基準としては下記を設定している。

- ① 国際的に合意された持続可能な森林管理基準を持つ
- ② 環境・社会的な圧力団体を含むすべてのステークホルダーの参加
- ③ 異議申し立て手続きにおける透明性
- ④ 独立した、完全な CoC
- ⑤ 監査に関する最低の基準
- ⑥ 森林レベルでの定期的な監査
- ⑦ 世界的に適用可能である、または世界規模の制度の傘下にある

最新の調達方針の改定に当たり 2006 年に行った評価では、英国政府の CPET が行った評価基準を基本に社会的側面を加え、NGO や産業界などの見解を参照しながら、5 つの認証制度 (FSC、PEFC、SFI、CSA、MTCC) について、長所・短所を整理している。

3. 実施方法と取組みを進める上での課題

実際の取引に際しては、サプライヤーに質問状に応じてもらう「Quest」方式を実施している。「Quest」は、品質、倫理、安全、環境を含んだもので、これを通じて 10 の原則に照らしてサプライヤーの環境社会面におけるパフォーマンスを判断している。新規の取引にあたって

は、数時間にわたるインタビューを行うこともある。また、現場主義をとっており、しばしば現地を訪れ、NGO の意見に耳を傾けて、実際現地でどのような方法で伐採が行われているかを確認する。また、TFT の会員となり、彼らと共同でインドネシアの林業の改善を支援している。

B&Q 社で調達方針の取組みが始まってから 10 年になる。Social Responsibility Manager の Bradley 氏が「木材調達方針は社内で一番理解されている指針である」⁸⁴と言うとおり、木材調達に関する取組みについて社内の理解度は高い。NGO などからのプレッシャーにさらされるというリスクがあることなどから、そもそも「出所の不確かな木材を扱うという選択肢はありえない」としており、B&Q 社では調達方針の実施による違法伐採への取組みはしっかりと根づいていると評価できる。なお、B&Q 社だけで対応できる問題ではないとしながらも、認証木材の供給量が少ないことは大きな課題であるととらえているという。

4. 取組みを進める要因と消費者からの反応

Bradley 氏は「お客様から『FSC 材を扱っているなんて素晴らしい』と評価されることで、調達方針に対する誇りや自信を持っている社員も多い」と、この取組みの間接的な効果を評価する。さらに、木材調達方針の実施により、リスクの回避、企業としての評判の向上などの効果があることから、実施にかかる費用は「投資」と同社ではとらえている。しかしながら一方で、「FSC 材だけを買うという理解あるお客様も一部いるが、大半はほとんど気にとめていない」という現実も認めている。

B&Q 社では販売する商品で使う環境ラベルは FSC と TFT のみに限定しており、消費者に対して明確なメッセージを伝えようとしている。店頭での掲示やパンフレット、または WEB サイト等を活用して、FSC や TFT のロゴが何を意味しているのかについて積極的に情報提供を行っている。

NGO の活動については、消費者が生活の中で解決策を提示するという役割の一方で、問題があることを常に認識させるよう人びとに対しメッセージを発信し続けるという役割を担っているという点で重要だと認識しているということだ。

⁸⁴ 2007 年 2 月のヒアリングによる

4) Marks & Spencer 社⁸⁵

Marks & Spencer 社（以下 M&S 社）は、衣料品、食品、家庭用品、金融商品などを扱う小売店であり、英国国内に 450 店舗、世界 30 カ国に 150 店舗（フランチャイズを含む）を有する⁸⁶。すでに食料品分野、衣料分野においてしっかりとしたサプライ・チェーンを築き上げた経験があり、社会的な評価も高い。

1. 木材調達方針の段階的な構築

M&S 社が扱う木として最も大きいのは 26,500 トンの板紙であり、家具は 500 トンに過ぎない。衣料にも 400 トン程度の木の繊維を使っている。金融サービスでは、銀行取引明細書だけで、毎月 1 億 3,000 万枚もの紙を使っている。同社は、グリーンピースの標的にされた家具のみならず、これらの木材製品のサプライチェーン・マネジメントを構築するとしている。

まずは、サプライヤーへの質問を通じて、家具、オフィス用品、板紙、包装などの材料ごとの量及び出所、すなわち「サプライチェーンに関するマップ」を作ることから開始する。そのために、以前 WWF+95 で働いていた専門性のあるコンサルタントを雇用する予定。

次に段階的な目標を定める。「2006 年までに、すべての木材を合法だと確認できたものとする。2008 年までに、数字はまだ決めていないが、例えば 5 割の木材を FSC 認証のものとする」等。

2. TFT との関係

TFT と同社の関係は、以下の通り 2 通りの関係がある。

契約に基づく関係。M&S 社は TFT と契約を結び、TFT は同社に彼らの専門知識をコンサルタント・サービスとして提供。その見返りとして、同社は対価を支払う。業務内容は、インドネシアにおけるサプライ・チェーンの構築である。

M&S は TFT のメンバー企業となっている。これにより、同社は自社の木材サプライ・チェーンの向上にコミットするということである。また、TFT の質を担保していることにもなる。

すなわち、仮に TFT が M&S に対しいい加減な供給元をよしとしまえば、今度は B&Q がダメージを受ける。なぜなら、彼らは TFT の（TFT が認める供給元はきちんとしたところだという）ブランドから利益を得ているからである。

3. サプライチェーン・マネジメントを行う要因

英国の小売業界が、サプライチェーンに気をつかう理由の第 1 は NGO の影響である。小売業界は「持続可能性」という点でも競争を強いられており、その動機の 95% は、法律面からの要求ではなく、市場からの要求であるという。この市場からの要求を利用する戦略を用いているという意味でグリーンピース及び FoE は成功している。よって、CSR（企業の社会的責任）担当者は、常に NGO とコミュニケーションをとっている。M&S 社の場合、グリーンピースが化学物質に強いいため、よりグリーンピースと協議する時間が多い。

⁸⁵ 2004 年 7 月の聞き取りによる

⁸⁶ <http://www2.marksandspencer.com/thecompany/whoweare/index.shtml>（2007 年 3 月現在）

企業が NGO を所有しているわけではないので、それだけ、その独立した意見は貴重とされる。もし、グリーンピースから「M&S はファンタスティックだ」と評価されれば、その宣伝効果は大きい。

同社の場合、株主は直接的なドリブン・フォースとはなっていない。株主は、M&S の評判に気を使い、スキャンダルを避けるように圧力はかける。それはすべて、当社の売り上げが落ち、株価に影響しないようにするためである。同社として一番大きい圧力は NGO、次に NGO に影響を受けた顧客、そして市場での競争、英国政府、ヨーロッパ議会、最後に株主と続く。

4. 小売価格上昇の緩和

認証材や合法であると証明された木材の導入による価格上昇の緩和については、3 年後に 30%、5 年後に 50%、10 年後に 80% というように、段階的に導入していくことで、それにつれて現実的な調整がついてくると考えているとのこと。さらに、より多くの人を買うことにより、FSC 材の価格が抑えられると考えている。

FSC のように高い基準のものは、全体の一部とし、そして、絶対に購入してはいけない樹種等のミニмумラインの特定を行う（下図）。これを段階的に改善していき、高い基準のものに近づけていくという方針。

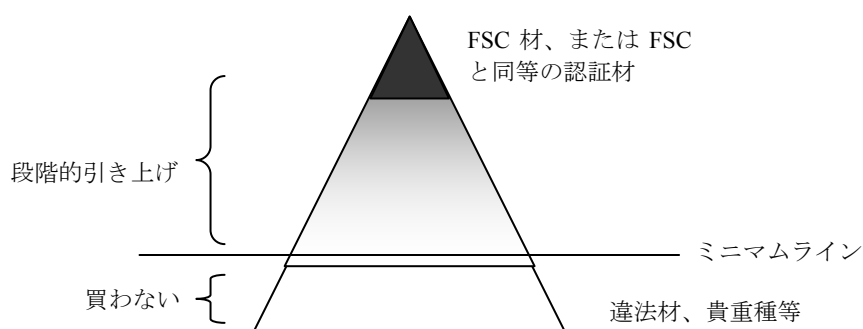


図 2-2-1 ミニмумラインの設定と段階的引き上げ

5. サプライヤー支援について

M&S へ木材・木材製品を供給している、インドネシアの 3 社は、TFT によるサプライ・チェーン構築の支援を自由に受けることができる。このコストは M&S が肩代わりする。同社は、適切な木材調達初期費用については支援し、その後はサプライヤーが自ら効率と改善を行いなながら、自分で負担することになっているとしている。

5) Trima 社

Trima 社はオランダの木材・建材卸の大手 Pont Meyer 社の傘下で木材輸入を担当する企業。Pont Meyer 社の創業は 100 年以上前の 1854 年にさかのぼり、売上高約 4 億ユーロ、従業員 1,200 人、グループ企業は 55 社のうち 50 社で木材製品の販売等を行っている。Jongeneel / RET 社（第 1 位）と Stihl 社（第 3 位）とあわせて 3 社で、オランダ市場の約 40% のシェアを占める建材大手企業。Trima 社の販売先は、全体の 85% と建築業がほとんどである。

1. 木材調達先を南から北へシフト

オランダの建材供給業界のリーダーとして環境問題に貢献するために「グリーンポリシープログラム」を策定・実施している。同プログラムは、①違法伐採に反対②VVNH の方針に賛同③VVNH の違法伐採宣言に署名しないサプライヤーとは取引をしない④認証製品や持続可能な森林管理をしている森林から林産物の販売を促進 — など 10 項目からなる。

木材調達に関する具体的な目標は、VVNH の目標に沿った形で下記を 2009 年までに達成するとしている。

- 針葉樹について：100% を持続可能な森林からのものにする
- 広葉樹について：熱帯広葉樹の 50% が合法、広葉樹全体の 25% が持続可能なものにする
- パネル類について：75% を持続可能な森林からのものにする

これらの目標を達成するために、認証製品を積極的に取り入れている。FSC、PEFC などいずれも供給可能なものを受け入れ、またケアハルト・システムも支援している。

しかしながら Trima 社では、残念ながら木材調達の達成度合いについて正式に報告するには至っていない。取締役の Jongh 氏によれば、2007 年現在の取扱量は、木製パネル 16 万 m³、針葉樹材 42 万 5,000m³、熱帯広葉樹製材 5 万 m³、このうち木製パネルの 40% 以上にあたる約 6 万 m³ がケアハルトを含む認証材になっており、2007 年末までに 7 万 m³ になる見込みだという。

さらに「インドネシア産よりは合法性について確かである、ロシア産のバーチ合板 15,000～20,000m³ を扱っている」ということで、インドネシア産合板の取扱量を、2～3 年前の 2 万 m³ から 5,000m³ へと激減させている。「5 年前は月に 1 万 7,000～2 万パッケージのメランティを買っていたが、今では多くても 100 パッケージしか買っていない。代替材としてスペイン産のマツを採用している」という。メランティの合板については、中国産のポプラ・バーチ合板やフィンランドやスウェーデンからの PEFC 認証された合板へと代替している。

2. 民間の自主的な取り組みだけでは限界

「建築業界では環境問題に関心が払われておらず、残念なことに認証材への需要はとても低い」と、合法材や認証材への関心の低さを嘆く Jongh 氏は、産業界の自主的な取り組みだけに任せていることに原因があると指摘する。「熱帯林を保全したいということであれば、認証材しか輸入してはいけないという法規制をかける、または補助金を出すなど、何らかの政府による対策が必要だ」。

また、認証製品の課題について「価格と量が十分でなければならない」点だと指摘する。例えば 5～10%ほど高い FSC 認証製品を購入するのは「まれなケース」で、「建築業界が主であるわが社の顧客にとって 1～2%の価格差であれば許容範囲だが、5%を超えるような状況では難しい」と言う。

6) Wijma 社

1897年に設立された Wijma 社 (Koninklijke Houthandel G. Wijma & Zonen BV=英語では Royal Timber Trader Wijma & Sons Ltd) は、森林管理から木材輸入、木材製品の加工・販売、土木・建築事業までを行うオランダの企業。設立当初は、欧州のオーク材を扱っていたが、戦後復興のための需要の高まりを受けて、より強度の高い熱帯広葉樹材を求めてアフリカから木材を輸入するようになり、1947年にカメルーンに製材所を持つに至った。

グループは、国内 2 社 (生産、建設、コンサルティングを行う Wijma Kampen B.V 社と、加工・販売を行う A.T.C Houthandel B.V 社)、海外 7 社 (ドイツ、英国、フランスに販売会社、カメルーン、ガーナ、アイボリーコースト、ブラジルに森林コンセッションや製材工場) で構成される。全体で従業員は約 1,300 人。製材工場はオランダ 1 カ所 (カンペン) とアフリカ 3 カ所の計 4 カ所にある。

現在、Wijma 社の販売先の 75%はオランダ以外の日本、EU、中国市場である。中国からは品質の要求レベルが低いため生産者が積極的である。一方、インドネシア、マレーシア、パプアニューギニアからの輸入が多くなっている日本への輸出は減っている。

数年前にグリーンピースに違法伐採の疑いがあると攻撃されたことをきっかけに、持続可能な森林管理の取組みを開始した。アフリカでのコンセッションでの森林管理を行っている経験から、違法伐採問題の解決に調達者としてだけでなく生産者として自ら関わっている点が Wijma 社の特徴である。

1. カメルーンで初の FSC 認証を取得

カメルーンでは 1968年に現地法人を設立。2001年にコンセッションを南西部に獲得し、最近新たに 4 つ目のコンセッションが認められ、現在は約 18 万 ha において森林管理を行っている。

カメルーンでは新たな森林関係法が 1995年にされ、コンセッションの割当も新しい法制度に応じて見直されている。Wijma 社が 2001年に獲得したコンセッションも新森林法に基づいている。

環境方針の中で、Wijma 社は、合法材のみを扱い、サプライヤーにも同様の取組みを要求し、認証材を優先すると同時に、違法材を購入しないとしている (この違法伐採に関する方針は 2004年に導入された⁸⁷)。具体的な取り扱い禁止樹種としては、ワシントン条約付属書 I に掲

⁸⁷ Milieudéfensie(FoE-Netherlands), "Illegal timber from Cameroon to the Netherlands: half-hearted policy and the unruly practice" 2004

載されている樹種を挙げている。

カメルーンの森林管理では、責任ある森林管理を実現するために段階的アプローチを取っている。

- 第 1 段階 コンセッションの割当（森林調査と森林管理計画の策定）
- 第 2 段階 合法性の検証（OLB）
- 第 3 段階 森林管理計画の承認・実施
- 第 4 段階 責任ある森林管理に向けた認証の取得

2001 年のコンセッション獲得から、森林調査（木の種類、大きさ等）、森林計画の文書化、認証機関による認証を経てカメルーン政府の森林管理計画が森林委員会に承認されるまで 3 年がかかったという。

2005 年 12 月に 1 カ所のコンセッションで FSC の森林認証を取得した。これはカメルーンでの FSC 森林認証の第 1 件目である。また、他の 3 カ所も含めてすべてのコンセッションで OLB（Origine et Légalité des Bois、フランスの Bureau Veritas 社が提供する合法性証明制度）によって合法性が確認されている。カメルーンにおける認証森林面積を所有森林の約 50%程度にまで広げる意向である。

2006 年の生産量は、OLB 証明を取得した森林からは年間約 40,000m³、FSC 認証森林からは 7,000～8,000m³となっている。

なお、コンセッション地域では養鶏場の設置や病院の改装、教育サービスの提供、道路建設、密猟対策などの社会的事業も行っている。

2. TTAP とのセットでサプライヤーに要求

自らが所有するコンセッション以外から木材を調達する場合は、まずは供給業者に「合法性宣言書（legality declaration）」に署名してもらい、次に TTAP（木材貿易行動計画）への参加を要求する。TTAP は時間のかかるプロセスであるため、すべてのサプライヤーに必ずしも参加してもらえとは限らない。

また、ガーナのように民間企業がコンセッションを持つことができない国の場合、国レベルでの認証取得を進めるよう促している。ブラジルの場合、FSC 認証木材のみを輸入している。

森林認証の取得を行うまたは支援することが、カメルーンのケースのように他の国でも可能かという Wijma 社の経験ではそうとは言えない。アイボリーコーストではコンセッション期間が短いため、段階的アプローチを実行する時間が確保できない、インドネシアでは生産者が認証取得に意欲を見せない、など認証取得が進んでいない理由は国ごとの事情によりさまざまあるという。

3. 少ない認証への需要～NGO のプレッシャーに支えられて

「わが社の成功を知れば他の真面目な会社も我々を追随することが見込まれる」と自らの認証材への取組みについて Wesselink 副社長は評価している。他社が認証材マーケットに参入し

てくれば、先行企業である Wijma 社にプレミアムを得る機会が出てくることを期待した先行投資だといえる。

現時点で認証材の扱いを広げていくことの課題について、同氏は「業務用マーケットは認証材を強く要求しているが、入手可能性が課題である。例えば翌日納品という緊急の需要に対応することはできない。簡単に入手できないならば、早く手に入る木材以外の市場に転換する可能性もあり、ビジネス・チャンスを逃すこともありうる」と語る。

一方で、Wijma 社は、自らが会員であるオランダの木材輸入業者の協会である VVNH の違法伐採に関する行動規範の規則にのっとり、FoE オランダ (Milieudéfensie) により規範の違反で訴えられたが (サイズ、コンセッション域外の伐採など 5 項目)、独立調停委員会に無罪を認められた経験がある。

「事件が度々起きて、それが繰り返されていない限り組織的な犯罪とは考えていない。当社も過去に間違いをしてきたが、容易な地域で操業しているわけではない。むしろ、『失われた大陸』であるアフリカで森林認証取得を実現した功績は大きいと考えている」と自らの行動に自信をみせている。さらに、「ステークホルダーそれぞれにはそれぞれの役割がある。摩擦はいつでも存在するものであるが、NGO には時々背中をたたいてもらっている感覚である」と NGO の役割も認めている。

7) Kwantum 社⁸⁸

Kwantum 社は、オランダで大手の家具・インテリア小売店で、シェアは壁紙で 35%、ガーデニング家具で 15%、一般家具で 10%、カーテンで 35% である。

1. 取組みの状況

取り扱っている木材製品は、ガーデニング家具、屋内用家具、壁紙、道具類、額縁など。ガーデニング家具については、100%FSC 材を利用している (2003 年達成) が、その他の製品については 100%FSC に向けて取り組んでいる最中である (2004 年現在)。特に、壁紙は難しい。100%FSC を目指す一方、TFT を通して森林や工場を改善していくことも重要であると考えている。TFT の設立メンバーで、1999 年から参加している。

ガーデニング家具の木材は、すべてブラジル産ユーカリで、ベトナムや一部インドネシアに運搬して加工し、入荷している。一般家具については、50%がヨーロッパ産、20%中国、30%がインドネシアとマレーシアである。

2004 年 7 月現在、一般家具の FSC 製品の割合は非常に低く、フローリングは 35%FSC だが、今年から TFT を通した取組みを開始した。

2. 取組みを進める要因

FSC や TFT の木材を取り扱う利点については、サプライチェーンがより組織化されるとして

⁸⁸ 2004 年 7 月の聞き取りによる

おり、最初はややコストがかかるが、長期的（4～6 年後）に利益を得るための長期的な投資であるとしている。ガーデニング家具については、以前よりマージンが小さくなったが、以前より多く売れるようになったとのこと。さらに、FSC や TFT の木材を取り扱う動機としては、消費者から Kwantum 社の商品は安いだけでなく、質もよく、環境や社会にもよいと思われたいということを挙げている。

なお、オランダでは、2000 年前後に FSC を知っている人は 1% だけだったが、2004 年現在では 35% に達している。同じ DIY 業界の他社や住宅建築会社も FSC 材を使い始め、金融機関も良い材だけに投資し始めたとのことである。オランダの市場のすでに 15～20% が FSC 材になっている。

サプライヤーについては、価格、質、包装、環境問題などについて評価している。木材についても、定期的に確認している。サプライヤーを評価するにあたっては、質問表は用いておらず、「内部情報システム」というソフトウェアを用いている。認証制度については、FSC し利用していない。消費者が混乱するのを避けるためである。さらにちらしやテレビ CM を用いて、FSC や TFT が何であるかについて広報活動を行っている。

第 3 章 日本の現状及び欧州事例の分析と日本の違法伐採対策への提言

3-1 日欧の違法伐採対策の現状

違法伐採問題に対して先行的に取り組んできた欧州の様々な対策は、徐々に成果を上げつつある。

2006 年、英国に輸入された木材の 55.8% (FSC が 26.9%、PEFC が 28.1%、その他が 0.8%)、640 万 m³ 以上が認証材となっている⁸⁹。また、FSC の CoC 取得数は英国が 599、オランダは 338 で、木材業界において森林認証材は普及期に入ってきている。日本も CoC の取得件数だけを見れば 349 件 (2006 年 9 月現在) で、さらに増加傾向にある。しかし、その多くが紙の流通・印刷分野であり、今後の課題は木材業界での取組みを一層推進していくことである。

欧州の先行事例から日本にも水平展開できることはどんなことがあるか、以下に探ってみよう。

まず以下の表に、違法伐採対策に対する日欧の様々な動きをまとめた。

表 3-1-1 日欧の違法伐採対策の現状

	欧州	日本
熱帯材輸入量(1,000m ³)	丸太：1,387 製材：2,640 単板：345 合板：1,197	丸太：1,704 製材：434 単板：42 合板：4,591
情報共有の場	チャタムハウス会議 <ul style="list-style-type: none"> 独立した民間研究機関である英国王立国際問題研究所が開催 欧州各国、生産国から政府、業界団体、民間企業、研究者、NGO が幅広く公平に参加し自由で活発な議論 半年に 1 度開催 テーマは EU や各国の政策や業界・企業の取組み、NGO の取組み ここでの議論はそれぞれの政策や取組みにフィードバックされる 	AFP (アジア森林パートナーシップ) <ul style="list-style-type: none"> 日本・インドネシア政府が開催 民間企業の参加が非常に少ない。海外 NGO の参加も少ない 各国の政策や業界の取組みについて意見交換し、その結果が将来の対策に生かされるというフィードバック・ループはまだ回っていない→関心が集まりにくい
包括的対策計画	EU FLEGT アクションプラン	包括的なものはない。グリーン購入法、AFP、日伊共同宣言、ITTO への資金提供など個別対応。
関係予算	欧州委員会	林野庁

⁸⁹ “Measuring Timber Certification, INDUSTRY SECTOR: TIMBER IMPORTING & TRADING”, timbertrends , November 2006

	欧州	日本
	<ul style="list-style-type: none"> ・ VPA 推進のため欧州森林研究所へ 250 万ユーロ ・ FLEGT 関連プロジェクトに 1,330 万ユーロ ・ 先住民や森林プロジェクトに 1,140 万ユーロ ・ アフリカ、中南米での VPA の準備作業のために、1,000 万ユーロ ・ 新たな環境と天然資源プログラムにも FLEGT と VPA が位置づけられており、3,400 万ユーロ <p>英国 DFID</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FLEG 関連 5 年間のプログラムで 2,400 万ポンド (約 57.6 億円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違法伐採対策協議会に 1 億 2,000 万円 ・ インドネシアトラッキングシステム開発 1 億 1,600 万円 <p>外務省・林野庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ITTO への日本の拠出プロジェクト 3,525,383 ドル (外務省：3,003,605、林野庁：521,778) <p>環境省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 違法伐採対策調査に 700 万円
国際政府間プロセス	G8、各地域 FLEG (東南アジア、アフリカ、ENA、南米)、MoU、VPA	G8、日伊共同宣言 各地域 FLEG には消極的参加
生産国支援	VPA 交渉 (マレーシア、インドネシア、ガーナなど) と EC、各国開発援助機関 (DFID、GTZ など) による合法性基準、トラッキングシステム、マルチステークホルダーによるガバナンス改善などのプロジェクト実施 NGO によるプロジェクトも数多く支援	日伊共同宣言によるインドネシアでのトラッキングシステム開発支援。ガバナンス改善のプロジェクトはない ITTO を通じたプロジェクト JICA はこの問題に関与せず NGO によるプロジェクトはほとんどない
政府調達対策	英国：1997 年自主的指針、2000 年大臣声明、2004 年アドバイスノート、CPET 設置、カテゴリ A (認証制度評価)、2006 年カテゴリ B オランダ：1997 年 2 月方針策定、2001 年持続性基準策定を議会決定、2002 年 BRL 策定開始、2006 年 BRL 案合意、2007 テスト評価、BRL 制度確立予定 デンマーク：2003 年 6 月熱帯材ガイドライン、2006 年レビュー、9 ポイントプラン、2007 新ガイドライン予定 フランス：2002 年木材調達政策、2004 年熱帯林行動計画、アドバイスノート ドイツ：1970 年代、2003 年より改訂作業中 ベルギー：2003 年調達方針合意、2004 年連邦政府プラン、2006 年調達方針実施	2005 年 1 月違法伐採対策室設置、調達方針検討開始、2005 年 6 月グレンイーグルズ・サミットで調達方針公約、2006 年 4 月グリーン購入法木材基準改定
政府調達制度の意思決定プロセス	英国：CPET (外部の専門家機関) + CPET を監督する理事会 オランダ：BRL システムの協議会	違法伐採対策協議会 制度の具体的内容についての議論は始められていない。目下の業務は情報収集と制度の普及

	欧州	日本
合法性のク ライテリア	生産国での策定支援（マルチステークホル ダープロセスによる）	「伐採に当たって原木の生産される国又は地 域における森林に関する法令に照らし手続が 適切になされたものであること」 確認は相手国と納入業者に一任
持続可能性 のクライテ リア	各国で認証制度の評価指標と評価システム の開発	「持続可能な森林経営が営まれている森林か ら産出されたものであること」 確認は納入業者に一任
貿易措置対 策	VPA によってパートナー国からはライセン ス木材のみ輸入することを決定。 現在、マレーシア、インドネシア、ガーナ と正式交渉に入った。2007 年末に締結の予 定。	インドネシア、マレーシアとの EPA（経済連携 協定）交渉で、違法伐採問題から合板に関して の関税撤廃を延期。 日伊間では 2003 年共同宣言に基づき貿易措置 を目指す。 2005 年 3 月 G8 環境開発大臣声明：「公共調達 及び貿易政策による違法伐採対策への取組」
民間業界支 援	主要国の木材業界が連携した TTAP (Timber Trade Action Plan)	全木連を通じた国内木材業界への普及活動
市民社会の チェック機 能	市民社会による関心高く、社会的なチェッ ク機能が十分に働いている。NGO による告 発とメディアの報道	市民社会によるチェック機能はまだ弱い。一部 の NGO がラミン材などで監視活動も、メデ ィアの報道は極めて少ない

3-2 欧州の政府・企業の木材調達方針の事例分析

1) 違法伐採問題 (FLEGT) における調達方針の位置づけ

欧州では、違法伐採問題の本質を知ることが重要であるとの認識から、違法伐採が問題となっている生産国で、ガバナンスの実態や森林コミュニティの実態、木材の加工流通実態について、独立した調査機関や現地 NGO による調査を重ねて来ている。これらの結果は、広く公表するとともに BBC などの大手メディアを通しても報道されている。

こうした対策は、各地域 FLEG の閣僚宣言および行動計画、および EU で合意された EU FLEGT 行動計画に基づいて行われている。

欧州では、過去数年間にわたる対策を通して、政府、業界、NGO ともに違法伐採問題は FLEGT、すなわち森林法とその施行、ガバナンス、貿易の問題としてしっかりと認識されるようになってきている。同時に、FLEGT 問題への対応が、世界で急速に劣化しつづける森林問題と生物多様性の保全や持続可能な開発の実現にとって不可欠であることも理解されている。

表面的な違法性、合法性のみを問題として見るのではなく、違法伐採は、森林資源利用に関する各種法規制間の矛盾、政府による法規制や伐採権の一方的で不透明な決定、行政機構末端までの法規制の浸透や施行監視能力の欠如、業界と行政機関に広がる汚職腐敗、弱者である森林コミュニティの権利の無視、それら混乱を無視した輸入国の需要圧力、そうした要因が重なり合っている問題であることを、特に現場レベルでどのような実態になっているかを理解しようとしてきており、それら複雑に重なり合う要因に対してひとつひとつ解きほぐすような対策を包括的にかつ関係するアクターを巻き込む形で実施してきている。

2007 年 1 月に欧州委員会の代表団が、マレーシアでの VPA 交渉に訪れた際、1 週間もの時間をとって、現地を訪問し、コミュニティや NGO へのコンサルテーションを行っている。VPA の交渉に当たって、マレーシア政府の意見だけで判断しないよう、現場を知り、問題の本質を知ろうとする努力からだ⁹⁰。

欧州各国で導入されている木材調達方針も、そうした包括的な対策における一つ的手段として実施されている。

日本でも、2006 年 4 月から木材の政府調達方針（グリーン購入法の木材製品基準の改定）が始まったところだが、この対策はあくまで第一歩でしかない。業界では多くの場合、合法性だけを書類上で確保すれば良いという受け身の対応が多いだろう。今後、日本でも問題の本質を理解し、関連するアクターが協力し合って、包括的な対策をとっていくことが必要である。

⁹⁰ 2007 年 1 月欧州委員会 John Bazil 氏のヒアリングより

2) 調達方針の内容

欧州各国の木材調達政策や企業の調達方針も、上記の問題認識に基づいた上で開発されている。そのため、自らの調達木材製品のサプライチェーンから FLEGT の様々な問題をクリアしていくことが目的として位置づけられている。従って、自らの調達製品の安全性を確認するために、

- 調達木材の潜在的なリスクを確認すること
- 最低限木材生産地までのサプライチェーンを確認すること
- 木材生産における合法性を判断する自らのクライテリアを持つこと
- 木材生産における持続可能性を判断する自らのクライテリアを持つこと
- それらクライテリアに従って評価・証明するシステムを持つこと

が共通認識として実施されるようになってきている。また、自らの調達政策と管理システムが実際に FLEGT の問題をクリアしていることをマーケットや社会に対して保証するため、

- 木材生産地までのサプライチェーンの確認手続きの正当性
- 合法性・持続可能性クライテリアの正当性
- クライテリアに基づく合法性・持続可能性の確認手続きの正当性

に関して説明責任が担保できるように配慮している。

3) リスク評価システム

企業や政府の調達制度において、実際に調達するのは、多くの場合森林や木材の専門家ではない。そうした調達者でも、違法伐採木材を誤って調達してしまわないように制度を作りこむ必要があるわけだが、実効性を上げるためには合法性・持続可能性の確認において、優先順位を付けて取組んでいかざるをえない。そのために、調達の最初の段階で行われているのが樹種や生産国、サプライヤーによるリスク評価である。調達先や製品のリスクを把握して、高リスクのものから優先的に確認作業と対策をとっていくためである。

1. 国ごとのリスク

違法伐採のリスクは、様々な文献やレポートで発表されている推定違法伐採割合や、TI (Transparency International) が毎年公表している汚職腐敗指数をもとに、リスクを知ることができる。

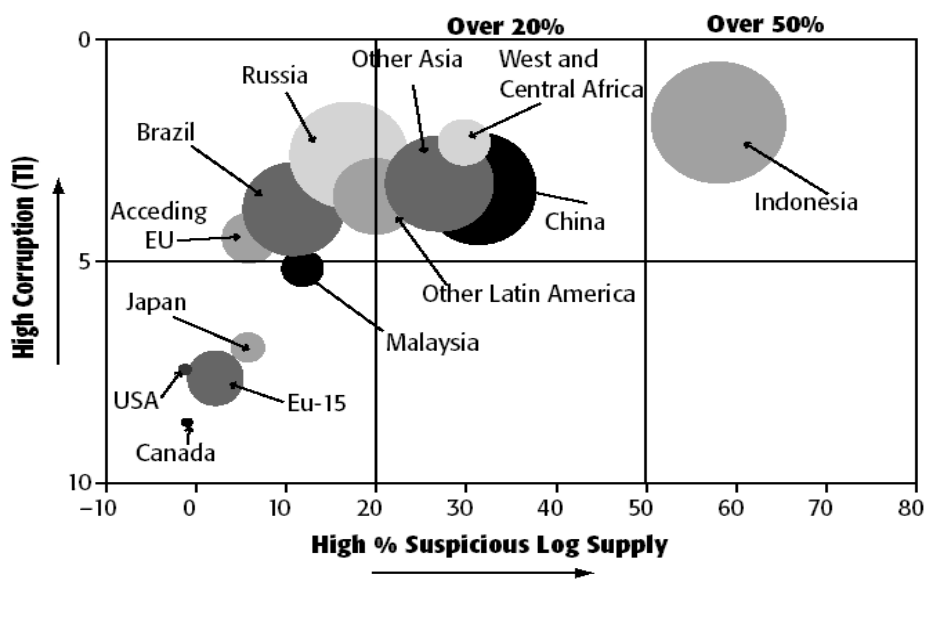
2. 樹種ごとのリスク

樹種については、ワシントン条約 (CITES) の付属書の登録樹種リストや IUCN のレッドリストに掲載されている貴重樹種、生産国において伐採が禁止されている樹種は、調達しないようにすることが望ましい。

表 3-2-1 推定違法伐採割合の例⁹¹

国	製品に占める違法伐採材の割合（推定%）	出典
アフリカ		
ベナン	80	SGS, 2002
カメルーン	50	European Commission, 2004
ガーナ	最低 66	Birikorang, G. 2001
モザンビーク	50-70	Del Gatto, 2003
アジア		
カンボジア	90	Global Wittnes 1999
インドネシア	最大 66 73-88	World Bnk 2006a Schroeder-Wildberg and Carius, 2003
マレーシア	最大 33	Dudley, Jeanrenaud and Sullivan, 1995
ミャンマー	80	Brunner et al, 1998
ラテンアメリカ		
ボリビア	80	Contreras-Hermosilla, 2001
ブラジル	アマゾンで 80	Viana, 1998
コロンビア	42	Contreras-Hermosilla, 2001
エクアドル	70	Thiel, 2004
ホンジュラス	広葉樹の 75-85 針葉樹の 30-50	Richards, et al, 2003
ニカラグア	40-45	Richards, et al, 2003
コスタリカ	25	MINAE, 2002
ヨーロッパと北アジア		
アルバニア	90	Blaser et al, 2005
アゼルバイジャン	非常に大きい	Blaser et al, 2005
ブルガリア	45	WWF, 2005
グルジア	85	Blaser et al, 2005
ロシア	20-40	Blaser et al, 2005

⁹¹ OECD Round Table on Sustainable Development, "THE ECONOMICS OF ILLEGAL LOGGING AND ASSOCIATED TRADE", Paris, 8-9 January 2007



Source: Seneca Creek Associates (2004).
Note: Bubble size represents the volume of suspect roundwood, including imports.

図 3-2-1 汚職腐敗と違法伐採割合の関係

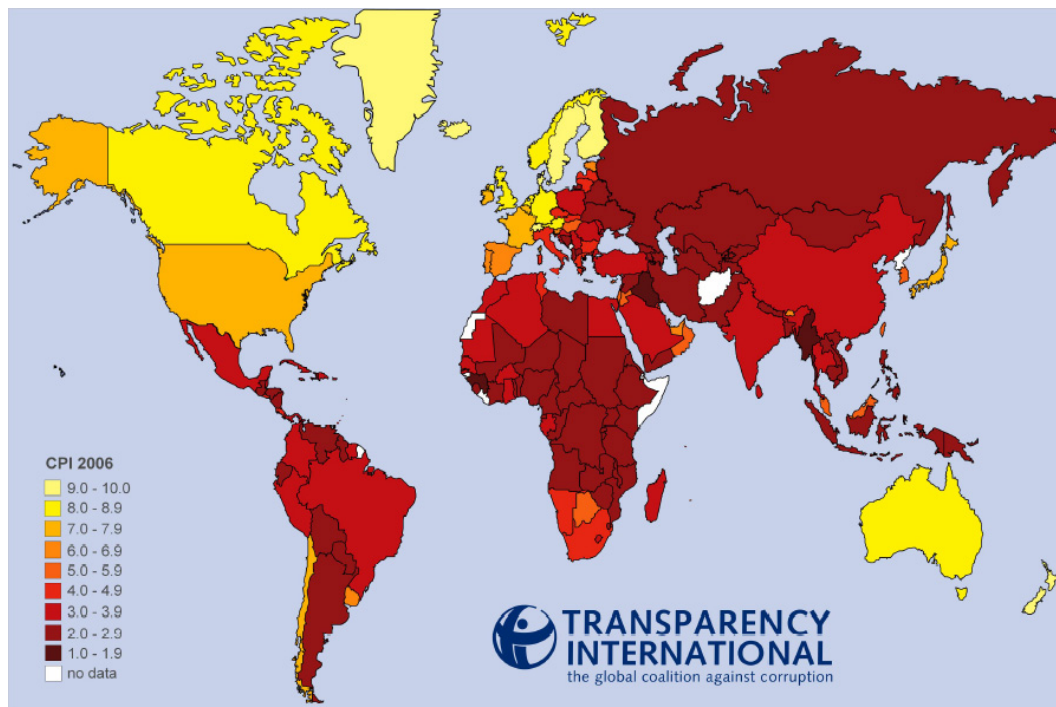


図 3-2-2 Transparency International の CPI (汚職腐敗指数) スコア別マップ⁹²

⁹² http://www.transparency.org/policy_research/surveys_indices/cpi/2006

表 3-2-2 主な重要管理樹種の例

樹種名	原産国	規制
ラミン <i>Gonystylus</i> spp./ <i>Aquilaria</i> spp./ <i>Gyrinops</i> spp.	インドネシア	CITES 付属書 II、伐採取引禁止
メルバウ <i>Intsia bakeri</i> / <i>Intsia bijuga</i> / <i>Intsia palembanica</i> / <i>Intsia retusa</i>	インドネシア、 パプアニューギニア	CITES 付属書 III へ掲載見込み
ウリン <i>Eusideroxylon zwageri</i>	インドネシア	インドネシアで伐採取引禁止
マホガニー、メキシカンマホガニー、オオバマホガニー <i>Swietenia macrophylla</i> / <i>Swietenia humilis</i> / <i>Swietenia mahagoni</i>	ブラジル、ドミニカ、 コロンビア	CITES 付属書 II
ブラジリアン・ローズウッド <i>Dalbergia nigra</i>	ブラジル	CITES 付属書 I
リグナムバイタ <i>Guaiacum</i> spp.	メキシコ、ベネズエラ、 コロンビア	CITES 付属書 II
チョウセンゴヨウ、ベニマツ <i>Pinus koraiensis</i>	ロシア	ロシアで商業伐採禁止
シナノキ、シナ、アムールシナノキ <i>Tilia amurensis</i>	ロシア	ロシアで商業伐採禁止
アフロモシア <i>Pericopsis eiata</i> / <i>Platymiscium pleiostachyum</i> / <i>Pretocarpus santalinus</i>	アフリカ	CITES 付属書 II
アフリカンチェリー <i>Prunus Africana</i>	アフリカ	CITES 付属書 II
スパニッシュ・シーダー、セドロ <i>Cedrela odorata</i>	コロンビア、ペルー	CITES 付属書 III
ブラック・ローズウッド <i>Dalbergia retusa</i>		CITES 付属書 II へ申請
ホンジュラン・ローズウッド <i>Dalbergia stevensonii</i>		CITES 付属書 II へ申請

3. サプライヤーごとのリスク

サプライヤーに関しては、環境方針の有無や木材調達に関する社内体制、合法性の基準、伐採地からの流通管理、認証制度の有無などを確認する。評価結果はサプライヤーにフィードバックすることで、サプライヤーはどのような対応が求められているのかを理解することができるようになる。

4) サプライチェーンの確認 (CoC)

リスクを把握したら、高リスクで取扱量の多い木材から、優先順位を付けて合法性、持続可能性を確認していく必要がある。

木材の生産が合法であるか、持続可能であるかということは、その生産地までのサプライチェーンが追跡可能な場合にのみ保証することができる。合法に生産されている伐採地からの木材のみが、不確かな木材と混合することのないように、運搬・取引の各段階において入出荷時の厳格な分別管理が行われていること、また、その分別管理の手続きがきちんと規定されていて、その規定通りに実施されていることの記録が残っていることが必要である。

近年の流通業界におけるサプライチェーン・マネジメントの様々な履歴管理技術は、木材の生産地からの履歴管理についても利用されるようになってきており、分別管理の省コスト化が図られている。

例えば、TFT が開発した TracElite はバーコードによるトラッキングシステムであり、伐採地の伐採木から加工・流通過程を経て、欧州で製品として販売されるまでの流通プロセスがデータベース上で管理されている。

5) 調達材の合法性・持続可能性を判断する指標

伐採地までのサプライチェーンが確認できれば、伐採地での森林管理の状況を調べることで、合法・持続可能なオペレーションであるかどうかを確認することが出来る。その際、調達者として合法性や持続可能性のクライテリアを持つことが重要である。自らのクライテリアなくしては、サプライヤーが出してきた情報や証拠が正しいか否か、十分か否かを確かめることすら出来ない。

合法性のクライテリアについては、2段階で確認する方法が普及してきている。第1段階としては、出所となっている伐採地の合法性であり、具体的には伐採企業が合法に登録されており、当該する伐採林区における公式の伐採権を持っていることである。第2段階としては、森林管理の遵法性であり、伐採作業を含む施業が法規則に則って行われているか、適切な伐採手数料や税金が支払われているか、環境や労働についての法規則にも遵守されているか、などである。このような、2段階のアプローチによって合法証明を行っているプログラムは、様々な認証審査機関が開発して提供している。

表 3-2-3 VVNH で紹介している合法証明のプログラムの例

プログラム名称	実施機関	主な対象生産国
マレーシア木材追跡プログラム (Malaysia Timber Tracking Program)	SGS	マレーシア
合法証明・木材追跡プログラム (Legal Verification and Wood Tracking Program)	GFS (Global Forest Service)	マレーシア
木材原産地認証プログラム (Certified Source Timber Program)	Schutter Malaysia	マレーシア
合法証明 (Legal verification)	ソイルアソシエーション (Soil Association)	
トラック・レコード (Track Record)	TFT	インドネシア
スマートステップ (SmartStep)	スマートウッド (Smartwood)	
木材合法証明および追跡プログラム (Wood Legality Verification and Tracking Program)	TNC (The Nature Conservancy)	インドネシア

また、生産国において合法性の基準を策定する動きが出てきているので、そうした基準を採用することも検討すべきであろう。例えば、インドネシアでは、2005 年からマルチステークホルダーによる合法性基準策定の検討が進められてきたが、2007 年 1 月に最終合意された。これは木材合法性基準 (WLS : Wood Legality Standard) と呼ばれるものである。今後は、この基準に基づいて合法性証明の制度の運用が開始されるものと期待されている。

また、EU が FLEGT の VPA に基づいて、生産国におけるマルチステークホルダーの合法性基準策定を促すものと見られ、これによる合法ライセンスの発給も近い将来始まってくると見られる。FLEGT ライセンス制度は EU 向けに開発されるものではあるが、EU 以外の調達者もライセンスを要求することは可能であり、日本の輸入業者や調達者としても積極的に使用していくべきだろう。特に中国など第三国で加工された木材製品について、その出所を確かめるのは非常に難しい状況にあるが、木材の生産国で FLEGT ライセンスが発給されていれば、それを第三国の製品加工業者に求めることで、原料木材の合法性を確認できるようになる。

合法性の次の段階は、持続可能性である。英国やオランダでは、それぞれ持続可能性を判断するためのクライテリアを設定し、そのクライテリアに沿って認証制度を評価したり、認証制度に代わる証明の確認をしたりしている。

認証制度の評価クライテリアについては、以下の 4 つのポイントから構成されている。

- 基準の策定と内容
- 認証審査手続き
- 認証機関の認定手続き
- CoC 管理とラベリング

認証基準については、モントリオール・プロセスやヘルシンキプロセス、ITTO 基準などの国際的プロセスに基づいており、基準策定プロセスが公平であり、認証の手続きや認証機関の認定手続きは、ISO のガイドに準拠していることなどをクライテリアに含むようになっている。

また、認証制度の評価については、世界銀行が認証制度の評価ツールを作っており、参考にすることができる。

表 3-2-4 参考：モントリオール・プロセスの基準と指標（抜粋）

<p><u>基準 1 生物多様性の保全</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全森林面積に対する森林タイプごとの面積 ・森林タイプごと及び年齢級又は遷移段階ごとの面積 など <p><u>基準 2 森林生態系の生産力の維持</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産に利用可能な森林の面積、年間伐採量 ・木材以外の産物の収穫量 など <p><u>基準 3 森林生態系の健全性と活力の維持</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の発生面積・率 ・被害物質の量、濃度 など <p><u>基準 4 土壌及び水資源の保全</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌浸食された森林面積 ・水資源の保全のための森林面積 など 	<p><u>基準 5 地球的炭素循環への寄与</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス及び炭素貯蔵量 ・地球上の炭素収支への寄与 など <p><u>基準 6 社会の要請への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材及び木材製品の生産額および量 ・非木材製品の生産額及び量 など <p><u>基準 7 法的、制度的、経済的枠組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地保有制度の適切さ ・国民の参画活動や公的な教育・普及プログラムの規定、及び森林関連情報入手の可能性 ・森林生産物の非差別的貿易政策 など
---	---

6) 明確な目標値の設定

調達方針を導入している多くの組織において、下記のように明確な達成目標を設定している例が多い。

- オランダ政府は 2010 年までに全てを持続可能性が証明された木材とすることを表明。
- VVNH は、2009 年までにメンバー企業が輸入する木材の全ての生産地を確認。同時に 75%の木材が持続可能な森林から生産されていることが証明可能な木材とする。
- B&Q は販売、使用する木材製品を 100%FSC 認証品とすることを表明している。

このような目標を外部的に明示することにより、以下の効果が期待される。

- 従業員に対する意識の向上、動機づけ
- サプライヤーへの明確な対応要求
- 顧客・市場のイメージ向上と他社との差別化

目標を設定するためには、現状の調達状況を把握して、ベースラインを設定しておかなけれ

ばならない。調達先企業リストや調達対象の木材・紙製品のリストを作成し、それら企業や製品に対する調査項目と評価指標を設定して現状を調査、調査結果を評価して分析することで現状のベースラインが把握できる。ベースラインを把握したら、具体的目標値と達成時期を設定する。その際、実行可能な目標でなければならないが、低すぎる目標では上記の効果も薄れてしまう。

7) 助言・普及

日本でも一部先進的企業では、調達方針を導入したり、または検討を始めているが、実際にどのように進めていけば良いのか、ソリューションや手法、ツールに関する情報を求めている状況である。リスク評価の方法や、サプライヤー調査の方法、様々な合法証明・確認の方法や、認証の違いを理解するための方法など、欧州で様々な企業や組織が経験してきたことは日本にとっても大変参考になる。そのために助言や情報提供を行うことのできる機関が必要である。

英国では TTF が、オランダでは VVNH がいずれも行動規範を作成してこれに署名しない企業は会員から除外するという厳しい態度で臨むことで、社会に対する信頼性の確保に努めているが、それと同時にどの企業でも活用できる共通の調達方針や調達管理制度を協会として用意し、様々な情報提供やアドバイスをを行うことでメンバー企業の具体的対策をサポートしている。

また、英国政府では CPET を設置して、調達者に対するガイダンスの作成、講習会やヘルプラインサービスの提供などを行っている。これらのサービスは、中央政府や関係機関の調達担当者はもとより、地方政府の調達担当や直接の納入企業にも開かれている。講習会は定期的に開催しており、地方の自治体や企業に対しても参加できるよう、地方での講習会も行っている。

8) モニタリング、情報公開、異議申立て

調達方針およびそれを実施する調達管理制度がどんなにレベルの高いものであったとしても、実際の運用が伴っていなければ意味をなさない。表面的な方針ではないこと、適切に実施していることを説明することが求められている。

制度を運用した結果、実際の調達がどのように改善されたかを定期的に取りまとめ、目標に対する達成度を把握しなければならない。また、その結果に誤りや不正がないようにすることも大切である。

TTF では、RPP（責任ある調達方針）に署名した企業は、毎年の進捗状況を監査機関に報告し、監査機関はその企業において調達管理制度が適切に運用されているかどうかを監査し、その結果を公表するようにしている。

また、調達方針を掲げながらも、実際には何も行っておらず、リスクの高い木材が取引され

ていたような場合には、外部の監視が働くように異議申立て機関を設置する例も多い。

VVNH では、行動規範とともに異議申立て制度を設けているが、この制度を利用して、オランダの NGO が Wijma 社を訴えるということもあった。

9) 木材調達制度の策定・改善プロセス

調達方針とその管理制度を策定・改訂する際、それが適切であることを保証しなければならない。公正な中立機関によって関連するガイダンスやクライテリアを策定したり、制度の評価を行っていくことが必要だ。

英国では CPET という独立した専門機関を設けて様々なガイダンスやクライテリアを策定しているが、さらに CPET を監視する Reference Board を設けており、メンバーには NGO、木材業界、政府が入っている。

オランダでは BRL の基準とシステムを策定するにあたり、26 人のステークホルダーからなる協議会(Breed Overleg)を設定して検討してきた。さらに BRL システムに合意した後、実際に認証制度を BRL 基準に照らして評価をするための等価性評価委員会 (Equivalence Assessment board) を設置して検討を始めている。

デンマークでも 2003 年策定のガイドラインを見直すにあたり、木材業界、NGO、調達者による諮問委員会を設置して、評価を実施、勧告を出している。また、外部コンサルタントによる 3 つの評価プロジェクトが行われた。

10) 他国との連携・ハーモナイズ

木材の買い手が個別の組織や会社ごとに異なる要求をすると、生産国やサプライヤーは販売先ルートに応じて異なる対応をしなければならず、過剰な負担を強いられる恐れがある。実際にそのような要求も高まってきている。また、相互に経験や知識を共有することでより効果的な制度に改善することもできる。

英国、オランダ、デンマークが 2006 年から政府調達方針のハーモナイゼーションに関するダイアログを始めた。今後合法性や持続可能性に関するクライテリアが徐々にすり合わせがされてくることになるが、これら 3 カ国だけに限定したのではなく、どの国にもオープンとされている。日本がイニシアティブをとっている AFP (アジア森林パートナーシップ) においても、政府調達方針についてのワークプランがあるが、そうした機会を利用することで、制度の改善につなげていくことができる。

3-3 日本の現状の分析

欧州の例を参考に、日本の違法伐採対策をより実効性の高いものにしていくためには、日本の現状を知ることも必要である。ここでは、日本国内の企業の意識を、木材や木材製品を取り扱う供給側とそれらの製品を多く消費する需要側に分けて概観する。

1) 供給側の意識

全日本木材組合連合会は、2004 年度（平成 16 年度）及び 2005 年度に「世界の森林保全のための違法伐採問題に関する検討調査業務」（環境省委託）の中で、木材輸入業者及び輸入木材の加工・流通・販売業者を対象にアンケート調査を行っている⁹³。

- 対象：各都道府県木（協）連の推薦による外材取り扱い事業者、日本木材輸入協会会員企業、ホームセンター（WEB 検索による所在地が確認できたところ）の合計 360 社
- 実施期間：2005 年 2 月
- 回収数：161 社（回収率 45%）
- 有効回答数：156 社
- 回答内訳：流通（専門商社、総合商社、小売業、卸売業）：86 社
製造業（製材、合板、集成材、住宅及び建材メーカー）：58 社
その他：12 社

アンケート調査項目は、違法伐採問題への認識の度合い、合法性の確認や原産地・流通過程の把握の程度、顧客のニーズの有無、木材調達方針の有無、NGO への評価、様々な違法伐採対策に日本での導入についての意見、日本がとるべき違法伐採対策、木材輸入業界・木材業界の違法伐採対策に関する取組みの必要性など、24 項目にわたる。主なアンケート結果を下記に紹介する。なお、このアンケート調査はグリーン購入法による政府調達制度の導入前に実施されていることに留意する必要がある。

1. 違法伐採問題への認知度と実際の取組み

まず、違法伐採問題の認知度は、「よく知っている」「多少知っている」をあわせて 96%と、かなり高い（問 4）。さらに、違法木材の取引については、「何らかの方法で改善する必要がある」と回答したのが 62%に上り、ほとんどの事業者がこの問題をなんとかしなければいけないと感じていることがわかる（問 19）。

実際の取組みの状況を見ると、取り扱っている木材の合法性の確認を「している」が 35%に対して、「していない」は 41%（問 5）、原産地と流通過程について「把握している」という回答が 34%に対して、44%が「把握していない」と答えている（問 7）。木材の合法性を自社で確保するために必要な対策については、「輸出国で新たなシステムを作ってもらう」

⁹³（社）全国木材組合連合会「平成 16 年度世界の森林保全のための違法伐採問題に関する検討調査業務報告書」、2005 年 3 月

(46%)、「仕入元に照明してもらおう」(31%)とする回答に対して、「FSC・PEFC等の認証材だけを扱う」は2%に過ぎない(問20)。

また、違法伐採問題に関連する木材調達方針の有無については、「ある」(10%)、「今はないが、考えている」(22%)があわせて32%に対して、「ない。今後も考えていない」が62%とおよそ倍の開きがあり、調達方針の策定・実施については否定的な事業者が多いと考えられる(問12)。

2. 顧客のニーズ

顧客の木材の合法性への関心度については、合法性に対して「多くが関心をもっている」と回答したのは8%にとどまり、58%が「ほとんどがもっていない」と回答した(問8)。一方、輸入木材の原産地への関心度は、「ほとんどがもっていない」と回答したのが35%と低くなり、「多くが関心を持っている」(19%)、「もっているところもある」(42%)と、合法性に比較すると関心度が若干上がる(問9)。

森林認証のラベリング制度については、「ニーズがあれば利用したい」と回答したのは46%にのぼり、顧客からのニーズが少ないことが伺える。一方で、「ニーズがなくても利用したい」という回答が14%あり、これらは違法伐採対策や持続可能な森林管理への貢献を自らの組織のCSRととらえている事業者であることが推察される(問10)。

3. 今後の日本の違法伐採対策

違法伐採問題の解決のために日本がとるべき対策については、「政府が他国の政府と連携し、違法伐採材の取引を制限する国際ルールを作る」が最も多く(294ポイント)、「違法伐採問題は輸出国の国内問題なので、その国自身が必要な措置を講じるべきである」(193ポイント)という意見が続き、そのためには「政府が輸出国を支援して、現地での違法伐採の撲滅に協力する」(114ポイント)ことが必要だという意見が多い。「政府が違法伐採材の取引を禁止する国内法制度を整備する」(99ポイント)と、水際での対策には多くの賛同が得られているとは言いがたいが、民間による取組み(「木材輸入業界・木材業界が協力して、違法伐採材の取引を拒否する」(80ポイント)や「木材輸入業界・木材業界が他国の民間セクターと連携して、違法伐採材の取引抑制の国際ルールを作る」(61ポイント))よりも政府による取組みがまずは先行するべきであるという認識があることがわかる(問21)。なお、別の設問において(問23)、違法伐採問題に関して政府への要望を尋ねたところ、望むことは「特にない」という回答が70%に上っており、一致した回答とはなっていない。この設問において、政府への要望があると回答した21%が挙げた具体的項目は下記のとおり(問23)。

<輸出国への支援強化>

- 輸出国が講じている対策への支援強化、及びそれらの対策内容や違法伐採がもたらす弊害等の日本国内へのPR、キャンペーンの実施。
- 基本的には輸出国の国内問題だと思うが、憂慮している旨、また活動の支援程度は表明すべきと思う。
- 違法伐採はとくに後進国において著しく、政治的取組みが大事と考える。
- 政府が輸出国を支援して、現地での違法伐採の撲滅に協力する。

- 持続可能な森林経営に対する理解及び実現性を各国に求める。必要とあれば援助する。
- 植林木を積極的に考える。植林に協力していく。

<国際的取組みの推進>

- 世界有数の木材消費国であり、国際世論は尊重すべきと思う。
- EUと同じく合法的な方法で伐採されたもののみ許可証を発行するシステムを輸出国に構築すること。
- 世界的な問題なので、企業や業界では対応がむずかしい。やはり政府レベルで協議し、撲滅に取り組みたい。
- 違法伐採は地球環境等の問題であり各国協力して取り組む必要があります。特にわが国は各種資源の大量消費（輸入）国としての自覚を持たなければならない。
- 日本国政府が他国の政府と連携し、違法伐採の取引を制限する国際ルールを作る。
- 違法伐採問題は合法・非合法がはっきりせずグレー部分あるいは合法であっても不信感をいだかせる状況が見える。ルール作りと認証性をはっきりさせてほしい。

<輸入国としての取組み強化>

- 輸入材を規制。
- 国の政策において輸入禁止などの運動を世界に広める。
- 違法伐採が行われている国名・産地を公表し、その国からの木材を公共工事で使用禁止とする。
- 輸入木材に頼りすぎている。現在は国内産の木材生産に政府が力を入れるべきである。
- 違法伐採を行った原木からの製品は輸入できない仕組みづくり。
- 森林認証済の商品であることを、輸出国～輸入国がともに認定書を発行することにより、輸入業者が買受けできるシステムを構築する。

違法伐採問題に対する木材輸入業界・木材業界の取組みについては、「必要を感じるが何ができるか分からない」という回答が 67%にのぼり、消費国側の民間事業者が実行できる違法伐採への対応の具体策のイメージがはっきりしていない様子が伺える。なお、22%が「業界も積極的に取り組むべき」と答えており、その具体的な内容は下記のとおり（問 22）。

<自らの対応策>

- 違法伐採のおそれのある国の木材を扱わない。
- 公明正大な取引を行う林林間を持つべき。
- 自主的に疑わしい輸出業者とは取引しない。
- 輸出業者のモニタリングを定期的に行う。
- 輸出入両国証明書等ルールづくりと公共性をはっきりさせる。
- 輸出国公的機関の裏づけのある違法でないことの現地シッパーの証明

<他方面への働きかけ・要請>

- 政府へのシステム構築の要請と連携の強化
- 輸出国への働きかけ、違法伐採材の取引拒否

- 輸出側の公的機関、輸出団体に対し合法性を証明するシステムの導入を業界として要請していく。

<その他>

- 設計段階で、可・不可を明確に知らしめるべき。要望があれば答えようとする。

EU が取り組んでいる自主的二国間協定（VPA）に基づく合法性証明のためのライセンスリング・スキームについては、「日本でも同様に行うべき」とする回答が 41% に対して、「日本では時期尚早」（20%）と「よく分からない」（31%）をあわせると 50% を超えている。先行して欧州で行われている違法伐採対策の動向について情報が伝わっておらず、理解が進んでいないと考えられる（問 18）。

4. その他

環境団体や NGO の意見について、「できるだけ取り入れたい」（9%）、「取り入れられるところは取り入れたい」（56%）をあわせて 65% で、NGO 等を肯定的に受け入れようとする姿勢を持つ事業者が半数を超えている。一方、「できれば関与したくない」という否定的な回答は 8% で、「よくわからない」（21%）とあわせると 3 割程度に上る（問 14）。

2) 需要側の意識

地球・人間環境フォーラムなどの 5 つの環境団体は、2006 年 4～5 月に製材、合板、建材、商社などの木材を取扱う企業、住宅、建設、家具、ホームセンターなどの木材製品を多く利用すると考えられる業種の企業、各都道府県、政令指定都市、中核市を対象に、木材製品の調達に関する企業・自治体の取組みに関する現状を把握することをねらいに「森林生態系に配慮した木材製品の調達に関するアンケート」を実施している⁹⁴。

アンケートの主な内容は、①「森林生態系に配慮した木材調達に関する NGO 共同提言」について②木材、木材製品のサプライチェーンの把握状況③森林生態系に配慮した木材調達の取組み状況④木材製品の調達方針の有無⑤今後の木材の生産地における環境や社会に配慮した調達の取組みの予定——からなる。

- 有効送付数：631
- 有効回答数：164（回収率：26%）
- 業種内訳：企業／建設 26 社、住宅 16 社、建築材料卸売業 12 社、その他製造業 9 社、合板製造 8 社、総合商社 6 社、地方自治体／都道府県 33、政令指定都市及び中核市 22

1. 木材、木材製品のサプライチェーンの把握状況

木材、木材製品のサプライチェーンについては、木材の情報を「すべて」または「ほぼすべ

⁹⁴ グリーンピース・ジャパン等「森林生態系に配慮した木材製品の調達に関するアンケート結果報告書」2006 年 8 月 23 日

て」把握していると回答したのは、生産国について 47%、伐採地について 17%、樹種について 53%、森林のタイプについて 20%で、「ほとんど把握していない」または「把握していない」と回答したのは、生産国について 38%、伐採地について 63%、樹種について 28%、森林のタイプについて 62%であった (Q2-2)。また、木材の供給ルートの把握についても、「すべて把握している」または「ほぼすべて把握している」は 28%、「直接の仕入先以外把握していない」は 64%と、伐採地の把握状況とほぼ同様の結果だった (Q2-3)。サプライチェーンの調査方法については、「購入先に質問」が 51%と最も多く、「自ら調べる」(10%)、「第三者に聞く」(5%) と続いた (Q2-1)。

2. 森林生態系に配慮した木材調達の取組み状況

森林生態系に配慮した木材調達の取組みを「行なっている」と回答した組織の割合は、合法性の確認が 40%、保護価値の高い森林を破壊しているものの回避が 30%、地域住民や利害関係者との対立や紛争を起こしているものの回避が 23%、元来の生態系に重大な影響を与える森林経営によるものの回避が 24%、森林認証製品/木材の利用が 30%、リサイクル材の利用 52%がであった (Q3-1)。これらの取組み状況について公表しているのは全体の 15%であった (Q3-3)。

森林生態系への配慮から実際に木材製品の購入を停止したことが「ある」と回答したのは 19 組織 (12%) で、その内容は、ワシントン条約 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約:CITES) 附属書 II に登録されたラミン材が 9 組織で最も多かった (Q3-4)。

3. 調達方針の有無と今後の取組み

木材の生産地における環境や社会に配慮した文書化された調達方針については、38 組織 (23%) が「持っている」と回答した (Q4-1)。このうち、時期や数値目標を含む具体的な行動計画を「持っている」と回答したのは 11 組織 (29%) であった (Q4-3)。これを企業と地方自治体別にみると、企業が 17%、地方自治体が 36%と、地方自治体が高い。また、調達方針の内容をみると、合法性の確認について 14 組織 (12 自治体を含む)、保護価値の高い森林を破壊しているものの回避について 1 組織 (特定地域の原生林材の削減) だけとされており、NGO 共同提言の内容を盛り込んだ調達方針を導入している組織は限られていることが明らかになった。多くの自治体が国のグリーン購入法の基準改定に従って調達方針を改定しているが、その内容は合法性の確認にとどまっている。

今後の木材の生産地における環境や社会に配慮した調達の取組みについては、合法性の確認を 62%が、森林認証製品の利用を 51%が、リサイクル材の利用を 47%がそれぞれ行なうなどと回答し、これらの取組みを盛り込んだ調達方針を策定または改定する予定があると回答した組織は 47%であった (Q5-1、Q5-2)。業種別にみると、特に合板製造 (8 社中 7 社、88%)、その他製造業 (9 社中 7 社、78%) で高く、また、回答数が少ないものの、建材製造 (3 社中 3 社)、家具製造 (5 社中 4 社) でも多かった。

一方、現在調達方針を持っておらず、今後策定の予定もない理由については、「実施のための情報・支援策が少ない」(30%) が最も多く、「実施のための方法がわからない」(17%)、「実施のための人材が確保できない」(17%)、「必要性を感じていない」(15%) が続いた (Q5-3)。

4. その他

アンケートに回答した組織のうち、79%の組織が「森林生態系に配慮した木材調達に関する NGO 共同提言」に対して「賛同できる」または「概ね賛同できる」と回答し、「賛同できない」と回答した組織はなかった (Q1-1)。その一方で、NGO 共同提言を実行していくに当たって、「木材の情報を把握することは困難である」「木材の情報を確認するシステムが必要である」といった意見が多かった (Q1-2)。一方、供給側の企業からは「ユーザーの意識改革・協力が必要である」といった意見もみられたことから、供給側の企業は木材生産者に木材に関する情報を求めて、その情報を調達側に提供すること、また、調達側は情報を求めるだけでなく、供給側の取組みを促すことが不足している現状があると考えられる。

アスクルの紙原材料調達における取組み

日本における林産物の持続可能な調達に向けた取組み事例として、アスクル株式会社を紹介する。

アスクル株式会社は、オフィスに必要なモノやサービスを「明日お届けする」トータル・オフィス・サポートサービスの会社です。1993年3月に大手文具総合メーカーであるプラス株式会社の一事業部としてスタートした後、1997年5月に分社独立した。中小事業所をはじめとする顧客に、オフィスに必要なものをお届けするサービスを全国で展開しており（但し、沖縄・離島を除く）、専用のカタログ（紙カタログまたは、インターネット上）で商品を選び、ファックスもしくはインターネットを使って注文すると、当日または翌日にはお届けするサービスを行っている。

専用のカタログで取り扱っている商品の中で、「エコマーク」、「グリーン購入法」、「GPN データベース掲載」の3つの環境ラベルのいずれかに該当する商品に「グリーン商品リスト掲載品」マークを表示している。2007年春・夏号では、約7,000の商品にこのマークが表示されている。環境ラベルには認定期間が限定されているものもあるため、「グリーン商品リスト掲載品」マークの表示に当たっては、その都度メーカー・仕入先に対する各環境ラベルの適合確認を行っている。環境ラベルの状況確認を定期的に十分に行い、顧客に対して正しい情報を伝えることに努めている。

林産物調達に関する取組み経緯

取扱商品の1つであるコピー用紙の中にインドネシアでの生産品が有り、2003年にWWF ジャパンから、インドネシア熱帯雨林の状況についての説明を受けたことをきっかけに、紙の原材料の生産地に目を向け始めた。WWFならびに現地のNGOの調査に同行しインドネシア・リアウ州の森林状況を視察するなど、関係者（識者・NGO・製紙会社・商社など）との情報交換を続けている。2004年10月に、アスクルオリジナルコピーペーパーの「原材料トレーサビリティ調査票」を作成。11月には、「紙製品に関する調達方針」を策定し、仕入先製紙会社に同方針を提示。同方針に基づく調達を順次スタートさせた。

2005年1月には、オリジナルコピー用紙の原材料トレーサビリティ調査を完了。インドネシアでの生産品については、生産工場の変更ならびに原材料を植林木パルプに切替えた生産をスタートさせた。さらに6月には、FSCのCoC認証の取得し、アスクルオリジナルコピーペーパーのFSC認証製品を発売する等、調達方針に沿った調達を実施するため、取引先に積極的に働きかけている。

紙製品に関する調達方針（抜粋）

「販売者としての責任」と「森林資源保全」の観点から、「植林パルプや認証林パルプを有効に利用する“森のリサイクル”」と「古紙の利用を積極的に進める“紙のリサイクル”」の両立を目指します。

アスクル株式会社は、取扱う紙製品の原料について、下記のものを優先的に調達していきます。

- 古紙や廃材などを有効利用して得られた「リサイクルパルプ」
- 森林認証制度により適切に管理されていることが認証されたパルプ
- 適切に管理された二次林または植林パルプ

仕入れ先に対しては紙製品に関する調達方針を提示した上で、原材料のトレーサビリティ調査及び合法性調査を定期的実施している。調査票の内容も当初は簡易なものだったが、改訂を重ね、現在は第3版となり、かなり細かい項目にも含めている。

トレーサビリティ調査における確認事項（抜粋）

商品の原材料情報	原材料の割合	バージン材（天然林／植林）、再・未利用材（建築廃材／間伐材／古紙）、非木材紙等
	使用割合（％）	原材料の種別ごとの使用割合（％）
トレーサビリティ情報	商品の供給経路	原材料生産事業者名、加工業者名、最終製品製造業者名、輸入・販売業者名
	原産国・地区	原材料の原産国・地区等
	樹種	原材料の主な樹種

グリーン購入法への対応

2006 年 4 月にグリーン購入法の基本方針が改定されたことを受けて、アスクルでは、木材製品の合法性を確認するために、「グリーン購入法適合証明書」、「トレーサビリティ調査票」、「合法性証明」の 3 種類のフォーマットによる情報の確認をスターとさせた。

アスクルの環境担当部門によれば、「アスクルは、トレーサビリティが確認できていることやトレーサビリティの各段階で、合法性が確認できる書類の提出を求めており、それらが揃った時点でグリーン購入法への適合性を判断するという考え方で調査を行なっている。しかしながら、現状、トレーサビリティを原木までさかのぼって把握することは非常に難しい。特に、木製の家具などの複数部品で構成される製品になるほど、原材料のチェック、トレーサビリティの確認は難しくなる」と、サプライチェーンの最も消費者側に近い流通・販売業界から伐採地までさかのぼって全ての段階での合法性を確認することの課題を感じているという。

2006 年 3 月には事前調査、6 月と 11 月には、グリーン購入法における木材・木材製品の合法性調査を対象仕入先約 40 社に対して実施した。調査対象は、カタログ掲載品の「紙類」、「文具類」、「機器類」の中で「グリーン購入法における木材・木材製品」に該当する商品約 600 アイテムである。調査対象とした 40 社は、国内の文具とオフィス家具のサプライヤー企業である。これら企業の合法性証明を行う手段としては、林野庁の「木材、木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の二つ目にあたる業界団体認証のものが最も多かった。また、この場合の団体認証は日本国内のものである。なお、アスクルの取り組みは、環境省の下記の HP でも紹介されている (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/wood.html>)。

今後の課題

今後の取り組みの方向性については、現在のレベルの調査を継続的に行っていくとともに、仕入先に対し、調達方針にあった調達を推進するとともに、顧客に対してカタログやインターネットを通じて適切な情報提供を積極的に行う必要があると感じている。「原材料のトレーサビリティの確認」、「合法性の確認」、さらに「持続可能性」や「生物多様性」まで考慮した調達を推進していくと、最終的には、「信頼できる森林認証制度」に行き着くと考えている。また、顧客に対しては、「持続可能な植林木パルプや森林認証パルプを使用したコピー用紙や、資源の節約を目的に両面印刷に適した紙を推奨していきたいと考えている。

さらに、「海外の法律についての情報が乏しく、また改定等も頻繁に行われるため、それぞれの国における合法性の基準や、社会面や経済面での持続可能性の課題を把握することが難しい」と生産国での課題も多いと感じているが、海外の仕入先に対しては、日本からの要望を的確に伝え、生産現場での持続可能な森林管理の向上に結び付けていきたいと考えているという。

今後の方向性について、「アスクルオリジナルの商品について、原材料から自ら確保していくような取り組みを始めるべきかもしれない。つまり、信頼できる原材料を選定し、生産までも視野に入れて考えることが求められており、会社の基本は流通業であるが、新たな取り組みを始める必要性も感じている」。また、「アスクルのような働きかけを他の企業にも普及させてもらいたい。お客様に近い立場の流通・小売業が、積極的に川上に働きかけることを続けることにより、情報開示等の生産サイドの取り組みも改善してきている」と、消費側の他の企業とも歩調をあわせて生産側に要求を伝えていくことの重要性を訴えている。

3-4 貿易措置導入に当たっての課題・分析

1) 違法木材の取引規制

違法伐採による木材製品は、取引（輸出入、輸送、販売、購入）することを明確に禁止すべきである。以下に、いくつかの法制度の枠組みを利用した違法木材の取引規制措置の可能性について述べる。

1. 貿易管理令

貿易管理令は外為法の下にある政令である。輸入貿易管理令と輸出貿易管理令があり、特定の貨物の輸入／輸出には承認が必要とされる。承認を受ける義務を有する特定貨物品目のリストは「輸入公表」として告示されている。第 1 号の輸入割当品目、第 2 号の輸入承認品目、第 3 号の事前確認及び通関時確認品目の 3 段階がある。対象となっている主な貨物は、CITES（ワシントン条約）に登録の動植物、モントリオール議定書やバーゼル条約の規制物質、IWC（国際捕鯨委員会）のくじらなど。そのほか、経済面から必要な規制品目リストが多数ある。

同法令で違法木材を規制するには、外為法そのものに書いてあるか根拠法が必要になるが、そのような根拠法は ITTA にも規定がないので現状では難しい。しかし、インドネシアに関しては、政府間で違法伐採・貿易に対する共同宣言を行っており、この中で、違法伐採木材を貿易規制をするという明確な合意が行われれば、インドネシアの木材について貿管令で規制することも可能である。

あるいは、貿易規制を含めた違法伐採対策の行動計画を関係省庁が省庁合意をして、閣議決定までもっていければ、貿管令で規制できる可能性がある。

外国為替及び外国貿易法

第 6 章 外国貿易

(輸入の承認)

第 52 条 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

2. 二国間協定に基づく貿易管理

2001 年に英国—インドネシア間で違法伐採対策に関する覚書 (MoU) が締結された。両国はこの MoU に基づいて、合法性証明制度や木材の追跡システムの開発を進めている。日本もインドネシアとの間で 2003 年 6 月に共同声明と行動計画を発表しているが、法的な拘束力がないことから、行動計画の進捗は遅れている。

二国間協定は地域の状況に合わせて適用することができるため、違法伐採のリスクの高い生

産国・輸出国との二国間または地域間の協定について交渉し締結を目指すべきである。これらの協定は、相手国において独立した合法性証明制度を確立するとともに、日本では相手国から輸入する木材に関してはこの合法性証明を受けた木材のみを対象とするように制限するべきである。違法伐採のリスクの高い国と協定を結ぶことで、違法材の日本国内への流入をかなり防止することができるようになる。

日本側においても、相手国からの木材の合法性確認を水際で実施できるようにするため、木材、木製品輸入のための貿易管理を行うべきである。これは CITES の規制対象種や、偽ブランド品の場合と同様の貿易管理である。税関はすでにこのようなシステムの運用に慣れており、追加的な能力はもちろん必要となるだろうが、実施するのはそれほど困難ではないであろう。

しかし、全ての生産国がこのような協定を望むとは限らない。したがって、協定締結国以外からの違法伐採木材の輸入を規制するために、海外の法律を犯して生産された木材を輸入、輸出、輸送、販売、受理、取得、購入することを違法とする条項も貿易管理に含むべきである。

3. ワシントン条約 (CITES)

ワシントン条約 (CITES: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」⁹⁵) は、限られた樹種にしか適用できないが、違法木材の貿易を規制できる国際的枠組みである。しかしながら、CITES で規制対象となっているラミンが国内で流通していることから、CITES 対象木材製品の貿易管理を徹底しなければならない。

CITES の輸出許可証の正当性を輸入地点において適切にチェックするため、税関が輸入業者に対して輸出許可証の正当性を調べるための情報の提出を要求することができるよう、必要に応じて日本における CITES 関連規制の修正を行うなど実施すべきである。

また、現在は CITES の規制対象樹種は極めて限られているが、今後は CITES 付属書により多くの貴重樹種を登録していけるよう、日本政府として CITES の会議において積極的に働きかけていくべきである。

4. 刑法による盗品取引の規制

日本には、窃盗行為や窃盗品の受け取りを罰することのできる刑法を持っており、これは海外で盗まれたものにも対応する。刑法第 3 条では、「この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する」とされており、「第 256 条 (盗品譲受け等) の罪」が対象となっている⁹⁶。

⁹⁵ CITES: この条約は、絶滅危機種のモニタリングと必要に応じて取引を制限できるもので、マレーシアを含む 155 の国が批准している。違法伐採による木材や製材品の輸入を禁止できる包括条約がない現状では、CITES の付属書へリストアップすることが、輸入国がその品目の輸送を止めることのできる唯一の法的手段となる。

Appendix III listing: 消費国はその品目 (ラミンおよびその製品) については、輸出国政府の公的 CITES 許可証のついたものしか輸入できないことを意味する。

⁹⁶ <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

刑法 第 39 章 盗品等に関する罪

(盗品譲受け等)

第 256 条 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のある者をした者は、十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

この法律によって、地元住民の所有権が法的に認められている土地、及び保護地域からの木材輸入を罰することができると考えられる。日本政府は、この法律の下で取締りを行うため、生産国政府または土地所有権のある住民を支援すべきであり、場合によっては、地域住民にかわって生産国政府が訴訟をするようにしてもよい。このような訴訟が一つでも行われ注目が集まれば、業界に対して大きな示威効果が得られることが期待できる。

5. 投資資金源の規制

公的・民間金融機関からの融資は、生産国の多くの木材関連企業にとって重要な資金源である。生産国において違法な操業も非常に多いことから、これら資金の一部は間接的に違法行為を存続させることにもなっているとみられる。

金融業界を規制する法規制や、社会的権利や環境を保護する法規制は、国際協力銀行や日本貿易保険等の輸出信用機関や民間銀行が融資や保険を与えた事業に対しても効力があることを確保すべきである。また、融資側も自主的に融資先の違法伐採リスクについて確認をするような方針やガイドラインを採用すべきである。

また、違法伐採木材を運搬するような船舶に対して、あらゆる保険を除外する厳しい規則を採用し実行することを、海上保険会社に促すべきである。

2) 貿易措置と WTO との整合性

貿易管理措置を実施するにあたって、最も懸念されていることが、国際貿易ルールとの整合性である。

過去に GATT/WTO のもとでの主要な環境保護を根拠とした措置の是非が争われた事例では、いずれも当該措置が GATT 第 1 条（最恵国待遇原則）、第 3 条（内国民待遇原則）又は第 11 条（数量制限の禁止）に抵触するものであり、GATT 第 20 条に挙げられる例外事項に該当するかが争点となった。

1. そこで、まず GATT の関連する条文について解釈と環境保護を目的とした措置が一般協定に抵触するかどうか争われた事例の紹介をした上で、持続可能な森林管理を目的とした措置について、以下の 2 つのような措置を日本が採った場合、それらの WTO との整合性を検討する。EU FLEGT の VPA ライセンシング・スキームと同様の合法性が証明された

木材のみを輸入する制度による貿易管理

2. 原産国で違法に伐採された木材の輸入・取引を違法とするような法制度の制定

1. GATT 関連条文の解釈

ここでは、過去に環境保護を目的とした措置が一般協定に抵触するか否かが争われた事例（Tuna I 事件、Tuna II 事件、Gasoline 事件、Shrimp/Turtle 事件、Asbestos 事件）と、一般協定の条文解釈について述べる。

Tuna I 事件

1972 年の「海洋哺乳動物保護法」(Marine Mammal Protection Act: MMPA) は、特に東部熱帯太平洋 (ETP) における海洋哺乳類を混獲するような方法でのキハダマグロの漁獲を、米国漁船についても、米国に対してマグロを輸出する外国漁船についても禁止し、米国が定める基準 ((i) 捕獲国が海洋哺乳類の捕獲に関して米国同様の規制制度を有していること、(ii) 米国船の混獲率と同水準であること) を満たしていることを証明できない国からのマグロおよびマグロ製品の輸入を禁止するものであった。また、「中継国」についても同様の措置がとられた。1991 年、メキシコが GATT 第 11 条、13 条及び 3 条を根拠にこの措置の違法性を訴え、米国は、当該措置が第 3 条違反を構成せず、たとえそうであったとしても第 20 条 b 項、d 項及び g 項によって正当化されるものであると主張した。小委員会は、第 11 条及び第 3 条違反を認定し、第 20 条によっても正当化されえないとした。

当事件では、①ある国が他国の環境基準を決定することを指示することができるか、②製品の（品質そのものではなく）製造過程・方法に対して措置を採ることができるか、が主な争点となった。

Tuna II 事件

当事件は、Tuna I 事件にて「中継国」とされた国のうち EC 及びオランダが米国による禁輸措置が GATT 第 3 条及び第 11 条 1 項違反を構成し、第 20 条の一般例外によって救済されるものではないと主張した。米国はこれに対し、第 20 条は、保護対象が措置を実施する国家の管轄領域内でなければならないことを要求していないと主張した。小委員会は、第 11 条及び第 3 条違反を認定し、第 20 条によっても正当化されるものではないとした。

Gasoline 事件

大気清浄化法 (Clean Air Act) の 1990 年改正に伴い、米国環境保護庁は、大気汚染の減少を目的としてガソリンの配合と排気の影響に関してガソリン規則 (Gasoline Rule) を定めた。当規則は、1995 年から米国の最も汚染のひどい地域において、成分再調整済みガソリン (reformulated gasoline) のみ販売を許可し、その他の地域では、1990 年に販売された普通ガソリン (conventional gasoline) の水準よりも低いガソリンのみ販売を許可するもので、米国の全ての精製業者、配合業者、輸入業者に適用された。1990 年において少なくとも 6 ヶ月以上操業していた国内精製業者は 1990 年に当該業者が販売したガソリンの品質を示す個別基準 (individual baseline) を制定しなければならなかった。米国環境保護局は、さらに米国の 1990 年のガソリン品質の平均値を表す法定基準 (statutory baseline) を設定し、1990 年の操業期間が 6 ヶ月を下回る国内精製業者及び海外の精製業者に適用された。1995 年、ベネズエラ及びブラジルは、ガソリン規則が GATT 第 3 条違反を構成し、第 20 条をもって正当化されないと主張した。これに対し、米国は当規則が第 3 条に矛盾せず、そうでなくとも第 20 条 b 項、g 項、d 項によって正当化されるとした。小委員会は、当規則は第 3 条に違反し、第 20 条によって正当化されるものではないとしたため、米国が上告した結果、上級委員会は、当規則が第 3 条違反を構成するものの、第 20 条 g 項によって正当化されるが、第 20 条柱書の要件を満たさない故に正当性が認められないとした。

Shrimp/Turtle 事件

現在、世界で 7 種のウミガメの存在が確認されており、そのほとんどが世界中の亜熱帯及び熱帯地域に分布している。海洋で一生を過ごし、繁殖場所と食料の捕獲場所の間を定期的に移動する習性がある。これまでウミガメは、人間の活動により、直接的（食肉、殻、卵の利用のため）に、また、間接的（漁業による混獲、生息地の破壊、海洋汚染のため）に悪影響を受けてきた。1973 年の米国絶滅危機種法（ESA：Endangered Species Act）は、米国水域に出没する 5 種のウミガメを絶滅の危機あるいはその恐れがある種としてリストに載せ、米国内、米国領海内及び公海での捕獲を禁止した。1987 年、米国は ESA に基づいて、ウミガメの出現しやすい水域においてエビトロール漁業者に対し TEDs（ウミガメ除去装置）の使用を強制した。1989 年制定の米国法 101-102 号 Section 609（Section 609 of U.S. Public Law 101-102）を制定し、米国と比較可能な有効性の（実際の運用では、本質的に同じであることを要求）規制制度及び同水準の混合捕獲率を証明できない、又は捕獲国の捕獲環境がウミガメに対して脅威とならないことを証明できない国からのエビの輸入を禁止した。これは、実質的に捕獲国の漁師に TEDs の使用を強制するものであった。また、国務長官に対して、ウミガメに悪影響を与える可能性のある商業的漁業を行っている外国政府との間で、ウミガメ保護のための二国間又は多数国間協定の発展に向けた交渉を開始することを義務付けた。1996 年、インド、マレーシア、パキスタン及びタイが共同で、当該輸入禁止措置は GATT に違反するとして申し立てを行った。小委員会は、当措置が第 1 条違反を構成し、第 20 条によって救済されるものではないとした。また、その際に同条の解釈に関して、柱書に含まれる要件が同条の段落のいずれにも適用するように、最初に同条の柱書を検討することは同様に適当であるように思われるとした。上告を経て、上級委員会は、第 20 条の、各条文を検討した後に柱書に照らす方法を採用した。

本件は、上級委員会が、WTO の下で各国が環境保護を目的とした貿易措置を採る権利を有することを認めた点で大きな意義を持つ。米国の敗訴は、環境を理由にした措置の否定ではなく、主にカリブ諸国に対してアジア諸国（原告インド、マレーシア、パキスタン、タイ）より厚い技術的・財政的支援を与え、長期の移行期間を許すことによって、WTO 国間で差別的な扱いが根拠であったことに留意しなければならない。

米国は、この結果を受けて改正ガイドラインを作成し、2001 年の再パネルの再には勝訴、当ガイドラインは現在に至るまで有効である。

Asbestos 事件

1998 年、カナダはフランスによるアスベスト及びアスベスト使用製品の輸入禁止措置を GATT 違反であると主張したが、WTO の小委員会及び上級委員会ともに「管理していれば安全」とするカナダの主張を認めず、WTO は人類の健康と安全を加盟国が妥当と考える基準で守ることを妨げないことを確認した。

第 1 条（一般的最恵国待遇）

本条は、その運用上、訴えの内容について他の条文の違反が判断された場合には検討されてこなかった。Gasoline 事件では第 3 条及び第 20 条との関係において⁹⁷、Shrimp/Turtle 事件では第 11 条との関係において⁹⁸こうした判断がなされたため、本条は検討されていない。

⁹⁷ WTO analytical index: GATT 1994 para23; World Trade Organization, United States - Standards for Reformulated and Conventional Gasoline, Report of the Panel, WT/DS2/AB/R, 20 May 1996 para6.19

⁹⁸ WTO analytical index: GATT 1994 para25;

第 3 条（内国の関税及び規則に関する内国民待遇）

第 3 条は、輸入国国内に入った産品が、国内における課税及び規則に関して同種の外国産品と国内産品との間で差別を設けてはならない（輸入品にのみ不利な措置をとることを禁止する）、いわゆる内国民待遇を規定するものである。

ここでは、産品の「同種性」をいかに判断するかが問題となる。これまでの判断は「同種性」を広く解釈し、産品の特性でなく、生産工程・生産方法⁹⁹（PPM: processes or production methods）によって産品を区別することを避けてきた。GATT 時代の Tuna I 事件及び Tuna II 事件では、第 3 条が産品自体に対する措置のみを適用の対象としていることから、第 3 条の要件に違反するとした。GATT の附属書 I における同条の注釈で、輸入の時に又は輸入の地点において徴収され又は実施される法令若しくは要件であっても、輸入産品について同種の国内産品と同様に適用される場合は、第 3 条の規定の適用を受けるものとしているが、Tuna II 事件では、第 3 条があくまでも国内産品及び外国産品の待遇を比較するものであり、政策・慣行を比較するものでないことを確認し、米国の措置は産品自体に影響しない政策・慣行に関連した法令又は要件を輸入時に適用するものであるため、当注釈は適用されないとした¹⁰⁰。WTO 時代になっても、Gasoline 事件¹⁰¹では、ガソリン自体の特性ではなく、ガソリンの精製業者等の特性やそれら業者の保有するデータの性格（産品の特性に影響を与えない PPM）によって適用される基準が異なるのは第 3 条に反するとされた。

しかし、その後 WTO では、TBT 協定¹⁰²で最終的に産品の特性に影響を与える PPM については許容される旨明文化されている。また、Asbestos 事件¹⁰³では、「同種性」が認められた製品であっても、輸入品の方が国内製品よりも不利な待遇を受けていない限り区別をしても GATT 違反を構成しないことを確認した。

第 11 条（数量制限の一般的禁止）

「禁止又は制限」

Shrimp/Turtle 事件では、WTO 小委員会は、「米国は一定の政策条件を満たさないいかなる国からのエビ又はエビ加工品の輸入を禁止し」ており、過去の事例¹⁰⁴においても同様に輸入を制限する措置を第 11 条に抵触するものと判断してきたとした¹⁰⁵。第 11 条が環境保護を目的

⁹⁹ World Trade Organization. Report of the Committee on Trade and Environment (1996) . WT/CTE/1. 1996.

¹⁰⁰ GATT. United States — Restrictions on Imports of Tuna . Report of the Panel. DS29/R para5.8

¹⁰¹ World Trade Organization, United States - Standards for Reformulated and Conventional Gasoline, Report of the Appellate Body, WT/DS2/AB/R, 20 May 1996 p28

¹⁰² 貿易の技術的障害に関する協定（Technical Barriers to Trade Agreement）

¹⁰³ World Trade Organization, European Communities – Measures affecting asbestos and asbestos-containing products, Appellate Body Report, WT/DS135/AB/R, 12 March 2001

¹⁰⁴ Tuna I 事件（Panel Report on US – Tuna (EEC), para. 5.17-5.18）及び Tuna II 事件（Panel Report on US – Tuna (Mexico)）

¹⁰⁵ World Trade Organization, United States- Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products, Report of the Panel, WT/DS 58/R, 15 May 1998, para 7.16

とする数量制限を許容していないことについては、GATT 時代も WTO 時代も変わらない立場をとっている。

第 20 条（一般的例外）

GATT 第 1 条、第 3 条、第 11 条等に違反すると認定された場合、第 20 条の一般的例外による正当化の可能性が検討されてきた。第 20 条は、例外条項としての性格を有し、GATT の他の禁止規定に違反することを前提とし、その違反の効果を解除するものである。環境保護を根拠とした措置を導入する場合には同条の以下の部分が問題となる。

この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の¹⁰⁶若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

- a) 公徳の保護のために必要な措置
- b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- d) この協定の規定に反しない法令（税関行政に関する法令、第二条 4 及び第十七条の規定に基づいて運営される独占の実施に関する法令、特許権、商標権及び著作権の保護に関する法令並びに詐欺的慣行の防止に関する法令を含む。）の遵守を確保するために必要な措置
- g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る

近年、WTO の上級委員会では、以下のように特に b 項および g 項について柔軟に解釈し、環境に配慮した貿易措置の正当性を認める傾向にある。

第 20 条(a)

本項については適用例がない。

第 20 条(b)

Tuna I 事件では、域外の対象を保護するような解釈 (extra-territoriality) が許容されれば、各締約国は他の締約国の生命又は健康を保護する政策を一方的に決定することになり、GATT 上の他の締約国の権利の阻害を免れないとし、第 20 条 b 項での正当化はできなかつた¹⁰⁷。しかし、WTO 時代に入り、その解釈は大きく変遷している。「域外管轄」の解釈については、第 20 条 g 項の項で述べる。

第 20 条(d)

「必要な」

この文言は、他に a 項、b 項にも見られる。Tuna II 事件では、「他に代替手段が存在しな

¹⁰⁶ サービスの貿易に関する一般協定 (GATS) の公定訳では、同じ文言 (arbitrary) で「恣意的な」となっている。

¹⁰⁷ http://www.wto.org/english/tratop_e/envir_e/edis04_e.htm

い」と解釈され、締約国は他に合理的に用いることができる GATT に矛盾しない措置が存在しないことが明白でない場合には、GATT に違反する措置を本項によって正当化することはできないとした。

第 20 条(g)

「有限天然資源」

Tuna I 事件では g 項についても基本的には同様の解釈をとって、域外の有限天然資源の保存を目的として措置をとることは許されないとして、その適合性を否定した。

一方、Shrimp/Turtle 事件では、上級委員会は、g 項の文言は「有限天然資源」を鉱物又は非生物天然資源に限定しておらず、WTO の前文が「持続可能な開発」を条約の目的に掲げていることを指摘し、ウミガメが CITES の付属書にも記載されていることから、ウミガメの有限性については共通の世界的意識があるとした。さらに、ウミガメが高度回遊性の動物であり、当該種類の海亀はいずれも米国海域内を回遊することから、ウミガメが第 20 条 g 項の「有限天然資源」を構成すると認めた。

また Shrimp/Turtle 事件において、当該「有限天然資源」と貿易措置を適用する国家との間に「関連性」(nexus)がなければならぬことが指摘された¹⁰⁸。当事件では、問題となっている漁業行為によって危険に晒されているウミガメ類が、公海及び米国領海を含む多くの国の沿岸水域を移動することが、「関連性」を示す十分要件として認められた。

「保存に関する」

Shrimp/Turtle 事件では、WTO 上級委員会は「不利な待遇」(less favorable treatment)が「保存に関する」ものであるか否かでなく、当該措置の在り方が主に保存を目的としているか否かを検討するべきであるとした¹⁰⁹。ガイドラインの実施をする米国法 101-102 号 609 項が、その範囲においてウミガメという種の保護と保存という政策目的に関連して不均衡に広いものではないとし、原則としてそれらの措置が目的に合理的に関連しているとし、609 項は第 20 条 g 項の有限天然資源の「保存に関する」措置として認定した。

「国内の生産又は消費に対する制限と関連して」

Gasoline 事件、Shrimp/Turtle 事件ともに内外に対する「公正さ」(even-handedness)を要求する文言と解釈している¹¹⁰。

第 20 条柱書

Gasoline 事件

Gasoline 事件では、第 20 条柱書に「任意の又は正当と認められない差別待遇」と「国際

¹⁰⁸ World Trade Organization. Report of the Appellate Body WT/DS58/AB/R p53

¹⁰⁹ 小委員会は、「不利な待遇」について審査し、同条項の適用を否定したが、上級委員会はこれを批判した。(WTO analytical index: GATT 1994 para522-528)

¹¹⁰ WTO analytical index: GATT 1994 para532; World Trade Organization, WT/DS2/AB/R, 20 May 1996 p21

貿易の偽装された制限」の 2 つの要件があるとし、それらがお互いに意味を付与し合うことがあるとし、柱書の趣旨目的が濫用又は悪用を避けることにあるということを確認した¹¹¹。

WTO 上級委員会は、大気清浄化法 (Clean Air Act) を実施する規制を普及させるにあたり米国に利用可能な手段が一つ以上あったことを示した。同国が行政上の困難を理由に国内業者には適用されている個別基準をすべての外国業者に適用しなかったことについて、同国が外国の製品の貿易に関する確立された検査、評価、認証といった技術事項に関して外国業者及び当該外国政府 (ベネズエラ及びブラジル) との協力の可能性を模索しなかったとし、米国が代替手段の可能性を探らなかったことを指摘した。また、上級委員会は米国が法定基準を国内業者に適用しなかった理由につき検討して、米国が国内精製業者の費用を考慮に入れる一方で、外国の業者に対してはこれを考慮しなかったと指摘した。上級委員会は、このような不作為の結果生じた差別的待遇は予見可能であったとし、単に偶然的又は不可避とはいえないとして、基準値設定規則はその適用において正当化されず、国際貿易の偽装された制限を構成するとした。

Gasoline 事件では、第 20 条柱書への適合要件として、国内外企業への平等待遇、国際協力の模索、代替措置の可能性の模索を示したと言えよう。

Shrimp/Turtle 事件

上級委員会は、この柱書に以下の 3 つの基準が含まれていることを指摘した。

1. 同様の条件の下にある諸国の間における任意の差別待遇
2. 同様の条件の下にある諸国の間における正当と認められない差別待遇
3. 国際貿易の偽装された制限

さらに、「同様の条件の下にある諸国の間において任意の又は正当と認められない差別待遇」の要件として①当該措置の適用が結果的に「差別」とならなければならない、②当該差別は性質上「任意の又は正当と認められない」ものでなければならない、③当該差別は「同様の条件の下にある諸国の間」で起こらなければならないとし、g 項の要件及び第 11 条の規準とは区別した。

正当と認められない差別待遇基準

国際協力若しくは代替手段模索の努力、さらに措置の柔軟性の要求、段階的導入期間の平等、技術移転の機会の平等が要件として挙げられた。

—柔軟性の問題：上級委員会は、Section 609 がその適用において、すべての他の輸出締約国に、米国内のエビトロール船に適用され、行使される政策と「本質的に同じ」(essentially the same) 政策を採用することを事実上求める措置であるとした。Section 609 (b) (2)(A)及び(B) の規定それ自体は WTO 締約国が米国と本質的に同じ政策を取るべき

¹¹¹ World Trade Organization, WT/DS 2 /R, 29 January 1996; WT/DS 2 /AB/R. 29 April 1996; p24-26

ことを求めておらず、一見すると一定の裁量若しくは柔軟性を認めているようにさえ思われたが、この柔軟性は 1996 年に設定されたガイドラインによって否定されていると判断した。このガイドラインでは、まず TEDs の使用に対するいかなる例外も米国のプログラムの例外と比較可能でなければならないとしていること。さらに捕獲国は適当な「信頼されうる実行努力」(credible enforcement efforts) をしなければならないとしている。また、1996 年のガイドラインによると適合性の決定において「国務省は捕獲国がウミガメを保護するのを引き受けるその他の手段もまた考慮に入れるものとする」とあるにもかかわらず、実際には柔軟性への配慮が失われているとした。

一他国の領域内の環境上の条件の考慮：上級委員会は、国際貿易関係においては、他の締約国の領域内での異なった環境上の条件を考慮せずに、ある締約国が特定の政策目的のために、その国の領域内で実施されるものと本質的に同一の包括的規制プログラムを他の締約国が採用するよう要求するために、米国のように貿易禁止措置を使用することは受け入れられないことを明示した。

一国際協力による問題の交渉：上級委員会は、米国が他の締約国のエビの輸出に対して輸入制限を課す前に、米国に対してエビの輸出をしている他の締約国と同様に申立国とウミガメの保護及び保存のための二国間若しくは多国間協定の締結交渉を怠ったとした。IAC に関する米国の努力は認めた上で、当条約によるウミガメ保護措置は一部諸国間に限定されたため、米国の行為は明確に差別的であり、正当と認められないものであるとされた。

一段階的導入期間：上級委員会は、段階的導入期間につき米国がカリブ海及び西大西洋のエビ輸出諸国には TEDs の使用に 3 年の段階的導入期間を与えながら、被上訴国には 4 ヶ月しか与えていなかった。

一技術移転：また、米国はカリブ海及び西大西洋輸出諸国に TEDs (ウミガメ除去装置) の使用への技術移転に尽力しながら、被上訴国に対してはそれほど努力をしなかったため、609 項に関する待遇の相違は「正当と認められない差別待遇」を構成するとされた。

「任意の差別待遇」基準

措置の柔軟性と適正手続きの要求を要件として挙げている。

次に上級委員会は、609 項が「同様の条件の下にある諸国の間において任意の差別待遇」を構成するような方法で適用されているかどうかの検討に移った。まず、「正当と認められない差別待遇」においても認められた「措置の柔軟性の欠如」が同様に任意の差別を構成するとした。また、輸出国の適格性を決定する前に申請国に聴聞、反論の機会を与えず、見直し、上訴の手続きが欠如していた点を挙げ、手続きが不透明かつ予測不可能で、申請を拒絶された輸出国は基本的な公正性と適正手続きを否定され、輸入を許可された国と比べて差別的な待遇を受ける結果となったと判断した。以上の点は GATT 第 10 条 3 項の精神に反するもので、第 20 条において正当化されないとした。

Shrimp/Turtle 事件再パネル

一方、その後改正されたガイドラインについて、2001 年 6 月に紛争解決了解第 21 条 5 に基づいてマレーシアが要請した再パネルでは、米国の改正ガイドラインの下で行われたオーストラリアの TEDs に対する「比較可能な有効性」(comparable in effectiveness)の審査に十分な柔軟性が認められ、また認証を否定された国に再審査を求める余地を残している等の点から適正手続きが認められ、GATT 第 20 条と整合するものとされた。また、マレーシアが、二国間協定が未締結の状態では一方的な措置が認められないと主張したのに対し、小委員会及び上級委員会とも、米国の措置は国際協定の合意が存在する場合にのみ第 20 条で正当化されるが、本件のように国際協定がない場合、委員会の判断は、そのような永久的な措置を採る権利を米国に認めるものではなく、米国が緊急な暫定措置を採択する可能性を認めるものであるとした¹¹²。すなわち、継続的な交渉の努力が要求されるものであり、後日にそれが認められない場合には再審理によって判断が覆される可能性は残っており、WTO は国際協定の締結を要求するスタンスは基本的に変えていない。

2. 各措置の WTO との整合性

次に、持続可能な森林管理を目的とした措置について、以下の 2 つのような措置を日本が採った場合、それらの WTO との整合性を検討する。

1. EU FLEGT の VPA ライセンシング・スキームと同様の合法性が証明された木材のみを輸入する制度（以下、「合法木材輸入制度」）による貿易管理
2. 原産国で違法に伐採された木材の輸入・取引を違法とするような法制度（以下、「違法木材輸入取引禁止措置」）の制定

第 1 条（一般的最恵国待遇）

違法に伐採・取引された木材も合法的に伐採・取引された木材も、その伐採・取引方法によって商品としての性質が変わるものではないから、「同種の産品」とみなされるであろう。それを踏まえれば、「合法木材輸入制度」は二国間協定締約国という一部の国からのみ輸入木材について合法性確認を要求するものであり、結果的にその原産によって木材を差別することになるため、第 1 条違反となるのではないかが懸念される。しかし、世界各国は、森林原則声明（1992）、ITTA、モントリオール・プロセス等の各種プロセスにおいて、持続可能な森林管理につき何らかの形でコミットしているということについては同等であるうえ、二国間の協定に基づく措置であれば、理論的には同条に基づいて訴えが提起されるとは考えにくい。

また、二国間協定締約国以外からの木材の輸入があった場合には、合法性の確認が求められず不参加国がかえって有利な待遇を受けることになるため、不参加国が訴えを起こすことは考えにくい。

また、「違法木材輸入取引禁止措置」も、当該国の国内法に基づく合法性を問題としているため、輸入国が設定する基準によって輸出国間の差別が起こるものではないが、合法性の基準

¹¹² World Trade Organization, United States- Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products; Recourse to Article 21.5 by Malaysia, Report of the Panel, WT/DS58/RW para5.87

の厳格性に国家間で格差があるとすれば、結果的にある国が優遇され、ある国が不利な待遇を受けることになる。近年、とりわけ Shirimp/Turtle 事件以降は措置の目的が差別的でなければ最終的に正当性が認められる傾向にはあるが、特定の国を優遇する意図のない措置であるならば、尚その格差を是正するような措置を採る必要がある¹¹³。

第 3 条（内国の関税及び規則に関する内国民待遇）

前項で検討したように、違法に伐採・取引された木材も合法的に伐採・取引された木材も、その伐採方法によって商品としての性質が変わるものではないから、「同種の産品」とみなされ、輸入木材と国内産木材の差別を目的とした措置が採られていないかが問題となる。

「合法木材輸入制度」は、二国間協定相手国からは合法性が確認された木材のみを輸入するものであるため、国産材にとって有利とみなされることがありうるが、そもそも協定に合意している相手国が訴えることは考えられない。

「違法木材輸入取引禁止措置」では、輸入木材が、国内木材と区別されることがないのであれば、合法性を要求すること自体が第 3 条に抵触することはない。しかし、例えば、輸入木材についてのみ国内での販売時点で合法性を証明する書類等を要求する場合は、第 3 条に抵触することになる。

第 11 条（数量制限の一般的禁止）

「合法木材輸入制度」は、持続可能な森林経営を理由としたいわゆる数量規制に該当すると考えられ、先述の通り本条の適用例で環境目的での数量規制が認められた例はない。しかし、欧州委員会¹¹⁴及び欧州議会貿易委員会¹¹⁵が指摘するように、「合法木材輸入制度」で採用される合法性証明システムは、二国間合意に基づくものであるため、当事国が訴えを起こすとは考えられない。

「違法木材輸入取引禁止措置」は、輸出国の法律に基づいて違法であることが確認された場合にのみ輸入を禁止するものであり、麻薬や違法コピー製品の輸入を禁止する措置と同様の措置であるから、数量制限とみなされるとは考えにくい。仮に本条への抵触が認定された場合には、第 20 条による正当化が検討されることになる。

¹¹³ Shrimp/Turtle 事件では、WTO 上級委員会は、第 20 条(g)の検討で「不利な待遇」(less favorable treatment)が「保存に関する」ものであるか否かでなく、当該措置の在り方が主に保存を目的としているか否かを検討するべきであるとした。

¹¹⁴ FLEGT Briefing Note No.8 「第一に、ライセンス・スキームは、FLEGT パートナー諸国から EU への木材輸入に関してのみ適用される。協定は、EU 及び FLEGT パートナー諸国の間で、自主的に、二国間で合意されるものである。このような協定を、自ら締結した国が、WTO 提訴を行うとは考えられない。また、第 3 国にとって、FLEGT の合意に基づく EU の措置に関して異議を申し立てるインセンティブがあるとは思われない。

¹¹⁵ 2004 年 2 月付の欧州委員会宛てのレターで次のように述べている。「自主的ライセンス・スキーム及び違法木材の輸入・販売の禁止に関する法制化について、WTO と両立するかという点に関し、懸念が表明されてきたが、本委員会においては、この懸念は正当化されないと判断した。FLEGT 行動計画のもとで考案された二国間合意は「自主的な」性格のものであるため、ライセンス・スキームが WTO の論争となる可能性は極めて低い。たとえ GATT への抵触が見出されたとしても、XX 条(d)、XX(g)のもとで GATT に適合するとみなされるであろう。また、違法木材の禁止に関する法制化について言えば、アメリカの Lacey 法の先例により、WTO との整合性は保たれるであろう。この法制化は、単に原産国において違法に生産された材の販売または輸入を禁止するものにはすぎないわけであるから。」

第 20 条

第 20 条の解釈手順については、1991 年 Tuna I 事件では明確には述べられていなかったが、1994 年 Tuna II 事件では g 項及び b 項の適合性判断の次に、柱書の要件（恣意的若しくは不当な差別：国際貿易の偽装された制限）を満たすかどうかを検討されるとし¹¹⁶、Gasoline 事件でもこの 2 段階性が踏襲された¹¹⁷ため、ここでも同様に各項を検討した上で柱書きに照らすこととする。

第 20 条 a 項

本項については過去に適用例がないが、違法木材の輸入を阻止、すなわち法的秩序を維持する努力が公德の保護に該当すると判断された場合には、この条項が適用される可能性がある。

第 20 条 b 項

「合法木材輸入制度」及び「違法木材輸入取引禁止措置」ともに、世界各国は、森林原則声明（1992）、ITTA、モンテリオール・プロセス等の各種プロセスにおいて、持続可能な森林管理につきコミットしており、このような普遍的といえる環境目的の措置を否定する理由はない。しかし、各具体的措置がその目的のため「必要」なものであるかについては検討の余地があり、次項で述べる。

第 20 条 d 項

日本国内の税関行政又は知的所有権（商標権等）の保護若しくは詐欺的慣行（違法伐採された木材が合法材として流通すること）の防止を目的に、各措置を導入することは、英国の政府調達方針が一定の成果を挙げていることに鑑みても、有効性が十分に認められるが、その「必要性」については議論の余地がある。本項に基づいて各措置の導入を正当化する場合、これより制限的ではない GATT に整合した代替措置がないことが証明できなければならないことになる。「合法木材輸入制度」は、二国間で合意が取れている合法性証明システムに基づいており、それ以上の制約を課すものではなく、「違法木材輸入取引禁止措置」も、輸出国の法制度における合法性に基づいており、新たな制約を加えるものではないといえるため、本項による正当化の可能性は十分にある。

また、後者の措置は「合法性」の確保を考えた場合、輸入国の法律の執行ではなく、輸出国の法律の執行が問題となる点で過去に争われた事例とは異なっており、さらに先の欧州議会貿易委員会の指摘の通り、アメリカの Lacey 法という先例がある上、バーゼル条約でも輸出国内で違法とされている物質の輸出を禁止していることを踏まえると¹¹⁸、この点が

¹¹⁶ para.5.12 及び para.5.29

¹¹⁷ WTO analytical index: GATT 1994 para482

¹¹⁸但し、バーゼル条約は「物質」の移動に関するもので、商品について明確な合意があるわけではない。この議論については、WTO でも長年議題に上っているものの解決されていない。国内で禁止された物品の輸出に関するワーキング・グループ（Working Group on the Export of Domestically Prohibited Goods）が 1989-1991 年の間 GATT の下で活動したが、1994 年、貿易と環境に関する閣僚決定（Ministerial Decision on Trade and Environment）に基づき、貿易と環境委員会（WTO Committee on Trade and Environment）で議論されることになった。

問題になるとは考えにくい。

第 20 条 g 項

この条項は、「必要な」(necessary)措置であることを要求しない点において第 20 条の他の条項よりも満たされやすいと言える。

「合法木材輸入制度」「違法木材輸入取引禁止措置」のいずれの措置についても、「持続可能な」管理の必要性について世界的なコンセンサスが取れている森林資源が「有限天然資源」に該当することは言うまでもない。一方、輸出国内に広がる森林と輸入国の「関連性」を示すのは困難であるが、二酸化炭素のシンク又は生物多様性など世界に共通の利益の保護のための重要性は強調されるべきだ¹¹⁹。

第 20 条柱書

「合法木材輸入制度」及び「違法木材輸入取引禁止措置」は、いずれも合法性を要求することによって保護しようとする法益（森林資源の保護）が各国間でコンセンサスのあるものであるため¹²⁰、GATT に矛盾するものではないといえる。

また、過去の判例は本柱書によってその正当性が否定されてきたが、ここで提案してきた措置については以下の理由により、第 20 条の要件に違反しないと考えられる。

1. WTO 体制下で争われた Gasoline 事件及び Shrimp/Turtle 事件は、いずれも輸出国に米国というある一国と同じ規制計画を採用することを要求していたが、持続可能な森林管理の基準は、国際的に議論されているものであり、日本独自のものではない。「合法木材輸入制度」では、合法性の証明について相手国との間の合意が前提となっている。「違法木材輸入取引禁止措置」についても輸出国の法律に基づいて違法性が判断されるものである。
2. 米国は、Gasoline 事件においてはベネズエラ及びブラジルとの協力の可能性を模索しなかったこと、Shrimp/Turtle 事件においてウミガメを保護する二国間または多国間協定の締結交渉を誠実に行っていない点が指摘されたが、「合法木材輸入制度」を採用するにあたっては二国間の協定を締結することが前提であり、「違法木材輸入取引禁止措置」についても、日本は、森林の持続可能な管理を確立するための多国間協定の締結交渉について、IPF/IFF、UNFF、ITTA 等の場で積極的に行っている。
3. 認証制度について、Shrimp/Turtle 事件では「ウミガメの生命や健康を脅かさない」という認証プロセスにおける透明性の欠如と手続き的公平性の欠如が指摘されたが、現在確立されている種々の森林認証制度については、こうした点に配慮されたものが多い。但し、認証材の中に違法材が混在していた可能性の報告例もあるため、森林認証制度を採用するにはスクリーニングする必要があると考えることが考えられる。スクリーニングし

¹¹⁹ The Royal Institute of International Affairs, WTO Implications of an International Timber Licensing Scheme Third Draft, 12 March, 2003, para34 では、第 20 条 d 項について同様の議論をしている。

¹²⁰ Shrimp/Turtle 事件でも、ウミガメは絶滅危惧種に指定されており、その保護に関しては世界的コンセンサスが取れていた。

た場合には、排除する認証制度についてはその不透明性などの問題点について検証しなければならない。

4. Shrimp/Turtle 事件において、米国は、カリブ海及び西大西洋輸出諸国には TEDs の技術支援を行い、さらに長期の移行期間を設けたのに対し、インド、マレーシア、パキスタン及びタイに対しては上記措置を施さなかった点が指摘された。しかし、「合法木材輸入制度」のモデルとなる EU FLEGT の VPA ライセンシング・スキームは二国間協定を締結した国に対しては技術的・財政的支援を行うとしており、生産国に対し政策の改革、ガバナンスや法執行の実効性担保を支援している。日本で採用する措置においても、同様に各国の実施環境に合った移行期間や技術移転の待遇を与えれば、その措置の正当性が否定されることはなかろう。

3-5 まとめ～欧州の事例を踏まえた日本の今後の違法伐採対策のあり方

違法伐採対策と木材の調達政策を実施するにあたり、考慮すべき大切なポイントを以下 10 項目にまとめる。既に取り組みを始めている項目もあるが、それらについては一層強化しながら問題の解決へ向けて取り組んでいくことが必要である。

1. 違法伐採問題の本質を調査・分析し、情報発信・情報共有とオープンな対話を強化

違法伐採問題は、単に保護区内での伐採や、盗伐、許可条件を超える伐採に限るものではなく、貧困、森林の利用権の帰属、法規制の内容や施行上の欠陥、不明瞭な意思決定と汚職腐敗、過剰な林産業設備、国内外の巨大木材需要など、様々な要因が複雑に絡み合った問題である。まずは、そうした問題の本質をしっかりと理解していくことが必要である。

そのため、日本が木材を輸入している主な生産国のうち特に違法伐採問題が深刻な国々から優先的に、その国特有の問題や要因を調査・分析し、現地の関係するアクターとともに解決へ向けて共同で取り組んでいかなければならない。その際、現地の NGO や専門機関を活用した独立した調査により、現場レベルの視点から現状の分析と問題の本質理解に努めるべきである。

調査結果は国内外のステークホルダーに対して定期的な公開ミーティングの場を設けるなどして効果的に発信し、問題の本質を的確に伝えていく必要がある。アジア森林パートナーシップ（AFP）も活用できるだろう。現地実態の報告と政府調達や業界ごとの取組みなど各主体の制度や対策の状況を報告し合い、各々の制度の改善にフィードバックできるようにすると良い。形式的な会議にすることなく、より具体的な議論を深めていくようにするべきである。そのために、中立的なファシリテーターを起用して、ワークショップ形式で進めるなどの工夫をすると良いだろう。

大切なことは、生産国と日本の政府、業界、市民社会が、現地の問題、取引上の課題、対策実施上の課題などを相互に理解し、公平で自由な立場で議論しながら実効性のある対策を共同で考えていけるよう、オープンな議論と情報共有が行えることである。

2. 生産国との対話と支援

違法伐採対策を実際に行っていく上で、最も大事なことは、生産国との対話と協力関係の構築である。とりわけ、違法伐採が問題となっている国々との対話のチャンネルを作っていくことは対策を進める上で不可欠である。

その際、大使館を通じた政府間の公式なチャンネルで情報を交換することはもちろんだが、それだけでは効果は限定される。違法伐採が問題となっているのはその国の行政機構自体に問題があるからであり、だとすれば行政機構を超えたチャンネル作りが必要となる。

実際に木材の取引に関わる業界、影響を受けている住民、問題を指摘している NGO や専門家、対策の必要性を認識している地元当局など、現地の様々な利害関係者、実際のアクターを巻き込んだ協力関係を作るよう、民間や NGO などのチャンネルを生かしながら、支援していくことが必要である。

3. 包括的対策を策定し、実施体制を整備

政府調達には違法伐採問題に対してのひとつのオプションであるが、これをもって違法伐採対策は完了するものではない。

違法伐採対策の目的は、生産国のガバナンスを改善し、現地コミュニティの生活基盤と森林管理の持続可能性を両立するとともに、豊かな生物多様性や炭素固定源の機能の維持向上を図ることである。

政府調達の他にも、主な輸入先国との二国間または多国間での協定に基づく貿易管理と、生産国へのガバナンスの改善支援、民間業界の自主的な取組み支援、G8 や FLEG などの国際的プロセスへの積極的な参加と貢献など様々な対策がとり得るはずだ。

これら対策を包括的かつ戦略的に検討して行動計画を策定し、実施状況を定期的に点検・評価・改善できるような実施体制を整備すべきである。

その際、違法伐採が問題となっている国からの木材に対して、実際の伐採地や流通の現場において有効に機能し、改善に貢献できているかどうかの視点で対策が検討・実施されなければならない。

4. 生産地までのトレーサビリティを確保

違法伐採が蔓延している国では、社会的背景が日本とはまったく異なる。書類の偽造や汚職腐敗が日常的に蔓延しており、サプライヤーから「合法」と書いた書類があるかどうかを確認するだけでは問題解決にはつながらない。

政府調達や民間調達において、伐採や森林管理の合法性や持続可能性を真に確認するためには、まず最低限、伐採地での伐採権や土地の利用権、伐採業者の法的ステータスが明示されていないと確認しなければならない。その上で、5) に述べる様々な法令が遵守されていることも確認していかなければならない。

それらを確認するためには、伐採地（森林管理単位、FMU）まで遡ったサプライチェーンを把握していなければ不可能である。サプライチェーンを把握したうえで、取引段階ごとに適切な CoC 管理ができていないかも確認されなければならない。

「原木を販売している業者は自社の伐採地を持っているか」「原木は自社の伐採地のみから集めているか、あるいは様々なルートから買い集めているか」「様々なルートの内訳は把握または適切に管理されているか」「伐採は自社で行っているか、あるいは下請け業者が伐採しているか」—このような点が把握できていなければ、あるいは、把握されているとしてもそれを示す証拠がなければ、伐採地の合法性を確認することはできない。

従って、調達制度の中に、サプライチェーンの把握と CoC 管理が適切に行われていることを確認できるクライテリアと手順（マニュアル）を整備しておく必要がある。

5. 合法性の指標を策定

合法性を確認するためには、上述したように、まず合法的な伐採権や利用権、企業の法的根拠の確認が必要である。

その上で、森林管理や伐採に関係する全ての手続き・規則が遵守され、環境法に基づく適切な環境対応（環境影響評価、貴重種の保護、化学物質の使用管理など）が実施され、労働者の権利や地域住民の森林の慣習的利用権に関わる法規則なども適切に履行されていなければならない。

さらに、伐採時の法令のみならず、木材加工・運搬・貿易時においても関連法規を遵守していなければならない。

「伐採権を示す書類はあるか」「伐採計画や森林経営計画を示す書類があるか、それらが適切に実施され点検されているか」「環境影響評価の実施報告があるか」「貴重種がモニタリングされ保護されているか」「伐採業者と先住民の間で森林の利用権を巡る対立が生じていないか」「伐採に関わる手数料が適切に支払われているか」「無届けの工場で加工されていないか」「不法労働者による人権を無視した操業が行われていないか」「輸出申告に偽りがないか」—これらの点が把握できていなければ、あるいは、把握されているとしてもそれを示す証拠がなければ、木材生産に関する合法性を確認することはできない。

従って、調達制度の中に、このような点について合法性が適切に担保されていることを確認できるよう、クライテリアと手順（マニュアル）を整備しておく必要がある。

このようなクライテリアの参考になる具体的な合法性の基準としては、日本政府が支援をしてまとめられた「アジア森林パートナーシップにおける合法性の基準」を参照することができる。

また、インドネシアでは、マルチステークホルダーによるコンサルテーションを重ねて実施してきた合法性基準が 2007 年 1 月に策定されている。今後、同国ではこの基準を何らかの形で制度の中に取り入れていくと見られ、EU FLEGT の VPA ライセンス制度にも位置づけられると予想されている。

ちなみに、EU FLEGT においては、マレーシア、ガーナ、カメルーンとも VPA 交渉を始めており、今後 2～3 年以内に各国で合法性の基準が策定されライセンス制度が立ち上がる見込みだ。

日本としても主要な輸入先国においてマルチステークホルダーによる十分な協議プロセスによって策定が行われるように支援し、これらの国々からの輸入材に関しては、策定された基準に沿って確認作業を進めていくべきであろう。

表 3-5-1 アジア森林パートナーシップにおける木材の合法性基準

【森林管理の合法性】	【木材加工産業の合法性】
<p><u>段階1: 土地の所有権と利用権の証明</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当該森林管理区域が、商業生産、土地利用転換もしくは植林地としての利用に、法的に区分されていることの証拠。 ▶ 当該企業が定められた森林区域における管理又は伐採に関する免許もしくは許可を保有していることの証拠。免許は管理又は伐採の期間を通じて有効でなければならない。 ▶ 当該森林区域が、土地の利用権又は使用権について第三者と争われていないことの証拠。 <p><u>段階2: 森林に関する法令及びその他の関連する規則の遵守</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 関連する地域及び国の法律、規則、適用できる場合には、伐採実施規範もしくは、土地開拓の条件、を遵守していることの証拠。 ▶ 関連する地域及び国の環境、社会、労働に関する規則を遵守していることの証拠。規則には、環境影響評価や絶滅が危惧される種の保護策、地域社会の伝統的権利の承認や慣習法の尊重、労働者の安全・健康・雇用条件等が含まれる。 ▶ 森林施行や木材伐採に関する全てのコンセッション料、税金が支払われていることの証拠。 ▶ 社会的、環境的影響を緩和する手段が、森林管理・伐採計画に組み込まれ、承認されていることの証拠。 <p><u>段階3: 森林管理計画と施業の承認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 森林管理・伐採計画が適切な政府当局に承認されていることの証拠。 ▶ 伐採計画が、当該森林全体と生産区域、さらに保護区域、伐採量、伐採対象樹種、伐採可能直径、その他適切な要求事項について定義していることの証拠。 ▶ 伐採やおよび施業が承認された計画に厳格にしたがって行われていることの証拠。 <p><u>段階4: 木材の識別とトレーサビリティ(追跡性)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ それぞれの丸太にラベル、タグ等による適切な識別がなされ、認可された伐採地まで遡って確認できることの証拠。 ▶ 政府の規則に従い、伐採地から木材加工施設までを通じて丸太が移送されたことおよびその少量を示す証拠。 	<p><u>段階1: 木材加工産業の操業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 操業のために必要かつ有効な認可を有していることの証拠 ▶ 現行の加工能力に基づいた操業に対する法的許可を有していることの証拠。 ▶ 当該組織が林産物の貿易に関与している場合には、所管する政府当局に適切な登録がなされていることの証拠。 ▶ 関連する地域及び国の環境、労働に関する規則を遵守していることの証拠。規則には、環境基準、労働者の安全・健康・雇用条件等が含まれる。 <p><u>段階2: 原材料の購入と受領</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 受領し、生産に供した原材料の記録に関する証拠。 ▶ 購入した全ての木材について、認可された伐採区域まで遡って確認できる適切な木材識別がなされていることの記録に関する証拠。 ▶ 丸太が積み降ろされる前に、加工場の入り口において全ての丸太が確認、特定された記録に関する証拠。 <p><u>段階3: マテリアル・フローの処理、計画、管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 使用された原材料と最終製品の量に関する生産ユニット(作業段階)毎の記録に関する証拠。 ▶ 生産ユニットの定義とそれぞれの生産ユニット割り当てられた原材料の記録に関する証拠。 ▶ 生産ユニットから次の生産ユニットに移送される材料の識別と記録に関する証拠。 ▶ 進行中の全ての作業を特定する作業段階番号及びその法的地位に関する証拠。 <p><u>段階4: 丸太と木材製品の移送</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 供給源の詳細とそれぞれの丸太の識別票(ラベル、タグ等)に対応する有効な丸太移送文書に関する証拠。 ▶ 木材製品移送のための有効な許可に関する証拠 <p><u>段階5: 販売と出荷</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 生産ユニット毎にすべての最終製品を特定する記録に関する証拠。 ▶ 生産された最終製品の生産ユニット毎の販売記録に関する証拠。 ▶ 販売インボイスや梱包明細書のような有効な出荷文書に関する証拠。 ▶ 必要な場合は、木材及び木材製品の輸出許可に関する証拠。

6. 持続可能性の指標策定と、森林認証制度の評価

持続可能性についても、「持続可能な森林管理が営まれている森林から産出されたもの」を具体的に判断することが出来る明確なクライテリアがなければならない。

日本も参加し国際的にコンセンサスを得ているモントリオール・プロセスの指標等を参考に、土地の所有権が明確になっていること、地域社会や先住民、労働者の権利を尊重していること、森林の生産力が持続的に維持されていること、生物多様性や土壌及び水資源が保全されていること、などを含む具体的判断指針を持つべきである。

また、様々な森林認証制度が存在しているが、それぞれ作られた背景や目的が異なっており、認証する内容やその手続きについても違いが存在する。

「基準と指標はどのように作られ何が含まれているか」「認証審査機関はどのように認定登録され評価されているか」「認証審査は FMU レベルで現場での審査が行われているか」「詳細な審査報告は公開されているか」「CoC 制度ではどの程度の分別管理レベルが要求されているか」「異議申立て手続きはどのように規定されているか」——このような点についての違いを理解し、それぞれの認証制度が自らのクライテリアに沿って適合しているかどうか、公正な審査が担保され審査結果が十分に信頼しうるかを評価していくことが必要である。

7. 信頼できる証明

トレーサビリティが確保されていること、分別管理が適切に行われていること、合法性、持続可能性がクライテリアに合わせて満たされていることの確認には、信頼しうる十分な証明が必要である。

とりわけ、認証制度によらない独自の証明においては、一定レベル以上の精度が満たされていなければならない。合法であることや持続可能であることを宣言するために、どのような基準に基づいてどのような手続きで誰が確認したのか、その手続きが実際に適切に実施されているのか、その証拠となる記録が残っているかということを確認できるようにしておく必要がある。

8. 調達者と納入業者の取組みの推進

現状の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」は木材業界に対するガイダンス的な内容となっているが、グリーン購入法は本来、国の機関と契約業者に対して調達の際に環境に配慮するよう義務を課すものである。そのため、調達側である国の機関と納入企業（とりわけ公共工事における建設業者）が適切な木材調達を行えるようにするためのガイダンスを作成して関係者に周知することが必要である。建築工事であれば、設計、入札、契約、工事・納入の各段階で、違法木材が混入するリスクを減らし、合法性や持続可能性を適切にチェックができるような具体的対応策が必要である。

また、調達者や納入業者に対してガイダンス文書を配布するだけでなく、リスク評価の方法や合法性や持続可能性を証明する書類の確認方法を研修し、リスクの大きい部分から優先的に確認を行っていきけるようにすることが大切である。

そのために、情報を収集・整理したり、企業に対して実際的な方法、ツールやそれらの枠組みを提供していくサポート体制も作っていくことが望ましい。これらの機能は地方や企業に対してもオープンに提供されるべきである。

9. 実施状況の検証と、社会的チェック体制の整備

調達制度の実施に当たっては、実際に調達された木材製品を事後評価し、適切に合法性・持続可能性が証明・確認されているかどうかを公正にチェックするべきである。調達された木材製品の合法性に疑義が生じた際には、納入業者に合法性を証明する書類の提出を要請するなどの対応が必要である。監視機能が働かなければ、制度は形骸化してしまう。

欧州のように NGO の活動が強く社会的支持も厚ければ、社会的に十分なチェック機能が働くことができるが、日本のようにそれが弱ければ、専門家・NGO からなる独立したチェック体制を調達制度の中に整えるべきである。また、調達精度の運用が毎年どれだけ改善しているのかをモニタリングするためにも、定量的な実績評価を定期的実施することが必要である。

10. 貿易対策の実施

輸入国がその購買力をレバレッジにして、生産国の問題に貢献しうる対策としては、調達方針の他に、貿易管理の導入が考えられる。調達方針は、第一義的には調達者とそれに対する直接の納入業者が義務を負うものであるが、それ以外の取引については直接的に義務を負わすことが出来ない。その弱点を補う意味でも貿易管理による違法木材輸入の規制を実施するべきである。

CITES に登録されている樹種はもちろん、輸入先国で伐採や取引が禁止されている樹種・品目については、輸入貿易管理令の輸入公表リストとして告示し、輸入の際に税関で厳重にチェックをするべきである。

さらに、生産国との二国間または多国間での協定締結によってより幅広い貿易管理も可能になる。現在、インドネシアとの間には 2003 年 6 月に締結した共同宣言が存在しており、合法性証明のためのトラッキングシステムの開発が進められている。インドネシアでは 2007 年 1 月に合法性基準が策定されており、この基準とトラッキングシステムに基づく検査と証明書の発行手続き構築は現実のものとなってきている。

実際、EU はインドネシアとマレーシア、ガーナとの間でそれぞれ 2007 年中に協定を締結して、各国からは合法証明制度に基づく木材のみを EU に輸入許可する取組みを始めるべく公式の交渉を始めている。

日本でも違法伐採が問題となっている主な輸入国と、このような二国間の協定を締結し、貿易管理を実施していくべきである。

この貿易管理と合わせて、生産国においてマルチステークホルダーによる合法性基準の策定を支援することで、この策定プロセスがボトムアップでのガバナンス改善に貢献することにもつながる。

環境省請負事業

平成 18 年度 世界の森林保全のための違法伐採問題に関する検討調査業務報告書

2007 年 3 月

財団法人 地球・人間環境フォーラム

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-18-1 虎ノ門 10 森ビル

TEL. 03-3592-9735 FAX. 03-3592-9737

<http://www.gef.or.jp>